

第二十二回国会 農林水産委員会 議録第四十八号

(七九六)

昭和三十年七月二十七日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 網島 正興君

委員 安藤 覺君

委員 松浦 東介君

委員 中馬 辰猪君

委員 稻富 稜人君

委員 赤澤 正道君

委員 井出 二郎君

委員 石坂 繁君

委員 木村 文男君

委員 小枝 一雄君

委員 丹羽 兵助君

委員 本名 武君

委員 大野 市郎君

委員 助川 良平君

委員 平野 三郎君

委員 赤路 友藏君

委員 井谷 正吉君

委員 芳賀 貢君

委員 川俣 清音君

委員 中村 時雄君

委員 松平 忠久君

出席國務大臣

外務大臣 重光 葵君

大藏大臣 一萬田尚登君

農林大臣 河野 一郎君

國務大臣 大久保實次郎君

國務大臣 高橋達之助君

出席政府委員

北海道開発 松田 鐵藏君

政務次官 柏原益次郎君

總理府事務官 酒井 俊彦君

經濟企画庁 長官官房長

總理府事務官 佐々木義武君

經濟企画庁 計画部長

外務事務官 下田 武三君

大藏事務官 原 純夫君

(主計局次長) 吉川 久衛君

農林事務官 渡部 伍良君
農林事務官 藤井 信君
農林技官(農地局計画部長) 和田榮太郎君
專門員 岩隈 博君
專門員 藤井 信君
委員外の出席者
七月二十六日
委員井手以誠君辭任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員石田寅吉君及び佐竹新市君辭任につき、その補欠として小川豊明君及び松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。
七月二十六日
砂糖價格安定法案(井上良二君外六名提出、衆法第六九号)
六月十四日
昭和二十八年六月、七月の大水害による農業災害復旧に関する請願(眞崎勝次君紹介)(第二二五一号)
七月二十六日
砂糖の價格安定及び輸入に関する臨

時措置に関する法律案の一部改正等に関する請願(牧野良三君紹介)(第四五七五号)
鷹の巣に貯水池建設に関する請願(三宅正一君紹介)(第四六〇八号)
雪の観音郷開拓助成に関する請願(加藤精三君紹介)(第四六〇九号)
亞熱帯園試験場を宮崎県南部地区に設置の請願(伊東岩男君紹介)(第四六一一号)
國產麻産業助成に関する請願(和田博雄君紹介)(第四六一二号)
同(小山長規君紹介)(第四六一三号)
の審査を本委員会に付託された。
同日
牛飼対策確立に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第四二五号)
食生活の安定に関する陳情書(松山市道後岩崎町愛媛県婦人會長松本久子)(第四二六号)
飼料供給安定法に基く飼料の確保等に関する陳情書(愛知県議會議長林清一)(第四二七号)
青森県の水害対策確立に関する陳情書(青森県知事津島文治)(第四二八号)
台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する法律制定に関する陳情書外一件(大分市荷揚町大分県農業會議會長岩男仁藏)(第四三九号)
同外一件(山口県議會議長二木謙吾)(第四四七号)
漁港整備促進に関する陳情書(山口県議會議長二木謙吾)(第四四七号)

駐留軍等の施設、用地に接収された地域での農業再建整備に関する法律制定に関する陳情書(静岡県議會議長長友喜作)(第四五七五号)
伝食研究所設置の陳情書(北海道寿都郡三和村長一宮康祐外十二名)(第四五八八号)
野猪駆除費等國庫補助に関する陳情書(山口県議會議長二木謙吾)(第四五九号)
昭和三十年年度積雪寒冷地帯農業振興予算増額に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第四六〇号)
積雪寒冷地帯地帯振興臨時措置法の期限延長に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉外九名)(第四六一号)
競馬法の一部改正に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎)(第四七一号)
農地改革の行過ぎ最正に関する陳情書(東京都千代田区六番町七番地全園解放農地國家補償連合會長下条康廣)(第四八七号)
本県村玉ねぎ被害対策確立に関する陳情書(岐阜県本巣郡本巣村長高田健外二名)(第四八八号)
砂糖の價格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律制定反対に関する陳情書外二十三件(名古屋市中千種区千種本町一丁目十九番地鈴木義雄外二百七十三名)(第四九〇号)
を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した案件
愛知用水公団法案(内閣提出第一三四号)
農地開闢機械公団法案(内閣提出第一四六号)
昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案(網島正興君外七名提出、衆法第六八号)
○網島委員長 これより會議を開きます。
愛知用水公団法案及び農地開闢機械公団法案を一括して議題としたし、質疑を継続いたします。質疑の通告がございますから、これを許します。足鹿 覺君。
○足鹿委員 大藏大臣にお尋ねをいたしますが、本愛知用水公団法案は、外資導入による国土の開闢、なかなか農地関係におきましては初めてのケースであります、今後及ぼす影響はきわめて大なるものがあると思っております。つきましては、その資金計画等について特に慎重なる態度をもって臨まなければならぬことは、大藏大臣も十分御承知のことであろうと思っております。そこでこの資金計画について主としてお尋ねを申し上げるのでありますが、当初われわれがこの問題を開いた際においては、世銀の資金導入は当初二千万ドルを予想されておったのでありますが、それが一千万ドルに減ぜられた。すなわち七十二億がその半額の三十六億に減じた。そ

の経緯は、どういふ経緯によつてかくのごとき事態を生じたのか。このことは国の総予算との関係も当然出てきますので、その間における経過並びに大蔵大臣のとられた措置について、この際明らかにしてもらいたいのであります。

○一萬田国務大臣 お答えしますが、今お話になりました二千万ドル、これは愛知用水だけで二千万ドルでは初めの交渉はなかつたのであります。食糧増産に二千万ドル、愛知用水では初めから一千万ドル、そういうことでいっておるのであります。

○足鹿委員 それでは他の三十六億はその関係外のものでですか。

○一萬田国務大臣 そうでございませう。ほかの未開墾地の開墾とか、そういうふうないろいろな用途に使うわけでありませう。

○足鹿委員 さらにもう一点明らかにしておきたいことは、資金計画のその資金源が、余剰農産物の見返り円に基いておる。ところが余剰農産物協定は、毎年これを更新するという形になつておる。政府は米及び綿花の来年度受け入れについて、これを中止するといふような態度を最近きめたといわれしておりますが、もしそういうふうになりましますならば、ただちにその資金源に対して狂いが生じてくるのではないかと。そうした場合には、一般総予算との関係において、また国費負担が多くなつてく。多くなれば、当然一般の土地改良関係の経費に、この愛知用水関係の資金源の減少が、その面でも多くなつていく結果にはしないかといふことが、非常に重大な問題になつておるのであります。その点について、

余剰農産物に移動を生じた場合に、大蔵大臣としてはその資金源において、他の一般の土地改良事業等に食ひ込まないという責任ある答弁ができるかどうか。その点等について明らかにしていただきたい。

○一萬田国務大臣 この愛知用水の場合におきまして、世銀の借款は三十六億になつております。これに對應して円資金が要ります。これは愛知用水の場合には、必ず余剰農産物がなくては困内円資金で考へていかなければならぬ、こういうふうな考へておつたのであります。その辺に非常ないろいろと世銀あたりではどうだろうかといふような疑問を持つておつたようでありまして、それで今回余剰農産物が成立したとして、はつきり一応円資金をもつてやる、こういうことになりました。

それから来年度の余剰農産物の買入れですが、これは今米や綿花を除けばすぐにそれだけ減りやしないか、こういう御心配もあつたようですが、これはそうではなくて、米は東南アジア等いろいろな関係において、こういう形でもつて入れない方がいだらう。綿花もこれは商業的に十分に入れられるものなんです。民間的なクレジットで綿花を入れることは容易であるし、それからメキシコ綿あたりはむしろ米綿と比べれば一割ぐらゐ安いような状況でありますから、こういう形で米や綿花を入れることは押さえた方がよくはないか、こういう考へで今新しい余剰農産物の折衝には一つ折衝してみよう、こういう程度でございませう。従いましてこういうものが減れば、ほかのものをやはり入れる、こういうふうなものと思つておるのでありますが、どういふ

ものを入れるか、私は今具体的には承知をしておりますが、これは主として農林大臣が農業政策といひますか、あるいは食糧政策その他の上から考へなつて、御腹案があるだらう、かように考へております。

それからもう一つの一番主要な点と思われ、こういう余剰農産物なんかの受け入れがないという場合に、一体この大きな計画の履行についてどう考へるか、またこれをやるとすれば、他の一般の食糧増産費の上に食ひ込んでいくというおそれがないかという点だと存じますが、この点については、これは今の見通しでは、實際問題としてはおそらく来年、三十一年度において余剰農産物の受け入れがありましよう。三年ぐらゐは私は、当然あるだらう、三年想つておられますけれども、先になりますれば、今ここで大蔵大臣として将来の約束をいろいろするわけには、率直に申し上げて、なかなかいきかぬのであります。これにつきましては関係各大臣とも相談をいたしまして、それについての考へ方を政府として御答弁することになつております。

これは参議院の農林水産委員会に対して、政府としての回答を書類をもつてたしかすることになつております。きようあたり、あるいはもうすでに私の関する限りでは、今言つたような場合におきまして、資金の調達には相當の困難が伴うと思われ、財政の許す限り一定の食糧増産事業に影響を及ぼさないように努力いたしたい、こういうふうな考へておりました、これはやはりそのときの情勢もありまして、今から三年先のことを大蔵大臣

として容易に確言はいたしかねますが、食糧増産の必要についてはだれもが考へるところで、できるだけ御協力いたしたいと思つております。

○足鹿委員 大蔵大臣の御答弁を聞いておきますと、もし資金計画に狂いがあつても、食糧増産、土地改良等には影響を及ぼさないように努力する、こういう御方針であることはわかりますが、しかし長期にわたつては今から何とも言えないという御答弁のようでありませう。しかし計画を見ますと、これは御存じのように、六十年計画になつておるので。大体において世銀の三十六億のものが、本年度において七億七千四百万円、以下ずつと年次別に資金計画が載つておる。ですから、先のことは予想がつかぬと言われるが、そうしますと、資金計画がそういう行き当りばつたりといふと信じられないかもしれませんが、あまり確信のないようなことで、ある場合には、この事業そのものの今後の運びにも、私は非常な不安と動揺がくると思ふのです。ですから、そういう点については、はつきり政府としても根本的な対策を立てて、いやくとも用水関係の公団という政府の国営事業の代行機関的なものすら作つてやるのでありますから、当然その点については、努力するとか何とかという点でなしに、他の一般の食糧増産関係には断じて影響を及ぼさない、こゝろややはり確言をすべきではないかと思ふ。たとえば先般私どもは現地の調査に行つたのですが、その当時現地に於いてわれわれが、受益者負担は一体どういふ程度になるかといふことを話したところが、反当年償還額ははつきりわからぬが、大体において

平均二千八、九百円くらいになるだらうという話だつた。ところが今日資料をもらいますと、平均が二千五百八十円という資料が出ておる。そうすると、いわゆる年償還額もなるべく低い方がよろしい、よろしいが、今までの資金投入額と反当年償還額との関係からいいますと、大体二千八、九百円になります。それを二千五百円だといひますと、これまた現在の償還に基く資金計画に大きな誤差が出てきやしないか、こういう点も考へられます。ですから、なるべく反当年償還額といふものは低いにこしたことはないが、それに見合うように当初からも反当年の増加純収益といふものが現れて、資金計画に狂ひのないことを特にやらなければならぬのではないかと考へるのです。あらゆる面から見まして、余剰農産物の点においても、これは一年ばつたりのものであつて、一つも見通しがない。また農民等の反当年償還額についても、そのときそのときで、二、三日のうちに政府の基準数字がいろいろと移り變つてくる、こういう状態で、この大きな事業が果してスムーズに進行できるかどうか、そういう不安を私どもは持たざるを得ないので。ですからこの点については、三大臣が御出席になつたやうでありますから、特にばつきりと、他の一般の食糧増産関係、土地改良等には、余剰農産物等による資金源に移動を生じて、影響は及ぼさない、こゝろ三人の大臣が当然断言するべきものだ。しかし六年先まで今の内閣が続くか続かぬか、これはわかりませんから、この内閣に関する限り、その資金源に移動が生じて、断じて他の食糧増産関係には影響

を及ぼさない、こうはつきり確約すべきではないかと思う。これは農林大臣にもあとで尋ねたいと思いますが、この間現地で話を聞くと、反当年償還額は二千八、九百円になる、こういう話です。今日の資料は二千五百八十円というところになっている。もつと下げるならば、これはなおよろしい。そういう点について、この法案自体がまだ非常に熱くない、非常に過渡的なものを特に急いで出されたという印象をわれわれは強くするのです。そういう点について大蔵大臣は先ほど、先のことは先のこと、悪影響を及ぼさないように努力するというようなお話でありましたが、努力するのはあたり前なのです。当然国費との関係あるいは何らかの預金部資金を入れてくれれば、それだけのコストがまた返ってきますし、高くなれば国の利子補給等を行えば、当然これは一般会計で見積つていかなければなりませんし、一般予算との関係があらゆる面から出てくる。そういう点について、もう少しはつきりとした確信のある御答弁を私は承わりたい、この点いかがでありますか。

○一萬田國務大臣 愛知用水その他の計画、これは継続で計画されたものであります。これはやはり遂げなくてはならぬ。その場合に数年先においてほかの一般の食糧増産費をどうするかということは、私責任ある者として、それはもう絶対影響なしにやるということを確認することは、だれでも困難じやないかと思うのです。なぜかといえは、愛知用水その他の計画というものは、やはりこれは食糧増産計画なので、こういうものを一切含めて、またその計画の結果がどういふ成果をあげ

るかというふうなことも一切含めて、全部がこれは農業に關係することなのでありますから、何も一方をやる場合に、一方については必ずこういふふう

に、これまた工業資金が何かに出るとかいうなら、これは一方を確保する点がありまされども、農業政策というものはやはり全体として考える必要がある。また国の財政その他全体が三年先とか四年先とか考えなくてはならぬ。従来はこれがなかったのですが、数年前にわたる財政計画というものを今後考えていかなければならぬと思つておりますので、そういうことをいろいろ考へる場合に、今この点だけをつまみ上げて、国民に向つて確言をするということは、非常に困難であると私は思ふ。また實際そうしても變る可能性があり得るので、私としては先ほど申しましたように、財政の許す限りそういう影響のないように格段の努力を払う、これも私は非常に食糧増産の必要性を感じる結果、ほんとうに力を注いでいるわけですので、そういう点については一つ御了承願つて、みんなで疑うな

んかせずに、日本の国も貧乏なのでありますから、みんなで力を合せて、そうしない、工業の方は工業、ほかの部門はやはりいろいろと異論があり得ると思ふ。ですからこれは国全体のバランスの上で考えていかなければならぬ問題だ。そしてまた一般食糧増産費にしても、今後いろいろ新しい工夫が起るかもしれないかと思う。三年先になれば新しい工夫も起つたり、また従来計画において考え直さなければならぬものも起つてくるかもしれないかと思う。いろいろありますから、そうきびしくおつしやらずに、一つ一緒になつていくとい

うふうにどうぞお願いいたします。

○綱島委員長 十一時半から参議院が大蔵關係の法案を本會議に上程するそうです。それに呼ばれておりますので、ということですから、そのお含みで、また別にも大蔵大臣に質問者もあるようです。それから、大蔵大臣もあまり長く同じことをおつしやらずに、能率的にお進めを願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 愛知用水公団は公社に準ずる、實際上は国営事業の内容を持つものなんです。従つてその資金源はいろいろなところから仰ぐが、實際においては国家が直接手を下してやるの、一つの公團方式でもつて一応やられるにすぎない。従つて資金計画に移動がきても、政府の責任において農民負担の増加を来たしたり、受益者の負担の増加を来たすようなことのない、補償の措置さえとれば、私ども、それにとかく言ふわけのものではない。今のようにな大蔵大臣の御答弁を聞いておつて、果して私どもがそれで納得できるかという、これはちよつと私ども、納得できない。あなたのお氣持は大抵一応はわかりまされども、やはり政府の責任においてやることであるから、地元の受益者の負担の増額等については何ら懸念はない、こういうことの大蔵大臣としての御所信の表明があれば、他の資金計画等に移動が少々あつても、われわれはそれに対してとかかく言うものではない。その言明をなぜなさらないのですか。

○一萬田國務大臣 愛知用水は國營とか県營、団体營といふいろいろあるが、そういうものを今後一緒にしてやりま

けであります。

○原政府委員 負担の問題は非常に込み入つた点がございしますので、私から補足して申し上げたいと思ひます。おつしやる通り農民の負担が不当に重くならないようにということはもちろんであります。ただ一つには、従来から土地改良等の負担論については、たとえばりつぱな千折地が三千万、五千万で売られるということは不当であるという議論もございします。本年の愛知用水の事業は、今まではほとんどやつておりませんでした野菜畑の畑地灌漑、主食以外の利益の相当多いところをやる、中には果樹もあるとい

うようなこともございしますので、負担論については新しい型として新しく例を開くというような問題もございします。それらのために私ども財政の立場から若干の御意見を申し上げて、農林省もいろいろ御研究になり、結果たゞいまの案に落ちついたわけです。これは私どもとしましては——農林省ももちろん御同意と思ひますが、十分練られたところで、おつしやる公正妥當なという趣旨が通つておると思ひますので、つけ加えて申し上げておきます。

○足鹿委員 それからもう一点、水没地並びに導水路等による犠牲者がたくさん出る、あるいは犠牲農地、犠牲の施設等が出るわけです。ところが先日私どもは現地へ視察に参りまして奇異な感じを受けましたことは、木曾の国有林があの水没地点にすいぶんたくさんある。そこら用水材を運搬する森林鉄道が約七キロばかり水没關係でやられるので、これをつけかえていかなければならないという問題が起きてくる。これは国の施設が犠牲になるわけであ

りますが、それらすべての各種各様の被害と申しますか、補償を要する事態がたたくさん出てきています。ところがこの問題については、話を聞くと、地元

の市町村とは話がついておると政府の事務当局は言つておるが、現地へ行つてみると、今までの何の話もない。どんな測量を始めて、ボーリングをやつていてという悲痛な現地の陳情がある。また不思議なことには、名古屋営林局長がわれわれ衆議院の視察団に対して陳情をする。労働組合が陳情をするのはわかるが、営林局長が、同じ農林省の所管内の局長がわれわれに陳情する。それは特に運搬施設等についての陳情です。そうすると、政府部内において、特に農林關係の中にあつてこの補償等の關係については、まだ完全な成案がないと判断せざるを得ない。このように同じ政府部内から国会に向つて陳情をするようなさききわまる事態をわれわれは見ただけですが、補償その他の点については大蔵大臣としてはどういうように御検討になつておりますか。大抵私どもとしては納得がいかない。その点についてはつきり御答弁願ひたい。

○一萬田國務大臣 私、そのことは今初めて承りますので、調査をいたしたいと思ひます。この補償については予算に計上してあると思ひます。従いまして農林大臣がこれに対して考慮なさつて、こういうふうな考へてい

るわけでありま

するがごときは、これは全く認識することができない。一体どういう気持ちなのか。いろいろ聞いてみると、事情はあるようです。そのことは調整が完全についていないというところを端的に物語っている。そうすると、大蔵大臣はその補償問題等については全然ノー・タッチで、農林大臣の言う通りにその言い分をあなたは今後通しますか。この補償問題はなかなかむずかしいですよ。軽くこれを考えたならなかなかできない。この事業はいかに国策といえども、いわゆる一部の農民を泣かせるものであって、一方においてはどんなに万歳を言う多数の農民があつても事はおさまらないと思う。いやしくも数千の人間がその郷土を追われるような事態が出るわけでありますから、この点については補償問題は受益者の負担問題については今後の問題でありますが、当面最も緊急に解決しなければならぬ問題ではないですか。大蔵大臣は補償は予算に載っていると云われるが、それは当然なことなんです。その調整の点については主管大臣である農林大臣に一切おまかせになる、こういうことで今度の予算の運営については今後おやりになるということであれば、これはまた別ですが、大蔵当局としては今後の問題については何も御異存はないわけですか。

○一萬田國務大臣 あなた方に陳情とか、いろいろなきた出先のことにについては一応調べてみます。それから農林大臣に補償費をまかせるとかということですが、補償については一定の基準があるのでありまして、その基準に基いて農林大臣がおやりになると思います。また特別なこ

とがあれば農林大臣から御相談がありましよう。こういうふうな考えております。

○足鹿委員 それは一つの基準というものの、水没地の家屋の移転、あるいは耕地の補償等については他に類例があるでしょう。しかし森林鉄道の補償というようなことは今まで類例がないでしよう。これは被害を受けるのは国営事業の森林鉄道が犠牲になるのです。話に聞くととても膨大な金額です。他の基準というようなものはおそらくないと思う。そういうものは他に類例もありませんし、一体農林当局なり閣僚間において、宗全に意見の一致を見ているのですか。お調べになるまでもなく、一昨日現地でもちゃんと陳情を聞いていたのですから、これは事実ですから……この二百萬、三百萬のこまかい農業予算等についても、いろいろ大蔵当局はすいぶんやかましく御監督なり、査察をしておられるようですが、こういった問題についてはきわめて不案内のようなお話であります。それでいいのですか。たとえば森林鉄道という一つの具体的なもの——これは一億や二億の少の金ではないのです。とても高額な話と聞いておるのです。これはどうされますか。

○河野國務大臣 それら必要の処置は、計画につきまして支障のないよう準備をするようにいたしておりますから、実際公団が発足いたしましたし実行することになりますれば、これらを指導して善処したいと思ひます。

○足鹿委員 昨日も他の同僚委員から質問があつたのですが、とにかく間違ひのないように善処するの一点ばりの答弁です。河野さん、間違ひのないよ

うに善処するというのはおぼろげな回答であつて、問題は会期切迫してこれをどうするかという具体的な審議に入つてはいるのです。そういう抽象的なこととでは私はもつてのほかだと思ひます。もつと具体的な資料を出してもらいたい。もし必要があれば秘密会にして、その内容をはつきりなさい。それ

でなければならぬ。これはこの審議を進めるわけには参りません。話についてはよろしい。必要ならば秘密会にしたつてよろしい。もつと具体的に話あつてしかるべきですよ。

○河野國務大臣 ただいまの森林鉄道のことにつきましては、後刻林野庁の長官から詳細に説明をさせるようにいたします。その他の補償の点につきま

しては、御承知の通り地元の水没地関係等のことにつきましては、さきにも申し上げました通りに、佐久間ダム等の例によつてこれを物質的に解決をいたそうと考へております。さらにまた今後の営業関係等に支障のないよう、これらにつきましては適當な場所において適當に經營のできるように、親切に取扱ひをして参るよう指導をいたして参るつもりでございます。

○足鹿委員 それはもちろんその通りなんです。おっしゃる通りです。それ以外の御答弁はあろうとは私も想像しないのです。問題は具体的に、たとえば土地を失ひ住居を水没によつて失ふ農民が他の地区へ移住をする。これに對しては受け入れ措置等について万全を期せられることは當然なんです。しかし一面において耕地は失うが

す。耕地の半分を失う者も出てくる。現地に對して見ますと、ほとんどあの地帯は、實際問題として森林に依存してゐる。農業といふことはもちろん必要であるが、森林に依存してゐる。従つて耕地を全部補償してもらつてもそれだけでは食えない。従つてこの森林労働に長年従事して生計を立ててゐる現地のいろいろな声を聞いてみると、他へ移住する者の受け入れの保証、また現地に残つた者の營業その他生活上の脅威を受けないための措置といふことについて、国有林の払い下げの用意があるやいなやといふことは一つの問題になつてゐる。これは自治庁の長官がお見えになれば別に聞きますが、村の財政も王滝村はほとんど参つてしまふといふ話です。あとの三岳村は水没農家といふものはごく少数ですから、直接大きな村政への影響はないと思ひますが、王滝村自体はほとんど村政が成り立たないような事態になつてくる。そうした場合に地方自治体そのものとその住民に對する措置といふものは、移住の農家と同様にその措置が講じられなければならない。ところがやるといつてもみても限られてゐる。現地へ行くと、農林省の事務當局は、酪農を奨励して牛を入れて營業をやるように考へてゐるなんていうやうな、きわめて難解な話です。ところが、それでは酪農をやるだけの必要な森林その他の資源があるかといふと、必ずしもそうではない。

○網島委員 足鹿委員、なるべく大臣に集中して、根本方針だけにして、事務的なことは……。

○足鹿委員 事務的ではない。根本なんです。そういう点について、大蔵大

臣なり農林大臣は、事前に完全な意見の一致を見ておるはずなんです。だからその基本的な対策資料を出してもらいたい。その問題について、こういう点についてはどういふふうにきめておるが、しかしそういう現地の声があるならば、これはどういふふうに考へて

もいいのか、もう少し大蔵大臣として、財政を預かれておる關係から、責任のある措置等も聞かないと、おそらくこの問題は、かりに何法案を通して、實際問題について行き詰まっていきました。だから私もこの問題について、まず現地の調査をしなければならぬ。審議をすることはできないだらう、こういう見地から、この間四日間におたり調査をやつてきたのです。ですからそれに対する確たる政府の所信と対策、措置といふものの基本と、その根拠が明らかにされなければ、この審議は停頓せざるを得ないと思ふのです。現地においてもその資料の提供を幾たびか私も要求しておるが、その問題については極秘を要するといふ話です。秘密を要するならば、外部にこれが漏れて事業に支障があるといふことであれば、秘密裡に、そのために必要な措置をとればよろしいのであるが、基本的な問題について

は、やはり明らかにしてもらひなければだめだ。

○河野國務大臣 私は足鹿さんのおっしゃることがよく理解できないのですが、基本的な問題、基本的な問題とおっしゃいますけれども、基本的な問題といひましては、こういうものについてはおよそ前例があれば、他にもこれに基準としてとるべき例がある。たとえば私が申し上げました通りに、近

臣なり農林大臣は、事前に完全な意見の一致を見ておるはずなんです。だからその基本的な対策資料を出してもらいたい。その問題について、こういう点についてはどういふふうにきめておるが、しかしそういう現地の声があるならば、これはどういふふうに考へて

もいいのか、もう少し大蔵大臣として、財政を預かれておる關係から、責任のある措置等も聞かないと、おそらくこの問題は、かりに何法案を通して、實際問題について行き詰まっていきました。だから私もこの問題について、まず現地の調査をしなければならぬ。審議をすることはできないだらう、こういう見地から、この間四日間におたり調査をやつてきたのです。ですからそれに対する確たる政府の所信と対策、措置といふものの基本と、その根拠が明らかにされなければ、この審議は停頓せざるを得ないと思ふのです。現地においてもその資料の提供を幾たびか私も要求しておるが、その問題については極秘を要するといふ話です。秘密を要するならば、外部にこれが漏れて事業に支障があるといふことであれば、秘密裡に、そのために必要な措置をとればよろしいのであるが、基本的な問題について

は、やはり明らかにしてもらひなければだめだ。

○河野國務大臣 私は足鹿さんのおっしゃることがよく理解できないのですが、基本的な問題、基本的な問題とおっしゃいますけれども、基本的な問題といひましては、こういうものについてはおよそ前例があれば、他にもこれに基準としてとるべき例がある。たとえば私が申し上げました通りに、近

接したところ佐久間ダムの前例がある。農林省その他政府としては、開墾その他電源開発等においてこういう事業をやっております。そういうものに例をとりまして、これを現地に当てはめて、そうして現地の住民諸君の理解と協力を得てやるべきものであつて、これに必要な予算は当然とるべきものである、こと私は考えるのであります。基準とおっしゃいますが、基準はそういう基準でやるのであつて、なおこれは個々についてお話し合いをしなければならぬし、御納得も得なければいけません。昨日も参議院で土地収用法その他のことを考へるということとでございまして、そういうことを考へずに、完全なる理解協力を得ることに、われわれといたしましては万全の努力を払つて解決をして参る所存でございますと私はお答えいたしました。そういう決意をもつて臨むのでございまして、別に秘密会で申し上げなければならぬことも考へておりませんし、あくまでもわれわれは、地元の方に非常に御迷惑をかけるのでございまして、この御迷惑をかけることに對する賠償、さらに先ほど申しました通りに、物質的賠償にとどまらずに、精神的にも、あらゆる面において御協力御納得を得てやるべきものなりと考へておるのであります。これに資金が必要であれば、むろん大蔵大臣がこれに御異存があるとは私は考へておりません。これは政府一体となつて解決しなければならぬことであります。必要な処置はとつて、円満に遂行すべきものとして考へておる次第であります。

参議院の本案に呼ばれておりますから、なるべく大蔵大臣を主に……。

○足鹿委員 そうしますと、佐久間ダムの一つの先例があるということに盛んにいわれるのでありますが、その佐久間ダムの補償関係の資料をただちに出してもらいたい。何も秘密を要しないというなら、用意しておるだらうと思ふ。それが基準というなら、その点においては大蔵大臣も——その佐久間ダムの補償が妥当であるかどうかということとは私どもは存じませんが、検討してみなければわかりませんが、大蔵大臣はそれを基準としての一つの話し合いはしておる、こういうわけですか。

○一萬田國務大臣 佐久間ダムに限りませんが、こういう事例が幾多ありましよう。今度この場合をきめる場合にそういういろいろな事例を考へて、そして一番適応した公正な補償ができるように、こういうふうには考へております。一方がどうだから、すぐそのまゝ一方に持つていく、そういうことは考へておりません。これは一例でありますから……これは結局国民負担になるのでありますから、全体の税金でまかなうことになるのでありますから、国民負担、全体の国民の立場も考へなければならぬ。最も公正な補償を私は考へております。

○足鹿委員 まだ質疑はありますが、大蔵大臣に對して他の同僚委員から御質問もあらうと思ひますので、一応この辺で留保しておきます。あとの問題はまた後ほどいたします。

○網島委員 閣下質問の申し出が二つありますけれども、川俣委員が順序です。一、川俣委員。

○川俣委員 私はこの際大蔵大臣にのみ限つて三點ほどお尋ねいたします。第一點は、こういう事業はいわゆる継続事業として予算支出をしなければならぬものかと思ふわけですが、そうではない、これは六年で完成できる予算が裏づけになりますと、七年になり八年になりということになりますと、経済効果が非常に薄くなるばかりでなく、負担が増大して参りますために、主としてこういうものを必要とするところから、財政法の改正をいたしまして、継続事業費という新しい制度を認めることになつたわけでありまして、こういう事業については、継続事業費の支出をなさる考へてありますかどうか。

○一萬田國務大臣 お説のように、これは継続事業でやります、なるべく計画通りに実現をはかりたいと考へておりますが、これを継続費にいたす考へは今のところはありません。

○川俣委員 公団自体は六年の一つの事業計画を立てて事業を営むわけでありまして、この裏づけをいたすべき国の支出または財政上の支出は、これに見合つた継続事業費の支出が行われなければならぬと思ふが、その点はどうか、このお聞きしてゐる。どうもあなたの答弁は少しはずれてゐる。そういう予算の組み方をされますかどううか。

○一萬田國務大臣 私の考へは、一応これは継続的に五カ年なら五カ年で完成をさせる、こういうふうに考へておりますが、これに限りませんが、このほかにも似たような計画が北海道その他東北方面にも起つております。いろいろの点もあります。それで所要額がなかなか大きいものですから、やはり全体との調整も考へるという意味において毎年考へていく、こういうふうにして私は考へております。

○川俣委員 そういたしますと、この事業全体を大蔵省は必ずしもお認めになつておるわけでない、これは六カ年計画で経済効果の現れるような計画なんです。これを国の予算上から、この計画と別な支出計画が考へられるということになりますと、この計画と国の財政計画とは違つたことが出てくる、こういうことがあなたの言葉から出てゐるわけですが、違つたというならば、国の一定の支出であるところの継続事業費で支出になつてもいいじやないか。ところがそれでは国の予算の制約を受けるから継続事業費の支出はしない、こういうお考えだとしますれば、この事業は六年間に達成することとが必ずしも可能ではないということとを財政面から主張される、こういうことになるのであります。どちらなんですか。

○一萬田國務大臣 この六カ年の計画に關しては、それが必ず実現をするという考へを財政的に持つておるのであります。これはやはりそういうふうな効果をねらつておつても、毎年一応考へてみる、こういうふうな措置をとることは財政当局としてやむを得ない考へ方であると思ひます。

○川俣委員 ですから国の財政を主にして考へてみると、六年では完成できないということがある、この頭の中で予想されるということ。なぜかという、継続事業費の支出はしないということになる、——継続事業費の支出を裏づけするならば、六年で完成できるといふことになるのです。その裏づけをしないということになると、六年では完成できないということになる、た自身が認められるのではない、国の財政状態によつて所要額があるいは出ないかもしれぬ、こういうことになるので、国の財政の全体の見合いによつて予算の支出をする、そつちが重点であるということになると、六年ではできないということになります。ここに公約されてもいいことになる。ここに公約されてもいいことになる。それをしないということとは、六年間に完成できないということのみならず、大蔵省が認めないことをみずから大蔵省が認めないことではございせんか、いずれですかと聞いておる。

○一萬田國務大臣 六年の計画を認めぬというのではありません、これはいいのであります。しかしそれだからといつて継続費になつてはならぬというわけでもないものであります。毎年考へても私は差しつかえない、かように考へております。

○川俣委員 大蔵大臣、少し考へ違ひをしておる。継続事業費の支出をするということは、義務を負うということである。六年間に完成させるという義務を負うということが継続事業費の支出である、こういうことになるわけですから、義務を負わないということになると、それはこの事業よりも国の財政というのを主体に考へる、こうなるわけですが、国の財政を主体に考へれば、六年ではできないかもしれぬということになる。どうしてもこれは六年間で完成するという決意でありますならば、財政上どんなやりくりをしてもやるといふことになれば、継続事業費と

してお出しなればよい。その負担が負いたくないということになると、六年間ではできないということになるのは明らかであります。子供でもわかる。そんなむずかしい議論ではない。どっちをとるかということをお聞いている。私はいろいろな国の財政状態からいって、あなたの言葉から六年間ではできないということが想像される。やるといふなら、継続事業費でやるのが当然である。大蔵大臣でなくてもほかの大蔵でもこれはわかりますよ。むずかしいことを議論しておるのではない。

○一萬田國務大臣 私はそういうふうな結論を飛躍されぬでもいと思うのです。六年で完成するという、そういう予算も考えるが、それかといつて、財政当局が毎年全体の財政上の関係も考へて、それを考えるゆとりをそこに残しておくということもやむを得ないと思う。それだからといつて、六年でできないと言ひ切ることもおかしいのです。

○平野委員 時間がありませんので、大蔵大臣に限ってお尋ね申し上げますが、先ほどの足鹿委員の質問に関連して、森林軌道の問題でございますか……

○川俣委員 今の私の問題に関連するということだから……

○平野委員 川俣委員の御質問にも関連しまして、お尋ね申し上げるのですが、森林軌道が水没をいたしますが、これに対する補償は愛知用水公団で補償されるのか、あるいは国有林特別会計でされるのか、まずその点を伺いたい。

○河野國務大臣 公団でやります。

○川俣委員 第二点は、大蔵省はすべての事業をやる場合に、経済効果がすみやかに現われることを重点に予算配置をする、こういうふうな常表現されておる。この緊縮の予算の中においては経済効果の最もすみやかに現われるもの、しかも経済効果の著しいものでなければならぬ、予算はつけない、こういう方針をとっておられるのですか、これも今までと変りないと思う。

○一萬田國務大臣 これは経済効果の現われ方が非常におそい事業なのです。もつと国の中においては、食糧増産の上から見ますと経済効果のすみやかに現われる問題はたくさんある。おそい方を今度は先にして、早い方をあとにするというのはいささか急な態度をお交へになったのかどうか、その点を伺いたい。

○一萬田國務大臣 この愛知用水の経済効果についてであります。これについては前の政府等におきまして、世界銀行の人なんかを招いて長い間十分研究をして、そうして具体的な計画になりまして、こういうときに外資の援助もある、こういうことでこれはやっておりますのであります。その経済効果については、總体的にいろいろな点を考へてみると、やはりこれはやるべきだ、こういうふうな結論になっております。

○川俣委員 何人が見ましても、農政上から見てこれは経済効果がおそいというところは明らかである。もつと早くこの食糧増産の上に寄与でき、効果がすみやかに現われるものがあることは

何人も認めておる。これがすみやかに完成するならば確かに効果が現われることはわれわれも認める。ところが継続事業費でない、いつ効果が現われるかわからないというふうな計画だということになります。今財政上困難なときにこんなものに多大の金をつぎ込むことはどうかというところは、当然大蔵当局から疑念として持ち出されなければならぬはずだと思ふ。これは議論する時間がないからこの程度にしておきます。

次にお尋ねしたい。これは従来の通りの国営事業として、公団にこの事業をやらせるといふことになりま。それに大蔵省も同意されたのですか、どういふ理由なのである。従来の国営事業より公団の方がよろしいといふふうに同意されました大蔵省の見解はどうでありますか。

○一萬田國務大臣 私は公団式でやるのが最も効果的であるといふふうに考へまして同意をしたわけでありまして、なぜ公団式にすれば最も効果的であるかは農林大臣から詳しく御説明があると思ひます。

○川俣委員 これは大へんな問題です。国営事業をやった方がよろしいか、公団でやった方がよろしいか、それは農地法にも触れる基本の問題なのです。今まで農地法を作つて、国が多額の経費をかけて自作農民にしました理由のもの、この公団制度によつてその趣旨が侵されていくといふような重大なことになるのです。それなのにあまり検討も加へられずに、国営事業でなく、公団でよいといふふうに簡単に同意されたという理由が薄弱であります。もう少し明らかに大蔵当局の見解を伺いたい。農林大臣の見解はあとでよろしい。大蔵当局の御意見を伺いたい。

○高橋國務大臣 これは全体に關係がありま。私公団になった理由を御説明申し上げます。これはひとり農林關係の仕事だけでなく、水道あるいは工業用水等、あるいは電力、いろいろな方面の關係事業がこれに包含されておりますから、これは公団であることが一番適當だろうと存じます。

○芳賀委員 関連して大蔵大臣にお尋ねいたしますが、愛知用水公団も、それから農業機械公団の場合においてもシステムは大体同じなのですね。特に特色のある点は、どちらも外国資本に依存してある。世界銀行の借款により、余剰農産物の円資金のもとに依存しておるといふところに問題があると思ふ。そこでこれが六カ年計画でこの半ば長期的な事業を実施する場合においては、明確な財政的裏づけといふものが果して確立されておるかどうかと、いふところに問題があると思ふわけでありま。それで政府のお出しになった計画書等によつても、昭和三十年度の分は明らかになつておるけれども、三十年代以降はこれだけ必要であるといふことが示されておるに過ぎない。そこでお尋ねしたい点は、たとえば世界銀行の借款の場合においては、すでに正式の借款の契約等が締結されておると思ふわけですが、その内容は今お示しになることができますか。

○委員長退席、中馬委員長代理登壇

○一萬田國務大臣 この世界銀行の借款はまだできていないのでありまして、今度公団ができてから初めて公団が対象になるわけでありま。

○芳賀委員 借款の契約はできておらないのです。これは未確定のものであると考へて差しつかえないのです。海のものと、山のものともわからぬもので仕事はどうしてやれるのですか。

○一萬田國務大臣 打ち合せは済んでおるのであります。ただ公団ができた上で正式にそうなる、そういうふうな御了解を願ひたい。

○芳賀委員 そうであるならば、今の段階における打ち合せの内容といふものを具体的に御示し願ひたい。

○一萬田國務大臣 打ち合せはまだ全部済んでおるといふわけではない。大抵今進行しておる。こういうことであります。

○芳賀委員 それはいつ済むのですか。大抵今年中ですか、来年ですか。その打ち合せは、これは実に重大じゃありませんか。法案だけ出して、全然中身の無いような空疎な計画であり、財政的な措置でもって、法律だけ今国会中に通したいといふのはけしからぬ。いつまでに世銀との借款の契約を結ぶのですか。

○一萬田國務大臣 公団ができましたら、大抵の打ち合せが済みまして、借款もできる、かようにお考え下さつて間違ひございません。

○芳賀委員 そういたしますと、世銀の態度は、この二つの法案が成立したならば、急速に借款の取りきめをやる、こういう条件がついてゐるのです。この法律が通らなければ話し合ひは進められないと、向うは言つておるのですか、その点はどういふふうになっておりますか。

○河野國務大臣 今の点は、大体世銀との下打ち合はせてきておりまして、公団が発足いたしますれば、公団との間に取りきめをするということであり、借り入れの主体がまだ確定いたしていませんから、結論は出してない、こういうことであります。

○芳賀委員 財政的な問題はむしろ農林大臣の方が先ばしつて答弁なさつておるようでありますが、これは大蔵大臣は政府を代表して答弁をする能力を失つたのですか。

次にお尋ねしたい点は、余剰農産物の資金融通特別会計法というものが、二十二日の衆議院本会議においては成立しておるわけですか。これによりまして、一応余剰農産物の資金融通特別会計は、余剰農産物二百十四億の見返り円をこの特別会計へ納めて、そうして業務を営むということになっておる。

ですからこれは当然その歳入歳出の計画というものをすてに整えておると思う。そこでお尋ねしたい点は、アメリカの余剰小麦を押しつけられて、その売上代金をもってこれに充てるといふことになっておる。そうしますと問題は、特別会計ができ、公団ができ、事業を始める場合においては、当然資金の需要が必要になってくるわけですか。そういう場合に、この特別会計はいづつから具体的に回転ができれば、たとえば北海道の機械公団の場合においては、すでに降雪期前に幹線道路等を作つて、機械がそこへ入るようになければならぬ。これは小麦が売れてからこの金ができるのだということになる、これも非常に不確定な財源だということになるわけですが、この見返り円関係の特別会計は、具体的

にいつごろ樹立して、これが運用できるようになるか、その点を御説明願いたい。

○一萬田國務大臣 いろいろおしかりを受けたのですが、実は世銀との関係は農林省でおやりになっておるから、農林省が詳しうであります。それからいつ発足するかという問題は、これは法律が通りますれば、五十億の借り入れ限度まですぐできる、かように考へております。

○芳賀委員 そういたしますと、その特別会計は五十億の借り入れを行つて、そうして業務を開始するということなんでしょうね。

それからもう一点お伺いしたいことは、これは愛知用水にしても、北海道あるいは上北の農業開発にしても、これも究極の目的は食糧増産を目的としてやるわけですね。ところがたとえ世銀の借款は、ほとんど向うの時代おくれな機械を売りつけられることになつて、一方において余剰農産物、これもまたアメリカの余った小麦を高値で押しつけられておる。こういう一つの特長性を持つておるのです。この内における食糧の自給度の達成、こういうものとは、非常に對照的であるといふふうには私に考へておる。しかし問題は、ただ世銀の金を借りて機械さえ入れればよいというのではなくて、とにかく農業設計というものが完全にできて、将来開墾ができ上つて、そこに入植した者が完全に農業者として自立できるという見通しが先に成り立たなければ、この事業というものは進めることができぬと思ひます。こういう今度の公団方式というものが、果して

農業設計を具体的に確立したそういう見通しの上に立つてこの計画を進めようとするのか、とにかく機械を入れて開墾だけすれば、あとはもうどうなつてもかまわぬというふうな考えで、これを進めていこうとせられるのか、この点は非常に重大な問題であるので、特に財政当局の立場における見解を明らかにしていただきたい。

○一萬田國務大臣 そういふことは十分考へてやつておるわけでありまして、○芳賀委員 先ほど他の委員も繰り返して発言されたわけですが、この世銀借款にいたしまして、余剰農産物の資金に依存しておるわけですか。ですから相手があつて話し合ひの上で借金をしなければ、これはやれぬことになるわけですが、六カ年の長期にわたつて、実際にこの計画の裏づけになるために、常にこれらの希望通りに、外国のこのような特質のある資金を確実に導入されるかどうかという点に對する見通しは、どういふように持つておられるか。これが中途半端になると重大な問題になると思ふ。この点は現在の政府の責任において、所見を明確にされる必要があると思ふのです。

○一萬田國務大臣 私としても、今農林省でお考へになつておる三百億、円、こういうふうな計画で愛知用水をやるといふことについては、十分資金的に見通しを持つてやつておるわけでありまして、○中馬委員長代理 久保田農君。○久保田(豊)委員 大蔵大臣に二、三

計画は、継続事業的には考へておらぬといふことです。しかしながらそんなばかなことはないと思ふ。世銀が金を貸すときに、これは十年たつても十五年たつてもいいというふうな金、貸し方をするはずがない。それでは公団というものは成り立たない。また同時に農民の負担というものは、始終非常なこぼれが出て参ります。従つて大蔵大臣としては、少くともこれに關連する予算の予算は百十七億でありまして、補助金予算、これだけは絶対六年間に充てようという決心がなければ、この仕事はできないはずで、世銀にうそを言うことになる。この点が第一点。

第二点は、今政府資金として出すべき予定のものが百四十九億、これは大体において政府の当初の計画では、余剰農産物の売り渡し代金を例の余剰農産物の特別会計に入れて、これから出すという計画だろつと思ふ。この点について問題が一つあると思ふ。それは何かという点、第一期と今年の二百四十億については、これはおそろくアメリカとの話し合ひの上だといふ今までの説明ですが、農業関係においては、わずか三十億、電源開発は百八十億といふことになつておる。こういうことではおそろく一般の他の農業土木関係の予算を次年度以降に降し込まざるを得ないと思ふ。本年度においてさらに六千何万ドルの余剰農産物の受け入れ計画をしておる。政府としては来年度においても有利ならやるといふことを、はば農林大臣も大蔵大臣も言つておる。少くとも日本の農業にアメリカの余剰農産物を持つてきて、これは農林大臣の見解だとそうではないが、われわれ

農林からいへば、直接であれ、間接であれ、これは日本農業に對する圧迫になる。この圧迫をあえて忍ぶというのには、こういう金がまだその罪滅ぼしというか、何とか、穴埋めに多少とも使えるならいい。ところが最近の情勢では、農業関係にもなるべく入れ、同時にある面においてはこれを兵器産業の方にも振り向ける、農林大臣は肥料の合理化資金にもこの方を振り向けたらどうかといふことを發表したと新聞にも出ておる。こういう日本の農業に對する大きな圧迫を土台にしてきた金が、日本の農業の進展には何ら役立たない。そのうちの一部だけが、おすそ分けになる。しかもそれらの計画が今の農林大臣のお話では、その年の予算によつて決定をするのだ、こんなことで、こういう日本に初めにせよと大きな意味を持つ農業土木大事業といふものが、そういうふうな不安定な計画のもとには成り立たぬと思ふ。この点について私は大蔵大臣にはつきりお伺いする。第一点はさつき他の同僚委員からも聞かれたやうに、これは少くとも六カ年計画で、形はどうであれ実質的にはいづれも継続事業費的な支出をしてもらわなければならぬ。その内容は少くとも国の補助金の百十七億はこれは出さなければならぬ。また同時にこれの百四十九億の資金についても、アメリカの余剰農産物の受け入れがあつた場合に、これを本年度ぐらゐに、三十億ぐらゐに、あるいは百四十九億といふものを今後二年間に優先してこれに振

り当てるという措置をとるのか、あるいはそうでなければ、それ以外の一般の農業の土地改良その他についての資金の圧迫をせずにはつきり確保するの
か、この三点を明確にしていただかなければこの計画は画餅に帰するおそれがあると思う。大きな犠牲と同時に大きな希望を乗せたこの事業が根本から財政計画的にだめになる。この点を一

つは「きり大蔵大臣から——他の点についてはまた別に保留いたしましたしてあともう少し詳しく聞きますが、大蔵大臣から特に御答弁いただきたい。

○一 萬田國務大臣 継続事業的に考えていく、これは異論はないのであります。これは先ほどから申した通りであります。ただ継続費ということにはしない、こういうふうに申し上げただけで、従いまして、これは継続事業的に考えて六カ年で完成いたしますように努力を払っていく、こういうふうに申し上げたのであります。

それから余剰農産物等の財源の配分に関する点でありますが、今年は三十億が食糧増産費に向けられることになっておりますが、これは具体的に農業の方にも計画がすぐに差し込んでいく、愛知用水等のために必要なものであろうというふうになったのであります。これは高崎君が直接交渉の任に当たったのですから一そう詳しいと思いますが、私はそういうふうに考える。特に電源開発に百八十二億入れましたが、これは今年電源開発に非常にピークがきまして資金がいるという点、同時にまた電源開発ということと食糧増産ということが、無関係のものであつてはならぬだろう、こういうふうに考えておるものであります。そういう意味であります。

す。しかし来年度におきましてはしばしば私ども農林大臣を初め、経企長官——経企長官は今直接に交渉に當ら
れているようですが、少しこうい
いうふうな配分については考え直して
もらわなくちゃならないというふう
にいたして、大体できるだけ御希望のよ
うな線に沿っていくだろうと私も考え
ているわけなのであります。

○川俣委員 一点だけ。この事業は非常に画期的な事業でありますために、水利権の問題について検討しなければならぬと思うのです。それは日本の水利権の慣習は下流にあった。ところが世界の法律を見ますと水源地にある。水源で下流に流るという建前をとつておる。従つて水利権を持つておるところは治山治水の責任を持つておる。ところが日本は下流に水利権がありますために上流の水源地に對する治山治水の費用は水利権を持つておるものが負担してない。これは国が負担し

ている。そこでこの治山治水を完備しなければこの事業が成り立たないのでありますから、治山治水事業を当然含んだ計画が立てられなければこの事業というものは完成しないと思う。その点はあとで経企長官に尋ねます。そこで大蔵省は、この水源地の治山治水についてどれだけの経費を注ぎ込む予定をしておられますか。

○一萬田國務大臣　これはその關係大臣からいろいろと御計画が出、御相談もありましようから、そのときに一つ考えることにいたしたいと思います。

○川俣委員　この濁川という一番大きな水源地になっておる所は、前々から治山治水の要求が出ておるのですが、大蔵省はいつも削減しておるので

す。それで土砂が流れてきて、もうあそここの関西電力のダムが二つたけになつてゐるのですよ。もしもこれが決壊すると、今のこのダムに土砂が流れてくることは明瞭なんです。二十二年のときに流れておるのですから。これにたまつてくるのです。この治山治水をやらない計画というものは机上の空論みたいなものです。砂上の楼閣といわ

れるようなものです。金をかけて何ら意味をなさないダムを作ることになります。従つて治山治水をおやりになる計画がこれに伴うのでなければ、完璧なものとは言われないはずなんです。予算をお作りになつて、この經費を公団に持たせるか国が持つかということをおきめにならなければならぬと思いますが、いかがでしよう。

○一萬田國務大臣　これは關係各省ともよく話し合いをしまして考えてみることにいたします。お説の点はよく承わつておきます。

○川俣委員　私の聞いておるのは、公団に負担させるつもりなのかあるいは、国が負担をするつもりなのかということとです。

○一萬田国務大臣 それは私の考えで
は国が負担することになるだろうと思
います。

○久保田(豊)委員 大蔵大臣にこれは
抽象的な問題ですが、一つ心が

まえをお聞きしておきたいと思ひます。それは何かという、今度のこの事業で、日本の土地改良事業というものの内容、規模が一変しておると思う。従いまして、今後この手の国営その他でやります大きな事業というものは、外国の新しい、日本にはかつてなかったような機械が入ってきて、規模も大き

これがまた日本の農業土木の大きな進歩になると私は思う。従つてこの種の事業が今度出る場合におきましては、いずれもこれに似たような大きな資金の、しかも継続的な必要が必ず起つてくる。日本の土地改良の現状では、そういうふうな面が一面あると同時に、小規模の土地改良もどしどしやらなけ

針をお持ちになつておるのかどうか。今までのようにちよつとむずかしいものになれば、農林大臣の方が詳しいからそつちで聞いてくれ、アメリカとの交渉は高碕経企長官がやつているからそつちで聞いてくれ、私はできるだけの金を出すつもりだ。こんな程度の認識では困る。この点をはつきり、抽象的な論議になりますけれども、大蔵大臣こそ尋ねをし、また確かめておきた

と思ふ。いずれのお考えをおとりに
とすか。はつきり御答弁願います。
○一萬田國務大臣 御注意を受けま
て大へんありがとうございますが、
としてもむろん日本の農業の将来に
いて確固たる方針がないわけではあ
りません。しかしやはりそれぞれの所
がありますから、答弁等については
も効果的に御答弁を願つた方がよか
うという意味でただ申し上げたので
あります。何も私が答弁を回避したわ
ではございません。なお御注意のよ
うに、十分今後勉強いたします。

〔中馬委員長代理退席、委員長着席〕

○綱島委員長 芳賀君。

ます。今回の愛知用水並びに農業開発機械公団については、やはり六十年計画なんですね。それと政府の持つてられる長期経済六十年計画とは不可の關係があると思う。かかる画期的構想を持った農業開発の将来に對す見通しと、長期経済六十年計画との連の中において、これは單に愛知用水並びに北海道の釧路、根釧、青森の北の開発だけにとどまるとは考えられない。これを一つの基盤にして、その成果の上に立つて今後どこまでこれ

拡大発展させるという計画というものは当然あると思うのです。ですからそういう点に対する長官の計画の内容に對する、できるだけ具体的な説明をお願いしたいと思ひます。

○高橋國務大臣 ただいまの御質問でございますが、經濟六カ年計画におきましては、六カ年後に米麦換算として千三百万石を作らなければならぬ。この計画は曲げることはできないのであります。ところがこの計画を遂行しますにつきましては、根本的に言へば土地を作るといふことは非常にけつこうなことであります。これには大へん大きな金がかかります。かりに一石について三万円かかっても四千億という大きな金がかかるわけであります。

國家財政の許す限りにおきましては、造地計画から作るのが當然だと思ひますが、その財政が許さないときには、やはり國の食糧増産というのを中止するわけにはいきませんから、そのときにはできるだけ金のかからない方針をとつて、予定通り増産をいたすべきものだと思ひます。今回の愛知用水の問題につきましては、これは非常に大きな初めての計画であります。同時に開闢機械公団、これは農業土木の新しい一つのエポックを作るものだと思ひます。こういうふうなことにしまして、もし耕地を造成することが安くなる、また短期間に上るといふことになれば、これは非常にいい結果をもたらすものだと思ひます。これには大きな期待を持ってやっております。先ほど大蔵大臣に對する御質問に、世界銀行の取引ということがありましたが、これは一回きりのものであります。大体一

千万ドルを借りることになっておりますが、この機械は古い機械を押しつけられるだろう、こういうふうな御心配があつたようでありまして、御承知の世界銀行というのはアメリカの銀行であります。あれは世界の銀行であります。日本も大きな株主の一人でありまして、彼が機械を買う場合には、世界の優秀なものを入札によつて買ひ、こういうことが規則になっております。それから、これは決して悪い古い機械を押しつけられるという心配は全然ないと思ひます。日本でもできるものは日本でもできますが、日本でもできないものなりつばな機械をこの世界銀行の借款によつて持つて参りますれば、これは日本の農業土木に對する一つの大きな革命を來たす、こう存じておられるわけなであります。そういう意味におきまして、この愛知用水公団にいたしましても、今度の開闢機械公団にいたしましても、食糧増産六カ年計画に對する食糧増産の一つの手段といたしましては、非常に重要な役割をするものとして、これを認めておられるわけであり

ます。

○芳賀委員 特にここで尋ねたいのは、機械開墾の問題なんです。機械化による一つの開墾形式というものは公団が主体になってやるわけであり。そこで政府の率直なる見解をお伺ひしたいのですが、今日におけるこの未開墾地帯のいろいろな立地的な条件は、非常に劣悪だということはどう定できないわけであり。こういう地域を開墾するといふ場合において、これはやはり構想を大きく転換して、國家的な、國家が責任を持つてこれを開墾するといふような構想の上

に立つた機械化開墾というやうなところまでいかなければ、ただ一応世銀の借款によつて機械を買つて、あとのやり方というものはほとんど受益者の負担で、國の負担分というやうなものでは、徹底的なやり方はできないのではないかと、いふに考へるわけなんです。ですからその辺を十分御検討になつてやつておられるかどうか。それでお伺ひしたいのは、たとえば北海道における根釧地区の機械開墾の場合においては、これは試験地区としてやられるのか、これはもう見通しが完全にあるから、いわゆるパイロット・ファームとしてやるのか、かかる見解というものはどこにあるのか。

○高橋國務大臣 さしあたりの問題といたしまして、北海道にはパイロット・プランとしてやつてみる考へであり。それから御説のごとく、開闢機械公団というものは単に機械を持つておるだけでありまして、この運営につきましては、今のお話のごとく、まだどうしても國家としてやらなければならぬといふことになれば、その場合には別の公団を作つて、國家の施設をもつてやるべきものだと思ひます。これは今までもまだ計画はいたしておりましたが、さしあたりは問題として、アメリカの機械を持つてきてやればどの程度にいくだろうかといふことを知りたい、こう存じまして、パイロット・プランでやりたい、

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、世銀の借款は、長官の御説明によると、一回限りでこれをとどめる。そうするとあと問題になるのは、余剩農産物の円資金をどの程度に長期計画を立てて借り入れする考へであるか。この六カ年計画の中ではどういふ構想を持つておるか。余剩農産物に依存するといふ場合には、これは今後の食糧増産の推移と非常に關係があるわけなんです。食糧増産の果が上れば、余剩農産物をそれほど買ひ付ける必要がないといふ必然的な結果が出てくる。そういう場合には、その余剩農産物に依存することではできないやうな条件がだんだん國內に醸成されるわけですが、その六カ年計画内における見通しとか、そういうものはどうなつておりますか。

○高橋國務大臣 余剩農産物の買入れという問題は、資金計画とは切り離して考へていきたい。従ひまして日本の全体といたしまして食糧が絶対輸入しなければならぬものだ、こういうこと前提のもとに、その必要欠くべからざるものを持つてくる、これが主眼でございまして、幸ひにこれによつて見返り資金が得られますれば、これは長期に低金利に借りられますから、こういう方面の農業開墾等に充當いたしたいと思ひます。これがいい場合においてはどうするか、こういう問題でござい

ますが、そのときには、食糧増産といふことはこれを中止するわけにはいかないものでありますから、この資金のよけいからならぬやうな方法で短期的に効率の上る方面に変えても食糧増産は遂行したいと思ひます。幸ひに見返り資金が本年も来年も、また明年も得られますれば、この計画遂行については非常に容易になつて参ります。同時にまた多少金がかかつても干拓をするとか、そういう愛知用水に準じたやうなものもやつていけるだろ

う、こう存するわけでございます。

○芳賀委員 ただいまの長官の御説明によると、たとえば見返り資金のこの公団に對する投入分は、これは原則的なものではないといふことなんです。ね。たまたま今年度は財政上余剩農産物の円資金をこれに用ひなければならぬといふ原則的なものではない。これは必ずしもこの方式でいかなければならぬといふ原則的なものではない。これは長期にわたつてこういうやうな一つの構想のもとに農業開墾をやるのだ、そういうふうに理解して差しつかえないですか。

○高橋國務大臣 ただいまのお話の通りでございます。

○芳賀委員 そういたしますと、先ほど各委員からお話のあつた、これは長期に継続して行つ農業開墾の事業であるといふことが立証されるわけですね。それに付随する費用は、これを継続費として差しつかえないのであります。大蔵大臣は、事業は継続だけども、支出は継続費にならぬと言つたけれども、継続して行つ事業に付随する費用の支出はやはり継続費であるといふように解釈して差しつかえないと思ひますが、長官の御見解はどうな

りますか。

○高橋國務大臣 これを法律的に継続費でどうしようといふことについて、三年、四年、六年先をどうやるのかと言われる御質問には、これは財政當局としては答えられないのだからと存じますが、しかしこの計画を遂行したためには、どこまでもこれを遂行し得るやうに努力していきたい。それで特に愛知用水のごときは、もう着手した以上はこれをどうしても継続してい

く。その結果食糧増産の方の資金を食いついていこうなどないよう努力していき、こう存するわけであります。従いましてあるいは新しい造地をするという方面に新しく着手することは、これは困難だと思ひますけれども、できるだけ資金の要しなかりに余剰農産物ができないという場合には、できるだけ資金を要しない方面によって食糧増産は遂行していきたい、こう存するわけであります。

○芳賀委員 余剰農産物の資金に依存することがない時代ができて、その場合においても食糧増産に食いつかないというのではどういふことですか。それは従来よりも食糧増産費を積極的に増額して、そのワタ内においてやるということなんですか。既存の奨励の中でそれを食いつくようなことはしないけれども、今までよりは必要量をふやして、そうしてその食糧増産費の中においてもこれを継続するといふ、そういうお考えなんですか。

○高橋國務大臣 それは愛知用水自身が食糧増産の一翼をなしておるわけでごさいますから、ただいまお話の通りでございます。

○芳賀委員 ですから食糧増産と切り離すとか何とかいう問題ではないのですよ。もう少し拡大された構想が今生まれてきておるわけですか。そうじゃないのですか。これを食いつくまいとかいふことになるから、非常に論理が不明確になると思ひます。さらに今後たとえば八郎潟の開拓の問題であるとか、いろいろの大きな開発事業というものが行われると思ひます。ですからそういうものをやはりこういう公園方式のような形の中において、これを効果的に

に推進するといふような、そういう計画を持っておられるか、それは結局食糧増産費、全体の中における一つの計画であるといふように考へて差しつかえないのですか、その点はどうなんですか。

○高橋國務大臣 ただいまお話のこと、これはそういう新しい計画が立つような時期になりまして、これを実行し得るような時期になれば、これはもちろん全体の食糧増産計画の一部であると認めていいと思ひます。

○中村(時)委員 中村委員。私は経済的な面を一点お聞きして、それから総合的な面を二、三お聞きしてみたいと思ひます。まず第一に、今度の本借款の一億ドルというのに対しては、少くとも御承知のように、グラント分が一千五百万ドル、それから買付分の七〇%、すなわち五千九百五十万ドル、円貨換算にして二百十四億、それがわが方の借款となり、三〇%、すなわち二千五百五十万ドル、円貨にいたしまして九十一億円、これが大体米側の使用に充てられておるわけでありまして、その借款の使用用途がアメリカ側からは、電源開発は百八十二億、農業開発は三十億、生産性本部へ一億五千万、こういうものがつけられて、完全に自主性がありません。おまけにアメリカ側で使用するといふ用途の中には、日本の農産物の買付けに對する使用用途としてこれがあげられておる。そうなるにつれて、日本の農産物の使用用途となつておる以上は、この一億ドルの借款に對しては、今後これを継続していく意思を持っていらつしやるかどうか、これを第一にお聞きしたい。

○高橋國務大臣 ただいまお話の本年の借款分のうち、百八十二億五千万、それから三十億、一億五千万、こう三つにわけた大体の大ワタつきましては、アメリカ側と話し合つたのでありますが、これを各部に振り分けることにつきましては、全部これは日本側だけでやつておるわけでありまして、これは必ずしも自主性がなければならぬ、これは初めの借款をするときには、これを大ワタで何に使うかといふだけの話はいたしましたけれども、これは決してアメリカから、こうやれ、ああやれと言われたこともなく、こちらから申し入れただけでありまして、それから引き續きまして今後の交渉につきまして、多少考へていきたいと思ひます。これは、本年度の借款につきましては、米が相当多かつたのであります。この米につきましては、幸いに日本も豊作であるし、また東南アジアとの貿易関係等におきまして、できるだけの米を東南アジアから持つてきたい、こういうような考へで今後アメリカからは余剰農産物として米はもたないようになつて、こう存しております。また品種といたしましては、日本の畜産業におきまして、どうしても銅料が足りない、こういうふうな関係から、銅料のようなものを少し入れてもらいたい、こういうようなことをただいま折衝しておるのであります。当然これは本年もやつていきたい、こう考へております。

○中村(時)委員 米の問題であるとか、あるいはアメリカの棉花の問題、あるいは小麦が軟質であつて、硬質が非常に不足しておるとか、そういうような個々の具体的な問題については、いづれ農林大臣に對してお聞きをした、私も思つております。そこで私のお聞きしていることは、こういう条件で相當の時期、おそらく五年くらいは計画を立てなくちゃならぬと思ひますが、その間における借款を依然として継続されるかどうかといふことをお聞きしておるわけですか。

○高橋國務大臣 私どもの条件がいれば、それは、大体三年間は継続していききたい、こういうわけでありまして、三カ年くらいはこれを継続していききたい、その一点はつきりしていただきます。次に第二点として愛知用水の問題に入りますが、この愛知用水事業計画といふものは、最上流のダム地点からダム、発電設備と下流用水との関係において、計画上非常に多くのずれがあるであろうといふことはいろいろ指摘されておるわけでありまして、それに対して農林省あるいは建設省、通産省、経済企画庁、これらが十分話し合つた結果における立案であるかどうかといふことをお聞きしておきます。

○高橋國務大臣 ただいまお話のこと、建設省、農林省、経済企画庁、各関係官庁がよく打ち合せました結果の計画でございます。

○中村(時)委員 しつこくお尋ねいたしませんか、あなたは責任を持つてその発言ができますか。十分打ち合せをし、あなたも参画をし、そしてこの計画を十分検討した上であなたはこの計画を考へたのだ、こうおっしゃること

○高橋國務大臣 今後この問題につきましては、公団ができますれば、実行機関があるわけでありまして、そのときにはさらに十分検討いたします。

○中村(時)委員 私の言うのは、公団ができた結果十分審議をするといふこととなくして、農林大臣あるいはそのほかのたとえば建設大臣であるとか、すべての方々が集まつて、十分計画をなさつてこの計画を立案したものかどうかといふことをお聞きしておる。あなたは責任を持つてそれが十分相談したものだと言へるかといふことを聞いておるのです。

○高橋國務大臣 大体の根本方針につきましては各省はよく打ち合してあります。細部につきましてはまだそこまですべて検討してありません。

○中村(時)委員 おそらくあなたはその計画の中に、十分細部にわたつては入つていらつしやるなかつたと思ひます。それを非常に正直におつしやつたから私もこれ以上追及はやめ

第二点として、このダム地点は地質上心配ないかどうか。これは御存じのように、以前においては日露時代に適當でないという断定が下されておつたと思ひます。私にはそういう記憶がある。そこであなたがそういう細部にわたつての云々といふことはわからないとおつしやるけれども、あなたが、このダム地点に對して、地質上あなたは責任を持つてこの計画が実行できるかどうかといふことをお聞きしておきたい。

○高橋國務大臣 ただいまお話のこと、その問題はよく初めから聞いております。それでこれと同じような事実

たちも思っている。思っているけれども、びしゃつと押えたらあなた自身が、大へんなことになるから言つてないだけの話です。だからそれに対してあなたは今後どういう考えを持っていられしやるのか、最後にお聞きするわけですが、今後どういうふうなこれと真剣に取り組もうとされているのか、その点だけをお聞きしてあと個々の問題に対しては農林関係にお尋ねしていきたいと思ひます。

○高橋国務大臣 ただいま御質問の通りでございます。私はこの問題は初めから計画には参画いたしてありますが、大まかな計画につきましては相談をいたしておりますけれども、細部につきましてははなはだ勉強の足りないかつたといふことは、はつきりここで申し上げますが、なおさういふうな点につきましては十分各方面で、電力の問題については通産省、農業の關係については農林省においてこれを検討いたしておりますし、私はその検討は正しいものだと思つてのんであるわけですが。

○綱島委員長 ちよつと申し上げます。外務大臣がただいま見えました。が、外務大臣は会期末で非常に忙しくておられるので、なるべく二時くらいまでにはひまをもらいたいと申し出ておられます。そこで委員会は少し勉強して、皆さんに無理をしないで済ませんけれども、二時までに外務大臣の方を終えてもらいたい、どうぞそのおつもりで、企画長官の方はなるべく早くお願いいたします。

○川俣委員 企画長官にお尋ねしたいのですが、関西電力が今まで運営しておりますダム効率が非常に低下いた

しました。特に濁川流域を中心としたダムが、もうほとんどダム効率が上つておりません。特に御岳山の山麓が非常に荒れております。これは国有林であり、荒れけれども荒れておりました。昔から荒れておるので濁川という名前がついておる。土砂の流出量が非常に多いのです。大体牧尾橋ダムは、関西電力の要所々々においてダムでとられた水の排水を牧尾橋ダムへ集めるといううな計画です。最も関西電力が目をつけておりますのは、日本一安全だといわれております三浦貯水池にダムを作つてこれから導線御岳の発電所に持つていくという導線計画なんです。これは必ずしも不可ではない。途中で小さな流域をみな押えてダム・サイトにしておるわけですが、これは貯水池に導線を持つていく。ところがこの貯水池が、みな効果がなくなつてくる。と、ときどき堆砂しておりましたものを今まで牧尾橋のダムの作られる貯水池に流しておつた。これは二十三年以来ダム効率が非常に低下したのは、最近また上つたりしておりますのは、ダムの中にもあります堆積土を流したといふことは明らかです。今後こういうものを流さないといふことになつてくると、御岳の発電所の貯水ダムがみな効率がなくなつて参りますと、この発電所がだめになつてくる。この発電所の有効ならしめようとする、牧尾橋のダムを膨大な経費をかけて作るわけですが、ここに堆砂が出てくる。この効率が、想定にもよりまするけれども、発電所の方の堆積を流してくると、十年後には牧尾橋のダムのダム効率が低下するといふ危険が出てきてお

るわけですが、どつちに重点を置くかという問題が出てきておるわけですが、この問題がどうも今までなされてないようです。そういたしますと、これに生命をかけて、これに期待をして貯水ダムを作るわけですが、この効率がなくなると、下流の計画というものは余りだめになる。どつちを主にするのだというところについての考えを、企画長官が今判断をしておかなくてはならない問題ですが、こういうことを検討されましかどうか。

○高橋国務大臣 私はまだ現場は見えておりませんが、この前に三浦のダムを拝見いたしました。そのときに牧尾橋の問題につきましては、関西電力の連中の意見を聞いて、ただいまのお話のうな意見をその当時聞いておつたのであります。これは非常に工事には困難だらう、こういううなことは考へておりまして、私はちよつとそのときの結論は、ダムを作るよりもまず山に木を植へることだ、治山治水を優先しなければならぬ。これは一つ君の方でも大いに考へてくれといつて、関西電力の連中にもいろいろお話ししたのであります。これはどうしても自由経済でやつて、そろばん玉だけでやると、これはいけない。どうしてもやつてくれないといふことになりまして、今度は国家がこれだけの金をかけて、あれだけのダムを作るといふことになると、私は現地をよく見なければわかりませんが、この公団にこの費用を持たすといふことは無理だと思ひます。国家が別途に治山治水の方面から考へてこれをやつていくといふことは、国家の財産を保有する一番重要な問題だと存じまして、よく現地を調べました上で何

いたしたいと思ひますが、このことにつきましては、また事務局からお話しいたします。

○川俣委員 長官はなかなか正直におつしやる。その通りなんです。それでこの計画というものはここから出発していかなければならない。どつちに主力を置くかという判断がない計画というものは無計画と同じなんです。ここが急所なんです。その判断がつかないと、公社を作りまして、公社の運営というものはだめになる。どんな有能な人材を持つていっても、この問題は解決はつかない。今にしてこの問題を解決しなければ、つける方法いかにしなない。どうつけるかによつて成り立たない。そうすると関西電力に犠牲を払わせるか、または牧尾橋ダムに重点を置くかといふことなんです。関西電力が三浦貯水池を獲得したためにあるいはある程度の犠牲を負うといふことが出てくるかもしれません。しかしながらこれは天災でも受けましてこの幾つか点においてありますダムは堅固なものではあります。長官は行かないといふが、これはダムができない前とできたあとの空中写真がありまして、よくわかる。歩いたよりも明瞭にわかります。それをなぜ今判断しておかないのです。公社法を出される以上は、当然あなたが判断して決断を下しておかなければならぬ。どういふうに長官は決断を下したか。

○高橋国務大臣 これはすでに相當の計画を農林省で立てておりますから、農地局長からお話しいたします。

○渡部(伍)政府委員 お話の点その通りであります。全流域が三百四平方キ

ロありますが、その中の各流域を調べまして、今の濁川の問題だけが非常に問題になるのであります。あとはわれわれの点からいって、手を打つても大體いいのじゃないかと思つております。これは国有林地の中でありまして、林野庁とも十分打ち合せまして、この対策については万全を期していきたい、要するに土砂が流れない砂防工事、あるいは木を植へる、こういうことをやつてもらう、そういうことを話を進めております。

○川俣委員 これは今年度でも予算をつくべきなんです。こういう公社計画があるのは、今始まつた計画ではないので、法律としては少くとも昨年度から今年度にかけて手入を加えなければならぬ。総合開発をやるからには、そこに重点を置かなければならぬはずなんだ。そこに重点を置かないで、何かちよつと意味のある仕事をする部分だけに重点を置いて、うま味の消される大きな重点をはずしておる。先ほども私が申し上げたように、アメリカをあなたは回つてこられたでしょう。私どもの文獻によりますと、日本は下流に水利権がある。従つて下流の水利権には上流の治山治水についての責任がない形になつておる。これは日本の水利権といふものは原始河川時代の慣習法です。……ところが諸外国では下流の灌漑用水として、工業用水としてあるいは電力用として、上流の水を下流に流してゐるのです。その契約しただけの水量を送らなければ損害賠償の責任を負わなければならぬ。常に上流の水源地帯は、これに対して、国であらうと、公共団体であらうと、私有地であらうと、みずからの責任で治山治

水をして、そうして下流に水を供給する、流るという形式をとっておられることは、あなた御承知の通りなんです。こういう近代的な設備をするということになると、ここでもう切り切らなければならぬ時代になってきた。それを切り切らないで、この大きな計画を立てたところに——根本問題を解決しないで、今までの慣習をそのまま用いていくとするならば、この計画というものは成り立たない計画なんだ。そこで治山治水計画とこの牧尾橋ダム計画というものが一貫していかなくればならぬ。公団がやるのか國がやるのか、國がやるかすれば——ここでの事業を國がやるということになると別ですが、公団がやるというからには、この治山治水の責任、負担を、受益者負担として、この公団が負うべきものじゃないか。この水を持つていったからには受益者負担というものがあつたのです。そうでしよう。その源泉についての受益者負担がないというのはどういうわけですか。もうこれだけ膨大なことをやろうというからには、すでに上流の水源に対して、わずかに流れてくる水源に対して、当然負担を負わなければならぬ計画でなければならぬはずなんだ。それは別個の國の計画だと、切り離すとすると、この公団の本質が成り立っていないのです。計画じゃないのですよ。計画だということからはみずからこれを負担する。またこの公団法の法律に、この国有林はこれだけの治山治水対策を講じなければならぬという義務を負わしても、財政支出をそこにぎ込ませるといふ責任を果しておられるなら、確かにこれは一貫した計画です。十年足らずで牧尾

橋ダムがだめになることが明らかにわかっていながら、なぜそんな膨大な経費をかけるのです。この点を明らかにしてもらいたい。

○高橋國務大臣 ただいまの御説は私にどうもとまどと存じますが、治山治水の費用を全部公団にかけるといふことは、私は公団の負担力、ひいては農民の負担力に影響いたしますから、これはどうかと思いますが、幸いに国有林でありますから、同じ農林省の所管でやっておりますから、同じ農林省の濁川の問題につきましましては、農林省は急速にこの植林計画あるいは治山治水計画を立てるということに相なっておりますから、その点につきましては私は御心配ないと思存します。

○川俣委員 こればかりに國營事業なら別ですよ。あなたは公団の方がよろしいというのですから、経費をかけた分だけは受益者に負担させるという公団方式をとった、従つてこの公団がみずからある程度責任を負うという態勢がとられた計画で事業が果してできるかできないかというのを考えなければならぬ組織であり計画であります。こういう膨大な組織であり計画であります。計画をやらせて、しこうしてなお経済効果があつて、上流の治水計画をみずから判断しなければならぬ。國がやるからいいじゃないか、これはやはり國の財政支出ですよ。従つてこれだけの財政支出を別個にかけてこの公団経営をしていくのですから、それには公団経営といふものを別に考えないで、これだけの國の財政支出を伴つてなおやつて価値あるものかどうかという判断を國の財政の面からはしていかなくればならぬ。あなたは公団の組織じゃないのだから、企画庁長官なんだから……。

○高橋國務大臣 私は十年先にこのままで置いておいたらだめになると思存します。大休今までの計画によりまして、三多ぐらいい埋もれたといつております。私が申し上げたことは、この治山治水といふものはダムの建設と別途に考へていかねばならぬ問題であつて、これは國家として非常に重要な問題である。そういうわけでありまして、それから、せつかくあそこにはダムができておるのではありませんか、そういう時期を考へまして、なるべく早くあの方面の治山治水をやらず、順序を振りかえてやつてもらふ、こういう考へ方でおるわけでありまして。

○川俣委員 これは牧尾橋のダムができるかできないかということの問題でなくて、濁川のような川があつて、山の木がはけておる。それによつて治山治水ができていないということに別途に國家として考へなければならぬ問題でありますから、かりにダムができなくても当然やらなければならぬ仕事だと私は存じます。そういう意味におきまして、これを並行的に計画をしていくということは必ずしも不当でないと思存します。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、その点の追及はやめますが、もう一点は、この牧尾橋ダムの問題に関連いたしまして、この事業の特殊性は、農業と発電用の水と、それから工業ないしは水道用の水とが総合されておるところに問題があります。そこでこの負担区分をどうするかという問題が一つの大きな問題である。その前提として、これによります発電量がどのくらいふえてくるかということが一つの大きな問題であります。この点について、私はいささか疑問に思ひますのでお伺いをいたします。ただし私はしろうとでありますから、あまり専門語のむずかしいことを言われてもわかりませんから、しろうとにわかるようないし、御説明をいただきたいと思つております。

○川俣委員 企画長官、牧尾ダムがこれほど大きな計画でない場合の治山治水対策と、こうした貯水量を得ようとした場合の治山治水対策とは違ふので、そこでこの対策がない限りは判断

○川俣委員 企画長官、牧尾ダムがこれほど大きな計画でない場合の治山治水対策と、こうした貯水量を得ようとした場合の治山治水対策とは違ふので、そこでこの対策がない限りは判断

○川俣委員 企画長官、牧尾ダムがこれほど大きな計画でない場合の治山治水対策と、こうした貯水量を得ようとした場合の治山治水対策とは違ふので、そこでこの対策がない限りは判断

○川俣委員 企画長官、牧尾ダムがこれほど大きな計画でない場合の治山治水対策と、こうした貯水量を得ようとした場合の治山治水対策とは違ふので、そこでこの対策がない限りは判断

第一はこの牧尾橋ダムによります発電量は、大体において牧尾橋ダムに直接できます発電所の新規の発電量が三千四百四十万キロワットアワー、それから既設のものがこれから下流に大体十二あります。実際は十三ありますけれども、一つは関係ありませんから申し上げませんが、十二ある。その十二の既設の発電所の増電量が六千六百六十万キロワットアワー、両方合せて九千七百四十万キロワットアワー、こういうことになっておる。ところがどうもこれはしろうと考へては、実は牧尾橋ダムによる下流の既設発電所の増電量が少し過小評価ではないかという疑いがあるわけでありまして、その理由をしようとなりにあげてみます。これを決定されましたのは、二十九年の六月二十二日付の農林省、建設省その他中部配電まで入れて、五者の協定によって水利計算の基準に關する申し合せ事項ということによって行われておる。しかももらいました資料によりまして、この発電量の決定は、大体において各発電所の取水地点における自流の計算、しかもこれは流域計算と掘流量の算術計算、これを基準にして算定をされたもののようにあります。これが果して正しいかどうかということは私どもには疑問であります。なぜかという、第一は、これはアメリカとかあるいは中国とか、あるいはソビエトのような場合には、ダムの持つ貯留率といひますか、水をためるのが非常に多い。千倍とか三千倍とかで、非常に多い。日本の場合には、地形が非常に急峻でありますから、ダムを作っても貯留率というものは非常に小さい、二百か三百であります。従つてこうい

うダムにためられた水は、外国の場合においては非常に物理的に大きなものであるが経済的には安くなる。日本の場合には物理的には小さくて、経済的には逆に高くなる、当然のことです。これを申し合せ事項のようにならざるを得ないかどうかが、これが第一の問題であります。こういう点の再検討が行われておるかどうかが、この点をまず第一にお伺いしたい。それから牧尾橋下流の十二のダム、そのうちの七つは水路式であり、五つがダム式であります。このうちで現地で聞きましてところによりまして、丸山ダムだけがわずかに千五、六百万トンの貯留量を持つておる、あとのダムは貯留量はそう大したことはない。水路式はもちろんないことは明らかである。こういう非常に貯留量の少ないものの上になんかものを作るわけですか。従つてこれの効率は算術計算では私には出ないと思う。流域と掘流量の算術計算で出るはずはない。農林省からいたたきました資料によりまして、ダムの運用は、農業水利の確保ということが重要な点になっております。しかしながら年間を通じて見た場合には、必ずしもそうではない。むしろ発電用の水の確保、調節ということが重点をなしておる。それはなぜかという、二月から五月までは、農業用水は貯水時期でありますから、これは発電にはほとんど関係ない。大きな力を発揮してこないと思う。しかしながら六から九月までは農業用の放水時期、しかしこの時期は同時に相当雨量も多い。従つて農業用の放水は少くとも下派のダムにつきましては相当の効率をあげながら、しかも最末端のはね上りにいつて初めて

これが農業用として生かされてくるといふことになる。さらにそれ以降の十月以降になりますと、来年の二月洪水期においてはほとんど電力用としてそのダムが使われる、こういうことになっております。これはこれで私はよろしいと思う。よろしいと思うが、その結果このダムの全体的な効率というものは、気持はどうであれ、現実においてはむしろ電力用のダムとしての役割の方が大きいんじゃないか。こういう点を果してはつきり計算に入れておるかどうかが、その具体的立証として、ダムの貯留水の年間配分を見ますと、大体農業用水としては八千二百四十万トンであります。それから工業並びに水道用としては千三百七十九万トンであります。さらに電力用水としては二億四千三百七十二万トンを使うことになつておる。これだけの条件があつて、なおかつ新規の発電量が前のようになつておる。こういう計算によつてわずかに六千幾らというふうなばかかなことはどう考へてもない。ある専門家に聞きますと、少くとも実際の発電量としては一萬五千くらゐのものは当然予想されていいのだ、こういうことを言つておる人もあります。その真偽は私どもまだわからない。わからないが、いずれにしてもそういう点がある。しろうと考へてみましても、このダムの全体的な効率とこの運用の方式からいくと、どうしても関西電力ないしは通産省にしてやられておるやうに私どもは思ふ。この点はどうかという点が第二点。これはいわけの算術計算的なアロケーションは現地で聞きまして、しかし私はこ

ういう以上の点から見ても納得がいかない。もう一度はつきりしたものを

を出していただきたい。

それからこういう発電の増電量に対しては、それから非常に農業用水が割高になつておる。この用水の負担区分が、ちよつと私どもには解せない。農林省からもらったこの資料書によりまして、大体において二百八十億という金をどうやつたかという、農業については四十八億圓いわけの増産分の所得がある。この査定も相当問題であります。これはあとで詳しく突つ込んでお聞きしたいと思ひますが、これは別として、一億四千八百億、それからそのほかの必要経費を差し引いて二十億といふものが出ておる。さらに電力用についてはキロワット四億幾らという電單車を土台にしてやつておる。また工業用水その他についても現在の売水価格を土台にしてそれにそれぞれの利率をかけて、それが農業用の場合は六%、電力用の場合は九%、工業用あるいは水道用の場合は六%と聞かれましたが、こういうことでも大体において妥当投資額といふものをきめて、そしてそれを専用施設の価格を引いてやられておる。その結果はどういうことになるかという、ダムの水路は片方は二億四千万トン以上使う。片方は八千万トンしか使わない。にもかかわらず、ダム建設費に對しまする負担はどうかという、八十何パーセントといふものが農業関係の負担になつておる。電力関係はわずかに一五%しかない。こういう結果になつてきております。水道用はわずかに四・〇五%ということになる。水路負担についても工業用水あるいは水道用水と農業用水との比率は九五%に四・八%、こういう変な比率になつてお

る。これはどうもわれわれしろうとには解せない。もう一つは、少くとも現在では新しく発電をする場合には、電力の点で言いますならば、ダムを含めてやる場合は少くとも一キロワット十五万円から二十万円かかつておる。ところがこれはこういう関係からいいますから非常に電力負担分というものは少い。この農林省の資料書を見ますと、専用と共用と両方合せてわずかに十八億五千三百万円、そのうち七億幾らといふものは発電所そのものの建設費であります。ほとんどダムの建設費は十億圓にしか及ばない、こういうことになりまして、こういう費用負担区分のやり方といふものは、農業に不利であつて電力に對しては非常に有利である。その結果はどうなるかといひますと、御承知の通り大体ダムの貯水量一トンの各使用別の単価を農林省からいただいたのによりまして、農業関係は一トン当年年間平均六十二圓六十一銭のコストのものしか使われない。ところが水道用、工業用は十九圓四十二銭、電力用は四圓五銭。こういう単価の大きな不均衡が出てくる。これは今のやうに大体において所得を現状を中心にして査定をして、それに利率をかけて妥当投資額といふものを出してそれから専用施設の経費を引いてやるからこういうことになると思ひます。こんなばかかなことはない。私はなぜこの点を強く言ふかという、今後日本において大規模に持たれる多目的ダムは、多くは電力あるいは工業用、農業用、大体において幾つかの目的を持った場合、従つて当然その間において費用負担の区分をどうするかという問題が必ず基本的問題となつて参ります。これ

はもしこのままいくならば、今後農業は特に水道用あるいは工業用水、電力用水は御承知の通りこれを握っておるのほとんど独占資本で、価格操作は自分の採算においてできます。ところが農業はそうではない。これはあとでもって私はこの効用を詳しく申し上げたいと思ひますから、これは別にいたします。農業は自分で作ったものを自分でその価格をきめられない、ほとんど人様にきめてもらう。しかもそれが今日においては多くの場合原価を切っておる。農民の生活の犠牲においてやっておるのではありません。その農業は六十二円幾らの水を使っておる。電力はこれと同じダムから出る水でわずかに四円五銭、こういうばかな費用負担を土台にした計画で今後多目的ダムをやられるのは、日本の農業の発展というものは非常に困難になると思ふ。こういう点について、私は事務的な説明は現地で聞きましたが、納得いきません。学者的ないろいろなことを言われますけれども、現実には違つておると思ひます。そこでこれらに対して御説明をいただきたいのと同時に、発電量をどういふものを根拠にして出したか、納得のいくようなほんとうに実情に合った統計を明らかにしていただきたい。それからこの費用負担区分、これはどういふわけでこういうやり方をせられたか。なるほどこれは簡単でありました。が、これでは納得がいきません。と同時にこれをさらに再検討する御意思があるかどうか、問題は再検討する御意思があるかないかというところが根本であります。私も日本の農民の立場から、日本農業を守る立場からしますれば、これではどうしても

前に、私は結論として、これは再検討願わなければならぬ。発電量にしても、それから負担区分にしても、再検討願う、これが一番この問題の中心点だと思ひますが、その御意思がありやいなや、もう一べん明確に御答弁願ひたい。

○高橋国務大臣 多目的ダムにつきましてはただいま久保田さん御指摘のような問題はたくさんありまして、今回の分につきましても、従前の例に従ひまして大体それぞれ各方面の関係者の了解を得ておるようなわけなのであります。私も久保田さんの御意見と考慮を同じうするのであります。特に工業用水につきましてもこれはもつと大きな負担をかけていいと存じますことは、現在東京におきましても、名古屋におきましても、大阪におきましても同様であります。工業用水に地下水を使つておるわけでありまして、地下水を多く使う結果土地の沈下が非常に大きな問題になりまして、それが沈下するために大きな防波堤を作らなければならぬ。この地下水を使うということにつきましても根本的に考え直して、工業用水をはから持つて来なければならぬ。そういうようなことから考えますと、私は工業用水の負担力というものをもつとふやさなければならぬ、そんなふうにも思つておるわけでありまして、電力の問題につきましても、私は久保田さんはしろうとだと思ひしやるけれども、なかなかくろうとといろいろの御質問があつたようでありまして、このことにつきましても従前までやつておりましたことにつきましても、後はど農地局長から御説明いたすことにいたします。

○高橋国務大臣 ただいまアロケーションをきめておりますのは、電源開発法の第六条第二項によります政令、総理府令、各省の申し合せ事項、こういうふうなことによつてやつておるのであります。これを根本的に変えるということについては、相当まだ問題があると思ひますが、これはどうしても公団ができました上において、實際的に再検討する必要があると私は存じております。

○渡部(伍)政府委員 ただいまお話になつた農業用のトン当りの水の値、電力、水道、それぞれの値がいかにパランスがとれてないじゃないか、こういうお話であります。私の方では一方からいいますと、現在の農業水で一トン当りの水を計算するとどのくらいになるか、工業用水あるいは水道の料金などのくらゐであるか、電力、発電用の水の一トン当りの費用がどのくらいであるか、そういうものから一応逆算しまして、そして大体の見当をつけたが計算していつておるのであります。こういうふうな違う大きい理由は、農業では施設を一年間持つておるけれども、實際使用する時期は非常に短い。電力、水道はこれを大体年にならして使うことになつております。こういうふうな関係から、そういうことになるのであらうと思ひます。計算の過程等につきましては、先ほど申し上げ

頭からうのみにして、これでけっこうでございますというところで計算すれば、こういうことになる。これを根本的に再検討しろというのが私どもの意見です。この点を間違わぬように願ひたい。現在の政令によるアロケーションがどういふことは、現地でさんさん聞いておるのです。だからよくこの点は基本的に検討して、——今答へろと言つても無理な話ですから、それは申し上げませんが、もうこれでこの分は済んだのだというお考えでおられるのは、これはまづびらだと思ふ。その点はどうですか。

○久保田(豊)委員 農地局長の説明の

○久保田(豊)委員 現在の政令によるアロケーションでは困るということですが、それを農林省がうのみにしておす。なるほどあなたの言う通り、農業関係は年がら年じゅう水を使うわけではない。しかも施設は膨大です。それを短期の水に全部ぶつけては農業の生産物がほとんど農民の自由に売れるならない。これが原価計算にどんどんならう。この計画は、農業や工業や水道から発電所まで含めた総合計画で総合性を持つていふところにあれがある。それを今の電力中心の多目的ダムを中心にして、このアロケーションをそのまま持つてきて、こういうことにやられたのでは今後だめだ。そこで実情といふいろいろなケースがあつて、新しい検討をしなければ、日本農業はこういう大きな金を入れてもたつてやつても、基本的な発展の条件はとれないのじゃないか。それを農林省が

○中村(時)委員 それでは外務大臣にお聞きいたします。実は先ほど高橋長官は、この余剰農産物に対して、将来三年間はこの契約をやつていきなさいという考え方を発表されたのであります。この計画の樹立ということになりますと、少くとも今後五年間に五百

頭からうのみにして、これでけっこうでございますというところで計算すれば、こういうことになる。これを根本的に再検討しろというのが私どもの意見です。この点を間違わぬように願ひたい。現在の政令によるアロケーションがどういふことは、現地でさんさん聞いておるのです。だからよくこの点は基本的に検討して、——今答へろと言つても無理な話ですから、それは申し上げませんが、もうこれでこの分は済んだのだというお考えでおられるのは、これはまづびらだと思ふ。その点はどうですか。

○中村(時)委員 それでは外務大臣にお聞きいたします。実は先ほど高橋長官は、この余剰農産物に対して、将来三年間はこの契約をやつていきなさいという考え方を発表されたのであります。この計画の樹立ということになりますと、少くとも今後五年間に五百

頭からうのみにして、これでけっこうでございますというところで計算すれば、こういうことになる。これを根本的に再検討しろというのが私どもの意見です。この点を間違わぬように願ひたい。現在の政令によるアロケーションがどういふことは、現地でさんさん聞いておるのです。だからよくこの点は基本的に検討して、——今答へろと言つても無理な話ですから、それは申し上げませんが、もうこれでこの分は済んだのだというお考えでおられるのは、これはまづびらだと思ふ。その点はどうですか。

○中村(時)委員 それでは外務大臣にお聞きいたします。実は先ほど高橋長官は、この余剰農産物に対して、将来三年間はこの契約をやつていきなさいという考え方を発表されたのであります。この計画の樹立ということになりますと、少くとも今後五年間に五百

頭からうのみにして、これでけっこうでございますというところで計算すれば、こういうことになる。これを根本的に再検討しろというのが私どもの意見です。この点を間違わぬように願ひたい。現在の政令によるアロケーションがどういふことは、現地でさんさん聞いておるのです。だからよくこの点は基本的に検討して、——今答へろと言つても無理な話ですから、それは申し上げませんが、もうこれでこの分は済んだのだというお考えでおられるのは、これはまづびらだと思ふ。その点はどうですか。

億以上の投資をするという計画がこれに入ってきておる。そうすると五年間くらいというものは、この余剰農産物の問題は、他の事情は別といたしまして、今のままの状態からいけば、五年間くらいの契約ができない限りにおいては、たとえばほかの土地改良であるとか、暗渠排水であるとか、他の農業用のいろいろな施設に対する問題が、これと相関連して行われてくる。すなわちその方が三年間で打ち切られたとすれば、二年間における経費はどのような考え方をもちてこれをまかなうかということが、まず第一点。第二点は、外務大臣はこの余剰農産物に対する契約は、今後どのような方向で考へていっていらっしゃるのかというのが第二点、この二つをまずお伺いいたします。

○重光国務大臣 お尋ねの要点は、この計画を進める上において、将来余剰農産物の同じような借入をやる方針であるかどうかということに帰着しないかと思ひます。これは今回の借入は本年度ということに相なっておりません。これはそのつど考慮しなければならぬ問題であることには違ひありません。しかし御承知の通り、アメリカでも将来三年間でしたか、これは大統領に権限が与えられておるわけでございます。そういうことは本年度と同様に将来も考えられ得るわけでございます。条件についてはいろいろ考慮しなければならぬことが将来も起つてきましよう。しかし条件さえ整えば、この借入は成立せしめて、この事業にその方面からの支障のないようにいたしたい、こう考えておるわけでございます。

○中村(時)委員 そういたしますと、この計画に基いていくと、大体五年間に五百億以上の金が必要。そこでこの借入から求められてきた使用用途ははっきりしておる。そこでございませう。たとえば電源開発に八十二億、農地開発に三十二億、こういうふうにはつきりしておる。そこで今の公団の計画を当てはめて、五年間に五百億ぐらいい、こういうふうになつておりますから、条件がこのままの状態を推移するならば、この借入は五年間ぐらいいは行いたいという御希望に解釈していいわけですか。

○重光国務大臣 さように考えます。○中村(時)委員 そうすると外務大臣は、この借入を今後五年間行なつていきたい、これは重要な発言なんです。高橋長官は三年間、文部大臣は以前大島君の発言に對しまして、こういうふうな問題はやりたくない、しかも高橋長官は農業に及ぼすところの圧迫が非常に大きいから、でき得ればこういうことは考えたくないというのが本心だといふ。一体これじゃ一つの考え方がばらばらなんです。そういうばらばらなものを目安にしてこの資金をこの方向に当てはめようというふうな考え方がなつてくると、基本がないのかかわらなかつた単なる計画をするというわけを免れない。そこで少くともそれができるという結果が出た場合におけるところの資金のやりくりを、どういふふうになさるお考えを持っていられるかをお聞きしたい。

○重光国務大臣 今の点については、私どもの考え方を申し上げたのでございすが、この点については過日私は政府の意向として予算委員会でございます

ましたか御答弁を申し上げておきました。それはこの事業を中途にしてやめるようなことのないように、そのためにも将来の借入は、これは条件にもよるけれども成立せしめる、そして事業計画に不都合のないようにしたい、こういうことを御答弁申し上げておきました。われわれのところでは大体将来は五年——しかし三年ぐらいいのことを考へておるのでございませう。しかし五年を考へていないと断言する必要はありません。事業計画に支障のないように一つこの方面も配慮していききたい、こういう考えをもちて進んでいっているわけでございます。それからまた、万一の場合に借入ができないというときにどうするか、こういうことにつきましても、私はこういうことをすなわち方一余剰農産物受け入れが不可能になつた場合におきましても、政府といたしましてはこの事業をやりとげる方針で進んで参ります。こういうことを申し上げておきました。大体そういう覚悟をもつて進んでいくことを御承知願いたいと思ひます。

○中村(時)委員 今三カ年の計画は考へられる。こうおっしゃつたのですが、この計画からいふとどうしても五年ぐらいいになるわけでしょう。そこで二年間というものが足りないといふと、政府の方で何とかしていききたい、こういうふうなお考え方だ。こうおっしゃるのですか、そうじゃないのですか。——それじゃどういふふうなお考えですか。

○重光国務大臣 私は借入を五年とはつきり申しましたが、大体先方は三年の権限を持つておるのだからその三年の計画としてはつきり持つておるが、五年は持つておらぬといふことを

申し上げるわけじゃない、それはそのときに考へてしるべきだ、しかし五年の計画は支障を生ぜしめないといふ方針でこの借入の問題も措置しよう、こういうことを申し上げたのであります。

○中村(時)委員 そうすると外務大臣は大統領の権限における年限の問題を一つ取り上げていらっしゃる、そういうことなんですね。だからでき得ればこれが完遂されるまで五年なら五年間というものを条約でやつていききたい、こういうお考えなんですね。

○重光国務大臣 そうであります。

○中村(時)委員 そうしますと私お尋ねしたいのですが、今いったように政府部内におきましても、この余剰農産物に対するいろいろな考え方があつた。またこの貸付業務の当面の責任者である通産省の内部においても、綿花や米に對してはその中心に有力な買入れ中止論が台頭しているようなわけなんです。しかもまたそれだけではありません。綿花について今契約の内容を見てみますと、綿花についてはその受け入れがわが国の綿業界の不振を非常に激化せしめておる。また同時に莫大な損失をもたらし、ということももうすでにこれはわかつておることなんです。すなわち余剰綿花を正常輸入のワケ外で買いつけるといふことによつて過剰生産に拍車をかけて、合成繊維の増産をはばみ、あるいは品質粗悪な米綿のために日本品の声価が外国で失墜してきている、こういうことが行われておるのであります。またエジプト綿と比較してみますと非常に高値になつておる。たとえば一俵を輸入することに二十ドルの損失が出てい

る。十七万五千俵受け入れですから十二億六千万円の損失を与えておる、このような状態になつておる。こういうような条約の内容を現実にあなただけはお考へになつて条約を結んでいらっしゃるのですか、今後ともこういう条件があるにかかわらず、依然としてそういう条件のもとにこの借入を行おうとするのを第一点としてお聞きしたい。

○重光国務大臣 今回の借入についても、今お話のあるような批判と申しますか非難と申しますか、そういうことを伺いました。これは国会においても私は伺いました。私はその非難について、これに対する私自身の自信を持つておりません。しかしながら各同僚の答弁等をきいて聞いてみますと、その点についてはおのおのの説明があるやうでございます。私といたしましては、日本にとつてむろん受け入れられない条件で借入を成立せしめるといふことはこれはできません。できませうが、将来のことにつきましても、関係の閣僚とよく相談をして意見を聞いてみますと、今日から予見をし得る範囲内においては、日本の受け入れられる条件で進み得るという見込のやうでありますから、その意見は私としては非常に尊重すべきである、こう考へておる次第でございます。今綿花のお話もございしましたが、これはしかし私はここで自分自身として詳細にこの説明を申し上げる地位にありませんけれども、今回の借入につきましても、さういふいろいろな、米の問題もよく聞きまし

のくらしい受け入れて借款を成立せしめてしかるべきものである、その条件は決して不利益でないということで借款を成立せしめたわけでございます。大体将来の借款を私がやりたいという見込みも、愛知用水等の事業の計画を進めたいということがむろん根本になるわけでありまして、しかしわが方の受け入れる条件も受け入れがたいものでないという大体的見込みにおいて申し上げておるわけでございます。その点を御了承願いたいと思います。

○中村(時)委員 私は外務大臣のような頭脳明敏な、しかも経験の豊富な方が、その内容のいかんということとを具体的にわからずしてこの借款を結ぶところに非常に危険があると思う。何も綿花だけじゃない。たとえば小麦にいたしましても、カナダにおけるマントパのような硬質ではない、これは軟質が入っている。そういうような内容を十分あなたが御承知でなくしてこの借款をされるところにただ単に金を借りればよいというところに非常に大きな過誤があり、また問題があると思う。今後そういうような考え方、現実の一つのそういう条約の内容の問題もあり、しかもそれらが日本の農業に及ぶところの大きな影響という問題もあるわけだ。そういうことを一々あなたに言ったところで話になりませんから、申しませんけれども、そういう条約を結ぶ以上は少くともその内容を十分に審議されたい、こういうことを私はお願いしたい。同時に基本的には、そういうような結果から及ぼす影響というものを無視して依然として行われるならば、われわれはあくまでも反対せねばならぬ、こういう

う考え方になっておる。もちろんそれは内容の問題になりますが、その内容というものをあなた方が同じようにこういうふうな方向でとられるというこ

とになれば、それを継ぎ足していきま

す、たとえばアメリカの日本に對するいろいろな搾取の問題も出てくるでしょう。そういうふうにして日本の方に余剰農産物をどんどん売りつけていくという内容もあるのじゃないかという、あなた方から見ればくだらない邪推かもしれないが、そういう考え方が出てくるわけなんです。だからそれだけにその取扱いの内容については非常に重要な問題だと思ふ。今後においてあなたが条約を結ばれる場合、そこ

まで——民主党がいつまでも内閣を持つておるとも思いませんけれども、そういうようなことを考えられた結果、今後責任ある方向をとっていただきたいということを願ひたい。

○重光國務大臣 御意見のあるところは十分に拝聴いたしました。私もそうでなければならぬと思つております。ただ私が申し上げたのは、大豆と小麦を先ほど申し上げたが、小麦と米、こ

ういう問題についてどういふ關係を持つかという問題は、これは私は主として主権關係の意見を尊重していきたい、こう思つておるのであります。むしろ責任を持つて条約を締結する以上は、私自身としても十分勉強しなければなりません。おそろく勉強が足りない点を指摘されるというところであれば、私はまことにその通りに考えますけれども、将来十分に一つそういう点を検討した上で進めていかなければならぬ、こういう点においては全然御同感でございます。私もそう努めたいと思

います。ただ全体の考え方として、愛知用水の将来の計画も資金關係について支障のないようにしていきたいという一般的、概括的の方向について私の考え方を先ほどは申し上げたわけでございます。御了承願ひます。

○中村(時)委員 この条約におけるところの使用用途について、アメリカ側からの発言が非常に強いということに私は聞かされておるのであります。少くとも民主党は自主性を高く評価されて選挙に臨まれた。そこでその自主性に基いてやられたかという、どこに基いてはいかなかつた。そこでその自主性をとるといふ意味において、今後には少くともこの条約に関する限り、その資金の内容においてほんとうに——あなた方になるか、あるいはほかの内閣になるか知りませんが、その資金の計画なり用途なりについて、ほんとに自主性のある内容をもつて契約をやるだけの決意をもつてやつてもらいたい。ただ依然として向うから押しつけられて、ああだ、こうだという線に沿つて云々されるのではなくて、みづからがその使用用途をはつきりと明確に打ち出されるだけの決意をもつて条約をしてもいいという考えを持つておりますが、一体今後外務大臣はどういう考え方を持つておられますか。

○重光國務大臣 その点に對する御注文、まことにその通りだと思ひます。自主性のない金を借りたつて、それは實際には身につきません。私もそういう金を借りることは、ほんとうは好きではありません。しかしながらこちらに非常に重要な使途がある場合に、その大まかなことについて合議を遂げ

て、その範囲内において十分に自分の思うままにこれを使用し得るという自主性を確保してやらなければならぬと思つておるわけでありまして、その点については、特に將來のことをどういふに御説明に相なりましたようでございますが、その御趣旨については私もその通りと考えておりますので、將來も努力してみたいと思つております。

○中村(時)委員 今のお話であなたの考え方だけは私もなるほどと思ふのですが、過去におけるところの實際は、あなたの考え方とは相反して、まことに自主性のない方向をとつておりまして、これも裏証されたわけなんです。願ひくは今申しました内容と、今後における問題と同時に閣内におけるところの恩恵の統一、これだけはぜひやつていただきたい。たとえば高橋長官のおっしゃつたように三年間限定、あるいは松村文部大臣のように、こういう問題を打ち切りたいという御意見、そういうことが出てくるごとに、われわれとしては一つの計画だけは、この法案ならこの法案に對する各大臣の意見を調節されていないと、なぜかういふものが出てくるかという考え方が基本的には出てくるわけなんです。そういうことをよく注意して今後ともやつていただきたいというのを願ひたいと思ひます。外務大臣に對する質問は一応これで取りやめます。

○重光國務大臣 そのお考えについては、私もその通りに努力します。それはそれでなければならぬ。それからまた各大臣の間の意見が違つたというところを指摘されましたが、私が責任を持つて国会で御答弁をいたしました

通りに、文部大臣の考え方、そのほかの考え方が、輪廓においては決して違つておるのではないということを申し上げました。これは政府の説明でございます。しかしそういうような印象を議員、国会に与えたということは、これは決して政府のプラスでないことは当然のことでありまして、かようなことのないように將來も大いに努力するということを私はここに申し上げておきます。今の御趣旨はつつしんで拝聴いたしました。

○綱島委員長 これにて午前中は休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後三時四十九分開議

○綱島委員長 午前中に引き続き開議を開きます。

愛知用水公団法案及び農地開墾機械公団法案を一括して議題といたし、質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀貢君 この際、農地開墾機械公団の問題につきまして、北海道開発長官が見えておりますので、大久保長官に若干質問いたしたいと思ふのであります。

開発庁は今度の農地開墾機械公団と何か直接的な、間接的な関連はあるのですか。

○大久保國務大臣 機械公団によつて処理します土地が北海道に二箇所ありますが、ちやうど開墾の方針と農業の奨励の目的が合致しますので、農林省と協力して進めております。法文の上におきましては、農林大臣が執行機關として責任を負つておりますが、私は

また北海道の開発という任務がありま
すので、法文の上においては現われて
おりませんが、農林大臣と私の
間において協定を作りまして、実質的
に公団のおもなる人事と予算関係につ
きまして互いに協力してやるという約
束ができております。こういう意味に
おきまして関係を持っております。

○芳賀委員 機械公団法案では、公団
は明らかに農林大臣の所管になってお
るわけです。ただ、今開発庁長官も言
われた通り、開発庁の任務というもの
は、当然北海道の開発にある。そのた
めに生れておるのです。それで北海道
の開発をやるための機械公団ができた
場合に、この法律によると明らかに農
林大臣の所管になっておるのだが、何
か文書の取りかわしをしたということ
を言っておりますが、農林大臣とあな
たの間で覚書なんかの形で取りかわ
したのですか。そういうことであれ
ば、覚書の内容は、資料の形をもって
御提示願いたいと思います。

○大久保国務大臣 私と農林大臣の間
において、文書によって交換しており
ます。

○芳賀委員 ですから、それは両大臣
の間における覚書と解釈して差しつか
えないかということですが。

○大久保国務大臣 覚書です。

○芳賀委員 その覚書を、資料の形で
も差しつかえありませんから御提出願
いたいわけですか。

○大久保国務大臣 原文は今持ち合せ
ませんが、趣旨はおもなる人事、こと
に理事その他の役員の任免と予算につ
いてはお互いに相談してやる、こうい
うことになっております。原文は後刻
取り寄せます。

○芳賀委員 そこでお尋ねしたい点
は、北海道開発庁というものがあつ
て、専任の国務大臣が長官になってお
られる。しかもこの開発庁は、北海道
の開発のための企画、立案をやるとい
うところに重点がある。こういう場合
にこそ開発庁がこの公団を所管するこ
とを当然と思いませんか。何か農林大
臣に書いてもらって、それで満足する
という程度でいいのですか。

○大久保国務大臣 その問題は、この
前から問題になりました。いわゆる実施
機関が云々という議論のわかれるこ
ろと思ひます。現在の制度において
は、開発庁は実施機関ではない。計画
はするけれども、実施機関は農林省で
す。あるいは建設省であり、あるいは
運輸省という工合になって、港灣の関
連になる運輸省に予算を回して、運
輸省が執行機関になります。農林省の
事業になると、農林省に予算を配賦し
て農林省が執行機関になります。今度
の公団を作るに際してもいろいろ議論
がありました。しかし公団を作つて
も、機械を貸しつけるとか開墾事業を
することは行政の執行に当ることにな
るので、その仕事を農林省に譲つた
わけでありまして、ですから、今日の制
度においてはやむを得ない。立法論と
しての議論はいろいろありますけれど
も、今日の制度においてはやむを得な
い、こう思っております。

○芳賀委員 そこでお尋ねしますが、
この機械公団の事業計画の内容、それ
は開発庁はあまり関知しておらぬわけ
ですね。これは農林省が主体になって
調査並びに立案計画をするというよう
に考へてよいわけですか。——そう
なると、結論的には、開発庁は機械公団

に関する限り一応たな上げの形になつ
ていてと判断できるわけですが、大久
保長官はそれで満足されておるわけ
ですか。

○大久保国務大臣 さき申しました通
り、官制上そうなっており、法制局の
解釈もそうなっておりますので、今の
制度においてはやむを得ないと思いま
す。實際上の執行の面は農林省であり
ます。さき申しました通り、実施機関
でないからやむを得ないのであります
けれども、その間の行政の円滑を期す
ために、私と農林大臣との間において
覚書の交換をして、おもなる人事、予
算についてはお互いに相談してやるこ
とになっております。

○芳賀委員 そういふことは法律的根
拠の上においては無価値のものである
といふように考えられるのです。あな
たは実施官庁でなければこれはやむを
得ぬといふのですが、企画庁でしよ
う。機械公団の事業の企画等やればや
れないことはないかと思ふのですが、そ
れはやらなかったのですか。

○大久保国務大臣 その問題はさき申
しました通りであります。実は今回
法制局の意見を求めたのです。その結
果、法制局長官も、農林大臣を表面に
うたつた方が適當であるという意見で
あつたので、そうしました。将来立法
上どうするといふことは別個の問題で
あります。現在の法制のもとにおいて
はやむを得ないと思ひます。

○芳賀委員 実施官庁でないといふこ
とはわかつておるのです。ですが、こ
の機械公団が行う北海道の農地開墾事
業の企画とか立案は、開発庁がやつて
も別に法制上疑義がないので、こうい
う計画を今までやつたことがあるかな

いかといふのです。

○大久保国務大臣 機械公団を作つ
て、外国の開墾の機械を日本に持つて
来て、大げさに開墾をやろうとするの
は、日本の農業の歴史の上において初
めての計画であります。まだこういう
事例はないと思つております。

○芳賀委員 そういふことを聞いてお
るのではないのです。北海道の開発の一
環として、農地の開発はやはり北海
道開発庁のやる分野になるのではない
ですか。企画等をやつていく場合にお
いては、農地関係は全然切り離れたの
ですか。そういう計画が今まで全然行
われていないといふことは非常に奇怪
千萬なんです。企画官庁といふことを
言つていながら、それでは何の企画を
今までやつておるのか、建設関係だけ
ですか。

○大久保国務大臣 私が初めてとい
ふのは、計画が初めてといふ意味じゃな
いのです。アメリカから開墾の機械を
入れて公団を作つてやるということが
初めてといふのです。アメリカから機
械を入れてやるということが初めてだ
といふことで、計画そのものは初めて
じゃないわけですね。現に右狩の平野の
ように、計画は私の方で計画し、農林省
が実施機関としてやつておるところが
あるのです。ほかの例はたくさんあり
ます。ただ機械をアメリカから入れる
といふことが新しい点ではないかと思
ひます。

○芳賀委員 長官、開発といふのは機
械を買つてくるのが開発じゃないので
すよ。機械はもろろん開発の手段に
はなるけれども、北海道の総合開発
は——開発の手段は機械による場合も
いろいろあると思ひますけれども、どう

いう計画で未墾地の開発とか建設をや
るかといふことが開発の計画であると
いうふうに見える。その計画を実施す
る場合においては、機械によつた方が
能率も上るし経済的であるといふその
手段としての方法はあるかもしれない
ですが、その農地開発の計画というも
のは当然北海道開発庁にはおありにな
ると私は信じておるわけなのですが、
それがいいのですか。

○大久保国務大臣 その計画について
はもろろん農林省と相談してやつてお
ります。

○芳賀委員 今のお話では最初のお話
と違ふんじゃないですか。開発庁は企
画官庁で実施官庁ではないから、企画
をして、その予算を獲得して実施面
に対しては農林省あるいは建設省に対
してそれをゆだねるということをおな
たは開発庁の性格として今まで説明を
してきたのです。ですから計画とい
うものは、当然これは開発庁の責任にお
いて立てても何も差しつかえないと思
うのですが、そういうことにお気づき
になっておりませんか。

○大久保国務大臣 それは理論的には
さうでありますけれども、実際の部
面になりますと、私の方の人の数
が——農林省では人の数が多いのであ
ります。これを極力利用して、利用する
といふと語弊がありますけれども、相
談機関として使うことは一向差しつか
えないと思ひます。だから計画はとに
もかくにも私の方が相談してやりま
す。実施は農林省にまかせて頼む、こ
ういふ形でやつております。

○芳賀委員 これは大久保長官に繰り
返してお尋ねしてもちよつと無理な点
があると思ふので、ちよつと柏原主幹

が来ておられますから、大臣の答えられない点をお答え願いたい。

○相原政府委員 ただいま大臣が申し上げましたことと私の申し上げるものと大体趣旨は同じだと思いますが、表現の仕方が多少異なります。開発計画につきましては総合的な計画は北海道開発庁長官がこれをきめるということになっております。しかしそれに基づきまして今度の機械公団でありますところの事業対象、そういったものに基きまして一応計画を立ててきておったのであります。計画が固まりましてその具体的な実施の段階になりましたので、これは開発法の建前からいたしまして、農林省の所管であるということでは農林省がこれをやつていくというふうな格好になっておるのでございます。

○芳賀委員 農林大臣が御出席になっておられるのでお尋ねしますが、私は主として機械公団の關係についてお尋ねしたいと思つてます。先ほど大久保長官にお尋ねしたところが、この機械公団に關して農林大臣との間に覚書を取りかわしておるといふお話があつたのであります。これはこの法律の内容を見ると、機械公団は明らかに農林大臣の所管になっておるわけでありまして、それを何のために開発庁長官と文書の交換等をしなればならぬかというその裏面の内容がちょっと理解に苦しむのですが、ちょうどお二人ともお見えになっておるので、この際そういう点について一応御説明をお願いしたいと思います。

○河野國務大臣 大久保さんからお答えになりました通りに、企画立案は開発庁長官の方でやりになります。私の方は実施官庁でございますから、その間の連絡をうまくやります。また、双方の間に十分事務の調整をいたしておるやうなことであります。○芳賀委員 農林大臣の御説明によると、むしろ大久保大臣より開発庁はどうかというものであるかということが一応わかつてきたように思ひます。これは企画官庁であるから、北海道の農地開発の問題にしても開発庁と北海道知事が十分相談して立案されたものを農林省が、最終的に検討すると思ひますけれども、それを実施に移すやうな方式なんですね。

○河野國務大臣 さうでございます。○芳賀委員 これは午前中大蔵大臣にもちよつとお尋ねしたのですが、實際問題としてこの機械公団を今後運営する場合においては、當然その公団の業務的な一番基礎になる財政面、これは世界銀行の借款と余剩農産物の特別会計からの借入れの二つになると思ひます。この場合世界銀行からの借款というものは世銀から直接公団が借入れをして借款を締結するという形になるのか、その間に政府が介入してそれらから公団に貸しつけるということになるのか、その経路はどういうことになりますか。

○河野國務大臣 これは愛知用水の場合と同様に、政府においてあつておることをいいたします。これは現在までにおいて説明をし、世銀は十分な調査をいたしました。機械公団が設立いたしましたらば、機械公団において世銀から借りるということになります。

○芳賀委員 この点に対しては午前中も農林大臣にお伺ひしたのですが、この順序が、法律ができてから世銀と最終的な借款の取りきめをするというお話ですが、むしろこの借款の正式な契約が整つた後に、法案が成立するやうなのが順序としては妥当ではないかと考へるわけですが、それで世銀の借款が成立しない理由というものが何か横たわつておるのかどうか伺ひたい。

○河野國務大臣 借主が愛知用水公団であり機械公団でありますから、借り入れ主が法律によつて設立されません。そこまでは法律によつて調査は現在までの大筋の打ち合せ、調査は現在までに了解を得ておるわけでありまして、そこで最終的には今申し上げましたやうに、この法律が成立いたしましたのできましてさうして今度は最終的に世銀と公団との当事者の間で貸借の最終的な決定をするという順序になるわけでございます。それから、この法案を提出いたしますまでには資金措置をいたしまして一応の見通しをつけておかなければなりません。必要なる処置は政府として今日まで進めて参つたわけでございます。最終的には申し上げましたやうに、向うにはこれこれこういう公団を作つて、こういう組織で、こういうふうにするから、これに貸してやつてくれという話をつけてあります。そこで今その通り大体これができ上りますれば、それが借主になつて世銀と話をしますれば、世銀の方では資金を貸してくれる、こういうことになるわけでありまして。

○芳賀委員 ただいまの御説明によりますと、世銀の方では、この資料によれば、七月十二日現在のこの計画書を見ますれば、大体了承して、こちらの方で予定した借款は成立するという見通しはついておるのですか、その点はどうですか。

○河野國務大臣 七月二十二日だそうですが、要するに世銀の方から参りまして詳細の打ち合せをいたしましたので、そこで私もいたしまして、世銀の代表者と話し合ひまして、その通りいくならば金を貸そうということの大体の見通しはつけてあります。

○芳賀委員 次に公団の借入れ対象になる余剩農産物の資金特別会計です。余剩農産物の場合、円で返済するときは利子が四分ですね。この特別会計から公団が借入れする場合は、その利率等はどのようなことになるのですか。

○河野國務大臣 四分でございます。

○芳賀委員 四分そのままで公団へ来るわけですね。

○河野國務大臣 そのままでござい

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、機械開墾をする場合に、六カ年計画になつておるわけですね。これに対する資金の計画は、當然年次別にはつきりした見通しが立てられて、確立されておらないと、この機械開墾の場合は、愛知用水の開墾と違つて最終年度に到達しなれば事業の所期の目的は達していけないというところに一つの問題がある。特に根拠地区の開墾の場合にはさうだと思ふのです。ですからこれは具体的に昭和三十年度以降の資金計画というものは年次別に立てられておらなければならぬと考へるわけであ

ります。それが政府のお出しになつた資料と説明によれば、三十一年度以降これだけ要するというだけであつて、年次別の内容が明らかになつていないわけなんです。こういう点に今後機械化開墾をする場合の不安というものがあるわけですね。ですからこの際、これの内容を明らかにしておかれる必要があると思ふのでありますが、大臣において御承知の範圍の説明をお願いしたい。

○河野國務大臣 お手元に差し上げてあります農地開発機械化公団の概要の資料のうち七ページに、年次別の予算がついております。それに対して午前中にも企画庁長官、大蔵大臣等からいろいろお話し上げたのでございまして、この機会に私としての考へを申し上げておきます。政府といたしましては、昨日閣議におきまして愛知用水、機械公団、この両農地開発事業の今後の予算の裏づけにつきまして慎重に検討いたしました次第でございまして、その際に、今後余剩農産物關係の資金について万が一欠くところがありましても、この両公団の事業は必ず完成するということの申し合せをいたしてあります。次に御質問が当然あると思ひますから、これもつけ加えて申し上げておきますが、この両公団の事業を遂行いたしますその影響が他の農地開発の予算に影響を与えるやうなことがあつては、全国各地の事業に非常な悪影響を及ぼします。そういうことの絶対にならぬやうに強い御要請が議員各位から熱烈にあるわけでございまして、そこで政府といたしまして、この点については特に強く私は大蔵当局

に要望いたしてありますし、それが企画局長官から政府の態度として申し上げましたようなことになっているわけでございます。これは必ずあの線において実行して参るよう、われわれが責任をとっております以上はやる。先ほどお話のありました通り、三年、五年先のことは、われわれの申ししたことがなかなかそうなりにくいかもしれませんが、ここにおいでの方々が強くそういうことを御要望になるのでありますから、各党一致の要望であるので、どの党派が政局を担当されても必ず実現できるものと考えますし、われわれがやります以上は責任を持ってやるということをお願いして差しつかえないと思ひます。

○足鹿委員 関連して、けさほど大蔵大臣が本委員会に見えまして、同僚足鹿委員、川俣委員等からこの問題について追及が行われたのでありますが、たゞいま農林大臣からお答えがございましたように、昨日ですか、閣議で御決定になったというならば、大蔵大臣御自身が財政面の責任者として、たゞいま農林大臣のお答えになったようなことはきりとした御答弁がなされたか、私は非常にけげんに思ひます。今朝の大蔵大臣の御答弁は、速記等でお調べになればわかりますが、まことにぬらりくらりとしてあまいもこの答弁しかわれわれは伺えなかった。それが閣議で今農林大臣のおっしゃったような——農林大臣も閣僚の一人でありますから、連帯の責任をお持ちになっておられますので、それを信用しないというわけではありませんが、大蔵大臣のけさほどの答弁がなぜあんなにはっきりしなかったかということを私は不思議に思ふのです。なおたゞいま農林大臣は、将来にわたってこういう大がかりな仕事をやることによって他の土地改良その他に迷惑はかけないということとを政府においても確認したのであるとお話でございます。ところがまだなまなましい記憶が残っているわけでありまして、本年度予算案を民主党内閣が国会に提案なさったときに、去年の実行予算と比べてもおかつ百十六億円も農林水産関係で予算が削減されている。特に土地改良の問題については私も農林委員会で大蔵に質問したことがありますが、大臣の土地改良に対する熱意は非常に薄い。むしろもっと突っ込んで言えば、土地改良そのものをきらっているのではないか、金をかけてまで土地改良をやっても、自由に食糧は買える段階にきているのだと考えているのではないか。もちろん日本国内の生産費を下げることは大臣もお考えになつていらつしやるようでありまして、あの当時の新聞その他に出ました報道を見ますと、農林大臣自身が土地改良に莫大な投資をするということ、むしろむだが多いのではないかと、いろいろな考えを持っていられつしやるように聞かされたので、私がその点を突っ込んだときに、大臣は説明しているけれども、愛知公団その他があることであるから、こういうものを合せれば決して減つておりませんというような説明をなすつていらつしやる。それはたゞいまの答弁と同じつまが合なわなと思う。私も従来全国でやつている土地改良その他にひびが入らないように、これは世界銀行や余剰物資やら、そういう恩恵もありますの

で、プラスこの愛知公団、機械公団というもので土地改良がよい促進されて、日本の増産態勢がそれだけ整備されたのだ、しからば歓迎したいという気持ちでいるわけだ。ところが大臣自身が愛知用水その他の計画があるので、こういうものを合せれば減つていないのだという説明をされますと、これは明らかに今までの既定の土地改良予算を食うのだということを大臣自身がせんだつてお認めになつていらつしやるので、たゞいまのお話と非常に食い違つておりますが、その点はどうですか。

○河野國務大臣 これはこういうふうにお答えしたいのであります。第二に、たゞいまの方からお答えいたしました。私はこの議案が始まりました最初にお答えを申し上げました際に、これは一兆円予算でやるのでございまして、土地改良費におきましては、多少減額いたしておりますが、これは明年においてこれを補うという目的のもとに今年は減らしておるのでございまして、こういうことを申し上げておることを御了承願ふと思ひます。そこで金額が減つていくんじゃないか、減つていくから、金額としてはたとえば愛知用水のようなものを加えればというのであつて、私は初めから愛知用水を台にしてお答えを申し上げたつもりはない、このことは御了解願ふと思ひます。私は決して初めから、私の方から愛知用水を加えて今年はいくらだ、多いんだというのを申し上げたつもりはないのでありまして、初めに御答弁を申し上げたときは、今年はいくら減つておりますけれども、これは明年において、今年の減つておる分は拡大均衡の予算を編成する

るのでありますから、その際にやつても間に合うという考えのもとに、今年はいくら減らしておると私は申し上げたつもりであります。この点はそういう意味では、たとえばこの公団の問題にいたしまして、この両公団を編成いたしますにつきまして、最初には愛知用水だけでございまして、三十億で済ますというつもりでありましたものを、中途から両公団にこれを分割いたしましたために、十億不足になつておりますので、この十億は明年度においてこれは埋めるということ、この問題もそういうふうなことを、このことも、これは参議院でございまして、か、政府が発表いたしました通りであります。私その点においては御了解願ふと思ひますのでございまして。

そこで次に最初の御質問でございまして、これはこういうところには実は意見の不明確な点が起つてくるのでございまして。それは増産六カ年計画によりまして、明年三十一年度は六百八十億という数字が出ておるのであります。これは経済企画庁において企画いたしました数字が六百八十億になつておるのでございまして、この六百八十億につきましては、大蔵当局と経済企画庁との間に具体的に数字の最終的決定になつておらないのでございまして。農林省もこの間に処していろいろ事務の調整をいたしておるのでございまして、私といたしましては、この六百八十億は、今申し上げる通りに、愛知用水、機械化公団を加えて明年度予算の上におきまして、土地改良費は六百八十億を必ず実行するんだということ、今政府部内においての決定を見てい

くその線に近づくようにしなければいけないというところは、固く私も主張いたしておるのでございましてけれども、この点についての最終的決定は、事務的計数的な打ち合せはいたしております。そこで問題になつて参りますのは、大蔵大臣の主張いたした主張が不明確であるというものは、今の六百八十億を確実に明年度予算に編成するかどうかということについて、大蔵大臣は答弁が不明確になつておるのでございまして、私から具体的に申し上げますれば、少くとも今までわれわれがやつて参りました土地改良費、すなわち今年で申し上げますれば、一般会計の二百六十億プラス百億で三百六十億、これは愛知用水その他公団の分とは別であります。この既定計画を縮小してやるようなことは絶対にいたしませんというところはつきり申し上げることができるのであります。それを拡大いたしまして、愛知用水その他の今回の企画いたしましたおきまして機械公団、八郎潟まで加えて、これが六百八十億になるということの最終的決定はいたしておりますから、その問題について大蔵当局との間に明確になつていないというのでございまして、その点は今私の申し上げたように、御了承いただければ、私は決して不明確なことを言う必要はないのでございまして。その点についての最小限の責任は明確に負えるということを申し上げて御了解を得たいと思ひます。

○足立委員 農林大臣の御答弁は伺つておきましよう。しかし私が一番心配をすることは、ことしの民主党内閣でお出しになった農林関係予算はまこと

に少い額である。特に土地改良増産対策につきましても、農林大臣はどういう根本的なお考えを持っていられしやうかとかという事は別にして、現実数字になつて現れたものは非常に少なかった。これでは農村の発展もないし、食糧の自給さへもできない。農林省自身がお作りになつた五カ年計画等と比べましても、この数字とは問題にならないわけでありませう。私が心配しますのは、大蔵省あたりの財政当局は、えてして前年度を基準にしてという事をやりがちなんです。そうすると来年度にいきまして、今年のあの少い予算を基準にして、別に愛知用水公団あるいはその他のものがこれを買つてはいない、従つてこれでいいんじゃないかという事で片づけられたのでは、けさほどから質問も出ております通り、こういった公団のやりまします事は、非常に効果がおそいのです。緊急間に合せなければならぬ増産対策というものは、差し迫つておるわけですから、この点だいまの農林大臣の御答へは、これはこれは特別一兆円というので縛られて非常に窮屈だ、来年はこれは元へ戻してといひますか、従来一つの基準がありますから、少くともこういう線までは復活してその上愛知用水公団その他、本日審議されております法案によつてできるであろうものについての予算は、その中のものを食わない、これは別だといふふうに解釈して差しつかえないですか、この点を念を押しておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私もそういう考えでやるつもりであります。

○川俣委員 関連して、最初から六カ年計画でやりになるという実施方

法、しかもこれが一番経済効果が上るという事で立てられたこの計画、これに對しては大蔵大臣は、これを實施するならば、継続費の支出をしなければならないのではないかと、こういう質問に對しまして、そういう考えはないと御説明になつた。それはなぜかといふと、国の財政面から、そうできるかできないかわからない、農林大臣の今説明されるような協定ができておるといふことになれば、継続費の事業としての支出ができることになる。これは各庁とか何とかに相談しないでも、これはほんとうに實施するといふことになれば、継続費で年度割で組んでいかれますならば、あとの内閣はその責任を負わねばならないし、国会もまた責任を負わねばならないわけなんです。はつきりそうされておいたらどうなんですか、大蔵大臣との間に話がつきましますならば、将来の内閣に對して責任を負わねばならないというならば別問題です。ここであえて六カ年計画という経済効果をねらつて、これだけのものを作られるからには、あとの内閣もまたこれに準じてほしいという熱望がなければならぬはずだと思ふ。そうすれば第一年度、第二年度という継続費の支出の方があるわけなんです。これが将来の内閣に對する義務を負わせる、どうしてこれをとられない。大蔵大臣はそれをとりたいのです。そうすると六カ年でできない、明かにできない。ほんとにやろうと思へば継続費なんです。ほんとにやろうと思へば協定を結ばれたならば、継続費の支出をされてもいいはずなんです。これはどうなんですか。

○河野国務大臣 私も川俣さんと全く

同じ意見でございます。そういうふうにするべきものと思ひます。しかし戦前は予算外庫の負担の契約をいたしまして、いずれもそういうふうによつて参つたことも私も承知しております。しかし戦後の予算の組み方が、今川俣さんおっしゃられるようなものは、ごく一部に建設費関係にあるものであります。しかし農林省関係の土地改良費は、いずれもそういうことになつておりません。しかしいふことがいふことは總括的に今後研究して、従来やつておりました国営開墾にいたしまして、大規模で、しかも相当長年月にわたるものが、いずれもその年度、その年度の予算でやつて参つておりますから、これは私はいずれもいいとは思ひません。思ひますから、今御趣旨の点は十分私としても同意見であります。しかるべき機会に私もそういうふうになるように努力したいと思ひます。

○川俣委員 戦後確かに継続費の面が削られておつたのです。ところが財政法の改正案を出されて、参議院の審議及び衆議院の審議を見ますと、当時の農林省の総務課長、大蔵省の主計局長が出まして、何ゆゑに継続費が必要なのか、この法律を改正する必要があるから起つてきたかという質問に對しまして、こういう公団とは申しませんけれども、國が長期的に事業をやつてすみやかに経済効果を上げるには継続費の支出をしなれば目的が達成できないために、財政法の改正を行うのであるという説明をした。農林省は具体的に例をあげてやつておられます。たとえば試験場であるとか国営開

墾の事業であるとか、こういう具体的な例をあげて、この支出のために、この効果をあげるために改正してほしいという要望をなされておるのです。ただ今まで実施されてないのです。それに対して参議院及び衆議院の一部から、将来にわたつて国会の審議権をあまり無視するようなことのないようにという議論が行われておりますけれども、それをなお押し切つて、必要の前にはぜひとも改正の必要があるといふことを強調されて財政法の改正が行われておるはずなんです。その当時の主張をそのままとれば、私の意見の通りにならないければならぬはずなんです。この点はどうですか。

○河野国務大臣 私も全く同じ意見でございます。ただ私も予算の編成中に大臣になりましたもので、それから、急に、農林省だけのわけにもいきません。明年度の予算の編成に當りましては極力そういうことを主張していくつもりであります。しかしこれは何と申しまして、予算の編成の上に財政の五カ年計画なり何カ年計画なりといふものの基礎がはつきり立ちまして、その中に長期の予算外の国庫負担契約をして、そして継続費の制度を作つていくといふことにならなければ、農林省だけ申しましてもなかなかいきかねると思つてございませう。全体の財政政策にわたつてやらなければならぬこととございませうから、むろん御趣旨の点は私も全く同意でございます。大いにその点に向つて努力いたすことが必要であらうと私も考えますし、そうすることによつて土地改良その他が所定の年限に完成することがぜひ必要ないとございまして、従来の土地改良等

がただだらだらと長くなつておりますことは、いずれも今お話のようなところ欠ける点があるからだと思いますので、私もぜひその実現に全力をあげていきたいと思ひます。

○芳賀委員 機械公団の点でも少しお尋ねしておきたいのです。これは本来ならば委員会等において現地調査をやつて明らかにしてもらいたいと思うのですが、もう会期も迫つておりますので、質疑を通じてもう少し明らかにしておきたいと思ひます。

第一にお尋ねしたい点は、この機械公団の方式でいくと、機械を導入して開墾作業だけは非常に進んでいくわけなんです。ところがその開墾と同時に入植計画と営農設計がこれに伴わないと、機械による開墾だけがずっと先行してしまつて、あとから営農設計がついていけないという事態が生ずると思ふわけなんです。そういうギャップが出た場合においては、所期の目的は決して達せられないような結果になるわけなんです。しかもこの公団方式というものは入植者あるいは受益者に対して相当負担を背負わしておるわけです。ですからこの計画が進捗するといふことは、結局ここに入植した人たちが経済的な力をたくわえて経済能力を持つといふところまで十分に指導していかなければならぬわけですが、公団の場合においてはそこまで手の届いた業務とか指導とかは行ないないわけなんです。ですからこの点は非常に問題があると思ふわけですが、こういう機械開墾事業の非常にスピーディーな問題と、それから営農設計の緩慢な度合いをどういうふうに調整してこれを指導するのかというようにな点に對して、細心の配慮が要ると

思うのであります。この点に対する大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 御承知の通りこの機械公団は機械を使つてほとんど土地をひっくり返して開墾していくのが使命でございます。そういうふうにして造成せられました土地に対する入植、営農の指導ということとは、直接農林省がやることになっておりますから、土地ができるのを待ちかまえてそれに対する必要な処置はとるというつもりでございます。

○芳賀委員 次に公団が開墾を行う場合、これは第一次開墾、第二次開墾というものに区分されるわけでありまして、これを合すると町当り約十萬円程度の経費がかかることになる。ところが今まで北海道等における未墾地開墾による開墾の経費は大体七萬五千円くらいであつておられるわけだ。そういったと、今までの開墾よりも公団方式による開墾の方が町当り二、三萬円コストが高くなるわけだ。しかもここで問題になるのは、今までの開墾の場合に入植者が自力開墾のような形で、開墾に対する国の補助金を受けて、それが入植者の生活を一部ささえるというふうなこともなつておつたわけでありまして、今回の場合においては、入植者は前提として公団に対して開墾をまかせるというふうなことになるので、これは開墾面に対しては入植者は全然タッチできないのです。できないというところは開墾に対する国の補助金等を生活の資に回すことは全然できないことになるわけでありまして、こういうふうにしてむしろ機械化でやることの方が開墾の経費が高まるというふうなことは、これはどこに原因がある

るかというところ、結局これは世銀からの借款によつて外国から機械を買わなければならぬということに約束されておるからで、この開墾の機械等は別に外国から買つてこなくても、実際問題としては国産のトラクターとか開墾機械で十分事足りるわけだ。こういう具体的な問題を掘り下げるに従つて、たとえば開墾の経費一つ取り上げてこれも高きに失するということになる。それから入植者は全く公団に開墾を依頼するというふうなことから、入植して経済的に自営できるといふ時間的な面が相当長期にわたるのでないかというふうな考えられるわけだ。そういう点の調整というか処理というか、伺いたい。

○河野国務大臣 ただいまお尋ねになりましたのは二つの点だと思つております。一つは国内でできる機械でやればよろしいのを、向うから機械を持つて参るから単価が高つくじやないかというところが一点。もう一点は、入植する人が開墾の資金で自分の生活に活しつゝ開墾するということになるけれども、今度はでき上つたものへ入つていくというのでは、最初において生活に困難を来たすのじやないかという二点と思つております。

そこで第一の点は、御承知の通り国内にありますが程度の機械でやつておるのは、従来もやつておるし、今後私はやつてよろしいと思つております。しかし今度ののは、御承知の通り相当大規模な機械を持つて参せまして、これによつて一気に掘り起して、そして土壌のある程度改良までこれでできるようにしていくということだ

ございまして、たびたび申し上げますように、これはテスト・ケースでございますが、しかしテスト・ケースと申して、決してこれが失敗するというふうなことではないに、相当の検討は加えまして結果のごときでございます。そこで経費が高つく、安くつくということにつきましては、従来七萬五千円は、それからあとで土壌の改良でございますとか、いろいろな施設がなおあつたに、御指摘のやうに、従来に比べて、大規模に大きな機械を使つてやる今度の方が、結果においては経費は安くつくやうな計算をいたしておるわけでございます。

そこで第二の点の資金の問題でございますが、入植いたしました者につきましては、御指摘のやうな点があると考えますから、最初に自分の間の資金の貸付をいたしまして、この資金によつて、一方においてそこに固定して参るやうに配意して参るように配意をして参るということにいたしておるわけでございます。

○芳賀委員 この点は大臣の御判断がちょうど甘過ぎるのではないかと、思ふ。具体的な点は農地局長にさらに尋ねたいと思ひますが、ここで問題になります点は、特に根拠地区の開墾の場合なんです。篠津地区はいいとして、根拠地区というのは御承知かもしれませんが北海道においても生産条件が非常に低いんです。ここでは通例の農業経営というのはなかなかやれない地区なんです。ここをあえてこうした地区に選定しておやりになるわけですが、これは大臣の今の御説明によると、テスト・ファームとしてやる、そ

ういうことならばまだいいのです。ところがこれは午前中もお尋ねしたのですが、テストではなくてパイロット・ファームとしてやるということになれば、とにかく段階を経て、これに自信を得て先発地区としてこれをやるのだということになるので、非常に問題があると思つたのですが、これは農林大臣が今言われたやうに、一つのテスト・ファームとしてこれをやるのであるか。パイロット・ファームとしてやるか。これは方針を明確にしてもらわぬと、テスト的にやる場合においては、場合によつては失敗することもあり得るということだ。覚悟してやるわけですが、これは既定計画としてどんどん進めるのだということになると、途中において失敗するということとは許せぬと思ふ。その点はどうかでございますか。

○河野国務大臣 私はテスト・ケースと申しましたけれども、決してこれは単なるテスト・ケースではないのでございまして、あらゆる角度から検討いたしましてこれを実施するのでございまして、途中で失敗するやうなことは聞いておりません。必ずこれは成功するものなりという、あらゆる角度からの検討の結果そういう確信を持つて実行するわけでございます。しかし何を申ししても、新しく持つて参ります大規模の機械を運搬することによつて、そして大規模な従来なかなかに困難と想定されましたところをやるわけでございますから、いろいろ問題は起るかもしれない、それらについては十分な調査検討を加えてあるわけでございます。これをやることによつて、今御指摘のやうなことはなると、これ

を始めたから来年もどこをやる、次もどこをやるというやうなことを今直ちに考へておるわけではない。十分あらゆる角度から注意を加へまして、そしてやつて参りたい、こう思つております。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、根拠地区の場合には大体二百四十七戸程度の入植を計画している。これは開墾経費あるいは関連補助事業等全部合せて、これを戸数で割ると一戸当り六十萬二千円くらいになるといふやうに承知してあります。これはもちろん国の負担、地元負担とかいろいろありますが、それらを負担したもの全部入れて、一戸当りどれくらいになるかということになると、そういうことになりまして、この地区においては当然特殊条件としては、酪農等による農業経営でなかつたらこれは維持できないわけだ。ですから非常に多額の財政的の投下が行われなければこの地区においては営農は将来成り立たないということになる。ですから国が全額負担を行う建設工事とか、いろいろ国の直接事業的に工事は国の負担でやるのはいいとしても、これは必然的に地元負担額というものは出てくるわけだ。これらの篠津地区あるいは根拠地区を入れると、地元負担額は二百四十億以上に及ぶというふうになるわけだ。ですから政府の方針を立てられてかかる機械公団の方式により開墾を進める一方には、大なる地元負担というものはそこから生まれてくるということになるわけだ。ですからこのやうな開墾によつて入植した農家というものは、十年くらいたつても経済的な、地元にお

こないわけでは。そういうような点からこれが地方公共団体の財政面を圧迫するよう不安なものでもないわけでは。ですからこのような画期的な機械開発を進める場合における地元に対して出血を与えないというような、一方における具体的な配慮はどうしても必要だというように考えるわけですが、これに対してはどういうふうな処置をなさるお考えであるか、お尋ねしたい。

○河野国務大臣 その点はよく注意をいたしまして、御趣旨のようなことにならぬように十分注意をいたすものであります。

○芳賀委員 これは善処されるといいますが、これは何か補助金とかいろいろな面の政府の負担分等の負担率の改正等をやらなければ、抽象的に善処するという形では実効があらぬと思ひますが、これは機械開墾等に伴う地元負担分に対しては特別の措置を講ずる、そういう意味で大臣は御発言になったかどうか。その点を明らかにしてもらいたい。

○河野国務大臣 御指摘の点につきましては、地元北海道との間に十分の連絡をとりまして、この計画を立てたのでございますので、遺憾ないと思へますが、なお御趣旨の点につきまして十分將來注意して参りたいと思ひます。

○芳賀委員 大臣にはもう一点くらいで終りにしたいと思ひます。

もう一点は釧路地区の開墾計画、これは未墾地地区を三千町歩、畑地を六千何百町歩開墾する。ですからこの開墾によって一万町歩くらいの開田が行われるわけでは。これをやるためにはうんと運河を掘鑿して、そうして石狩川

から水を取り入れるということになるわけでは。石狩川の下流においてこれを行うわけではありますが、その水量の三分の二程度が灌漑用水として取り入れられるということになるわけでは。そういたしますと必然的に本流における水量が、それから河口に向つては非常に減るわけでは。水量が減るといふことは、水位がずつと低下するということになるわけでは。水位の低下によつて下流における既存の灌漑用水等における悪影響というものは、当然生れてくる。私は考えるわけでは、具体的にどの程度水位が下るといふことを明確に立証する資料は今正確のものを私持ち合わせておりませんが、石狩川の河口においては水の流れは緩慢になつておる。極端に水位が下るような場合には、逆に海水がさかのぼるというようなことになるわけでは。そのようなことに取り入れることによって、膨大な水量をそこに取り入れることによって、下流の既存の水田の権益に対して悪影響を及ぼすようなことがありはしないかというところが非常に危惧されるわけではあります。

○河野国務大臣 ただいま御指摘の点につきましては、あらゆる角度から検討を加へまして研究を済ましてあるものであります。しかしなお將來におきまして、この点は愛知用水の場合にも同様でございますが、この事業の遂行によりまして既存の利用度に影響を及ぼすようなことがありますれば、これにつきましては、万全なる対策を立て

て、早急にこれらの被害の起らないようにいたすことは当然でございます。ぜひそうしなければならぬと考えております。

○芳賀委員 ただいままでの質疑を通じて、これはただ単に機械公園だけできて、開墾をやつて、それで所期の目的が達成できるということはないというところが明らかになつた。ですからこれは、開墾とあわせて農業の設計等が具体的に進み、しかも地元に対する悪影響等を及ぼさないというようなことを完全に現地に於いて具体的に進行するためには、何らかの政策、たとえば農林当局とかあるいは開墾庁あるいは道庁であるとか、地元の公共団体であるとか、あるいは土地改良区とか、そういうような、これに密接な関係を持つておる機関が、何か統一されたようなそういう運営のための、たとえば委員会であつても何でも差しつかえないわけではあります。そういうようなこととで委員会方式的なものを立てて、万遺憾ないようになつていふようなお考え等があれば、この機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 ただいま御指摘の点につきましては、非常に適切なことと考へます。考へますが、現在各地元事業所を作りまして、その事業所においてそれらの意見の調整をはかつてるやうなことになるておりますが、なお私もといたしましては検討を加へまして、御指摘の点を十分研究いたしてみたいと思ひます。

○芳賀委員 今大臣の言われた事業所というものは、これは明らかに公園の現地における事業所ということになると考へるわけでは。なおお尋ねしたい点

は、今まで立てられた計画の内容というものは、農林省当局が独自の立場で作られた計画ではないというふうには考へておるわけでは。大久保長官は全然これに賛同しておらぬやうなことを言われましたが、おそらくこれは、北海道庁であるとか開墾庁当局、それらの機関がいろいろ御相談になつた、あるいは熱議されて、大体こういうような方式でいくのが計画としては最終的に妥協であるというふうな結論が出て、初めてこうすることになつたのではないかと私は判断しておるわけではあります。それはどうなんですか、あくまでも農林当局独自の案というふうにお考えですか。

○河野国務大臣 それはそうじゃないのでございまして、地元の道もしくは開墾庁、これらで十分検討されまして、それに農林省も加つて立てた案でございます。決して農林省が独自に進むというやうなことは考へておりませんし、また御指摘の点、私もごもっとも考へております。ただ私の申しましたのは、中央におきましては中央で、先ほど最初にお話がありました通りに、両事務当局の間に申し合せ、約束があるのかというやうなお話があつたくらいで、これらの事務上の連絡につきましては、最も緊密な連絡をはかつておきますし、また出先のことを私は申し上げたのでありまして、出先におきまして、それぞれの事業所と地元との間に緊密な連絡をはかつていくように考へておりますが、その程度で万一不十分である場合には、御指摘のように委員会その他の処置も必要じゃないか、この点につきましては私は別に考へてみたいということをお答

え申し上げたわけではあります。

○芳賀委員 次に、これは農林大臣からでなくともいいのですが、公団のやる業務の内容は、機械を保有してみずから開墾をやる場合もある、あるいはまた開墾庁であるとか他の事業団体等に機械を貸すけれども、また逆に委託を受けてやる場合もあるというやうなものは、非常に何か交錯したやうな仕事のやり方が察せられるわけでは。特にこれは建設工事等の付帯事業もあると思ひますが、特に公団と開墾局との間における仕事のやうな交錯というものは、どういふことになつておりますか。

○渡部(伍)政府委員 お話の点は、まずこの地区で公団が機械開墾をやる、これが原則であります。その周辺に農家がありますから、これの希望があれば一緒にその委託を受けてやる、それから北海道では冬場機械が遊んでおりますから、遊んでいる間に本州等の地区で機械開墾をやつてもらいたいというところであれば、それに出ていってやつてやつて、こういうやうな内容になつております。これを實際やるのには開墾庁なり農林省の事務局なり県なり、打ち合せてやる考へを持っております。

○芳賀委員 その場合現地における開墾局と公団というものは、これは具体的にいうとどういふ関係に置かれるものであります。公団は農林省の所管のもとにあるわけでは。それから開墾局というのは内地府県における農地事務局とは、ちよつと似ているやうではあるけれども性格が違つていふやうでは。総理府の所管ですね。そうじゃないですか。そういう点でこれは北海道では

え申し上げたわけではあります。

○芳賀委員 次に、これは農林大臣からでなくともいいのですが、公団のやる業務の内容は、機械を保有してみずから開墾をやる場合もある、あるいはまた開墾庁であるとか他の事業団体等に機械を貸すけれども、また逆に委託を受けてやる場合もあるというやうなものは、非常に何か交錯したやうな仕事のやり方が察せられるわけでは。特にこれは建設工事等の付帯事業もあると思ひますが、特に公団と開墾局との間における仕事のやうな交錯というものは、どういふことになつておりますか。

○渡部(伍)政府委員 お話の点は、まずこの地区で公団が機械開墾をやる、これが原則であります。その周辺に農家がありますから、これの希望があれば一緒にその委託を受けてやる、それから北海道では冬場機械が遊んでおりますから、遊んでいる間に本州等の地区で機械開墾をやつてもらいたいというところであれば、それに出ていってやつてやつて、こういうやうな内容になつております。これを實際やるのには開墾庁なり農林省の事務局なり県なり、打ち合せてやる考へを持っております。

多年にわたって問題がある機構なんです。今度の機械開墾の場合においても、こういう関連性を最初から明確にして割り切っておく必要があると思います。

○渡部(伍)政府委員 北海道における開墾局は国営事業をやっておるのであります。開墾事業の方はむしろ道の営農指導とマッチしてやっておるわけでありまして、従って従来の方針に従って公団が開墾局とは、開墾局の開墾建設事業とマッチするように、道とは営農とマッチするように連絡をとりながら機械開墾をやるといふことであります。

○芳賀委員 全国的な趨勢を思いますが、戦後開拓事業がずっと進められております。開拓農家が政府資金やいろいろな資金を借りていくけれども、この返済の成績というのは非常に芳しくないといふことはいうまでもないのです。ですから今度の場合、当然これは機械開墾によるところの入植者が相当力をたくわえないと、返済能力が出てこないといふことになる。特に根釧原野の場合においては、いろいろなその冬作物別の反収等年次別にだんだんお出しになっているが、あれはすでに御承知と思いますが、北海道においては一番条件の悪い地区なんです。ですから作物の育成上の一つの条件として、その地区における積算温度というものには重大な関係があると思います。水稲まで行かないにいたしても、そういう点においてあの地区は、作物は一つの限られたワキ内においてしか成育もできないし、収穫もできないといふことになっているので、私たちがあの計画書をながめた場合において

は、非常に収量の見方等が甘くてきているのです。特に三年とか五年に一度は災害、たとえば冷害とか風水害、そういうような災害によるところの分というものは、あの中には考慮されておらないように見受けられるわけです。

ですから収穫面の計画が非常に甘くなっている、結局それによって実際の所得はそれに到達しないといふことになって、返済能力が最初からないことが明らかな地区に開墾をやった、そこに入植させるといふ問題が出てくるわけですが、そういう具体的な計画の内容については、万全なものであるといふようにはどうしても考えられないわけですが、この仕事を急に進めるためにつじつまの合うような計画を作ったのではないかといふようなことも推測されるのですが、そういうことなら一夜作りの計画であるといふことになる、非常にこれは危険なことになる。そういう点はどうか、心配はありませんか。

○渡部(伍)政府委員 その点はわれわれが最も苦心した点でありまして、北海道大学の先生、それからあの地方に從來入植している成功者、たとえば中村先生、そういう人々をわずらわし、作物の種類、耕作の方法、肥培管理、それからさらに根本的には農具の処置、そういうものについて非常に長く検討を加えてきたのであります。その結果現在のような計画を立てておりますので、私どもとしてはこれでいける、こういうふうな確信を持っております。すけれども、さらにこの点はただいま申し上げましたような、各方面の今後の実際に当たった指導をお願いすることになっております。

○芳賀委員 そこでもう一つ発展して考えられる問題は、たとえば根釧地区において、ああいう僻遠な地区に大体二百五十戸とか六十戸とかいう開墾地を設けて、そこに近代的な入植をやらせる。住宅にしても、畜舎にしても必要な家畜の導入であるとか、診療所であるとか、学校であるとか、そこだけは非常に文化的な近代的な部落が形成されるとしても、もう五年も七年も前からその周辺において開拓者となってそこへ入植している人たちがおるのです。完全にみずから人間的に生き得る水準にまで行っていない人たちが、その周辺には散在しているといふこともこれは考慮に入れなければならぬと思ふのです。それは農政全体の問題として、この小さな地区だけに戸当りにして六百何十万という物量的なものを投じて、あと今まで散在している開拓者に対しては何ら十分なる施策が及んでいないといふようなことは、これは放置できない現象になるのではないかと、いうふうには考えますが、今後はこの機械開墾のこの方式を一つの基にして、あと放置された、何年も苦しんでいる開拓農家等をこの水準まで引き上げるというような施策を同時に進行する、そういう計画は、これは農林大臣どうですか。そこだけが行けばいい、そのほかは非常にみじめだといふ現象が出た場合——この計画がうまく行けばそういうことになる、失敗すれば別ですよ。そういうときのおくられたものを引き上げる農政上の具体策といふものは、今から用意しておく必要があると思ひますが、それはどうですか。

○渡部(伍)政府委員 その点はやはり私も検討を加えてきておるのであります。このパイロット・プログラムでいきますと、その周辺につきましては、先ほど申し上げましたように、おくれの援助ができると思うのであります。しかしさらにまたお話がありますように、急に近代的な開拓地ができるというところまではなかなか手が届かないのであります。たとえば最初の設計では、最初から暖房家屋といふ計画がありましたが、それではとても金がかかってできませんので、最小限の暖房施設を備えるといふふうなことで、診療所等についても、初めからつばなものを作るといふわけにいきません。いずれにしても、従来のやり方では牛の頭数をどのくらいにしたらいいか、あるいは肥培管理をどういふふうにしたらいいかといふことについて、十分うまう行っていないところとか、その模範という意味でやるのであれば、それがあつて他地区にも及ぼしていきたい、こういうふうには考えておるのであります。

○河野国務大臣 昨日その点についてお尋ねがございましたが、御承知の通り、そういう渇水は過去の統計によりまして、五年に一ぺんないしは十年に一ぺんあるという数字が出ておるようでございます。従ってこれらに備えるために、この計画を根本からどういふふうにするかといふことなしに、その対策は対策として、それらの関西の需用家に迷惑を来し、不安を与えないように十分打ち合せをいたしまして、善処する必要があるだろうと思ひます。これにつきましては御趣旨の点を十分考慮いたしまして、これら電力関

電力株式会社と森という副社長が参考人として意見を陳述しておるのであります。こういう意見書を提出しております。公団事業と当社既設発電所水利権との関係につき申し述べたいと思ふのであります。この問題は、主として渇水時において発生することが考えられるのであります。農業用水の必要性が強調されるの余り、万一にも当社の三浦ダム、その他電力用水の流用等のため、わが国生産力の心臓部でありますところの関西地区における電力事情に悪影響を及ぼすようなことがあつたといふことは、当社はもとより、関西の需用家にとりましてゆゆしい問題となるのであります。そういうことが書いてあります。昨日の農地局長の答弁では七月の六日、七日において関西電力と十分な了解ができたかのごときお話でございましたが、一体そういうふうな了解ができておるとするならば、森副社長は、こういうふうな意見は出されぬと思ひます。ありますが、この関係について詳しく一つ御説明を願ひたい。

○河野国務大臣 昨日その点についてお尋ねがございましたが、御承知の通り、そういう渇水は過去の統計によりまして、五年に一ぺんないしは十年に一ぺんあるという数字が出ておるようでございます。従ってこれらに備えるために、この計画を根本からどういふふうにするかといふことなしに、その対策は対策として、それらの関西の需用家に迷惑を来し、不安を与えないように十分打ち合せをいたしまして、善処する必要があるだろうと思ひます。これにつきましては御趣旨の点を十分考慮いたしまして、これら電力関

係者との間に完全な意見の一致を見るように善後措置を講ずる必要があると思ひますから、遅滞なくこれについて善処いたします。

○伊瀬委員 今の大臣御答弁ではつきりしたのでございますが、それではまだ関西電力との間には完全なる了解ができていないのであります。

○河野国務大臣 昨日も事務当局からお答えいたしましたように、そういう事態が起つたならば電力側に不安を与えないように既定の出力を出しまして、そうしてそれを農地側において水の輪番制等とつて善処して参るようになります。ことに一応了解はなつておりますけれども、私としては不十分だと思ひます。そういう事態が起つた場合には、どうしても用水優先になることは、これは当りまえだと思ひます。でございますから、その点につきましてはさらに一段と考慮を払いまして、そうして電力側との間に完全に意見の一致を見るようにする必要がありますと思ひますので、私といたしましては、ただいまお答え申し上げておりますように、一応の電力側との間には打ち合を済ませまして、そうしてそういう事態の起りました際には、電力側には優先的にやるようになっておる、またそれをやったところで農地には支障はないという一応のデータを持つておるということでございますけれども、私はそういう事態が起りました際には、どうしても農業用水優先ということになります。でございますから、さらに一段と私は、その事態に対処するために電力側との間にこの事態に対応する打ち合せをする必要があると思ひますとい

うことをお答えを申し上げたのでございます。

○伊瀬委員 これはどうもますますおかしいと思ひます。これがわれわれ関西の者としては一番心配するところなんです。これは五年に一ぺん起るやう、十年に一ぺん起るやうなわからぬ、こうおっしゃるけれども、起つて停電が現れた関西方面にとつては、これはしんぼうのできぬことなんです。大臣はまだこういう問題は十分な了解もなさらずに、本事業の遂行をやられるというのがどうも私には納得ができません。昨日の事務当局の御説明によると了解ができていと言ひ、しかし、おそらく通産省との了解はできておつても、直接電力会社との了解はできていないと思ひますのでございませう。一体この点どうなんでしょうか。

○河野国務大臣 今のお話でございませうけれども、決してその用水は全部がゼロというのではないのでございまして、そういう場合に多少出力が落ちる場合があるかもしれぬ、こういうことでございまして、そういう漏水期にはゼロになつてしまふというやうな統計は、私は出ていないと思ひますのであります。もちろんそれは今申し上げますように、漏水期に當つて平常通りに出しても、こちらの方で輪番制をとればよろしいんじゃないかという程度のことでございますから、決してゼロになることはない。その場合には火力発電所もあることでございませう。その間にきましては、御承知の通り、漏水というものはふだんでもあるのでございませうから、最善の努力、最善の注意はいたしておりますけれども、その上にも私はそういうふうなことに對して

は、用意をしておく必要があるだらうというのを申し上げたのでございまして、今お話のように、そういうふうなすれば、ゼロになつてしまふ、それでまづ暗になつてしまふやうな事態ではない、これはそういうふうな御了承願つて、しかもそれに対して十分な措置をさらにとつておく必要がある、こういうふうな申し上げるのであります。電力の方は従来通りに持つていくんだというやうなことの答弁は、私はできないのでございませう。でございますから、私は火力の発電であるとかその他の処置によつて、これに對する補強はすべきものだといふやうに考えるのでございませう。

○伊瀬委員 それはますますおかしい。大休大臣は既得権といふものをどういふやうに考へられておるのか。私は、この工事をやられるにつきましても、関西方面の電力には少しも悪影響を及ぼさない、この範圍におけるところのいわゆる既得権を確保された上において、事業を遂行するのが當然だと思ひますのでございませうが、それがまだ了解もつていないのに、こういうことをやられる。こういうことになる、本事業の計画自体が、根本的にわれわれは検討を要する問題だと思ひます。

ら、全然影響なしとは申しません、極端な例をおとりになるならば、そういうこともあるかもしれませうけれども、私はそういう場合に処しても、ただそのままでよろしいといふやうには考へていない。これについては十分の処置をとる必要があると思ひますのであります。念には念を入れてやることは努力するつもりであります。ことに申し上げておるのであります。

○河野国務大臣 御承知の通り、用水はごく下の方で取るのでございませうから、関西が、これで水を取つてしまつて、漏水期にはまづ暗になつてしまふといふことじゃないと思ひますのでございませう。大休の出力はあるのでございませうから、しかもその水を利用するのは下の方で利用するのでございませうから、全然影響なしとは申しません、極端な例をおとりになるならば、そういうこともあるかもしれませうけれども、私はそういう場合に処しても、ただそのままでよろしいといふやうには考へていない。これについては十分の処置をとる必要があると思ひますのであります。念には念を入れてやることは努力するつもりであります。ことに申し上げておるのであります。

○河野国務大臣 それは七月七日打ち合せをいたしまして、十四日両者の間に意見の一致を見ているのでございませう。それをさらにその後希望意見として、そういう意見が述べられておるということでございますから、その希望意見に對しましては、私は決して拒否しようという考へは持つていない。その点に對しては十分善処して、これに對する対策は講ずる必要があるといふことをお答え申し上げたのでございませう。

○伊瀬委員 了解事項を一応ここで朗讀をして下さい。

○渡部(伍)政府委員 農地局長と公益事業局長で次のやうなことを申し合せて、これには関西電力も一緒に参加しております。

その第一点は、「兼山取水口」用水の取り入れ口でございませう。よりの取水は、牧尾橋堰堤の貯溜分よりの放流量及び兼山での河川流量が兼山発電所最大使用水量以上で溢流を生ずる場合における溢流量の合計量の範圍内で取水するものとす。ただし兼山発電所及び今渡発電所において使用しない場合「これは発電所の故障とか修理で休む場合であります」並びに下流既得水利に支障を与えない場合は、それに「上」に申しましたことに「かかわらず、そのつど協議の上兼山取水口より取水できるものとし、なお非灌漑期間における上水道、工業用水の所要水量に關しては、今渡発電所堰堤操作規程に抵触しない限り兼山から取水できるものとする。」これは非灌漑地域のため池にとるために、そういう用意をしておるのでございませう。

第二点は、「牧尾橋堰堤における貯溜

については、牧尾橋堰堤にどういふふうにか水をためるかということについては「今渡発電所堰堤操作規程に抵触しないよう実施するものとする。」

それから「牧尾橋堰堤における貯溜及び放流並びに兼山取水口による取水の計画については、両者の協議が成立しない限り変更しないものとする。」こうなっております。

○久保田(農)委員 大臣にお伺いいたします。どうも今の大臣の答弁ではますます不安になってくる。大体考え方が逆ではないか。牧尾橋を作つて、年間の貯流量は大抵三億二、三千万になる。それだけの放流量は上の方で調整して、それを下の十二の発電所に流す、一部農業用水に使いながら、その水は同時に発電量になるんです。大臣はそういう事項までまだ御存じないで、関西側の電力が減るだろうというようなことは大きな間違いである。私が午前中申し上げたのは、この農林省の計画で、あの電源開発法に基づくアロケーションで、単なる算術計算でやつたこの九千七百万キロワット・アワーという発電量は、実情からいって少な過ぎる。その配分のアロケーションの根本的なことをやらなければならぬ。

もう一つは、電力用の負担と農業用の負担をとかく見てごらんないさい。ダムにおきまして、農業が八〇％負担つておる。それから電力はわずかに一五％、しかも使ひ水はどうかといえ、年間農業はわずかに八千万、電力の方は二億四千万。農業の八千万といふのも電力に使えるのです。現に使つておる。そういう結果どういふことになるかという、結論としては、農業では同じ一トンの水を使うのに、この

地区の連中は少くとも原価は六十二円

かかる、ところが電力会社は四円でこれをを使う、こういうべらぼうなことになるつておる。これを農林省は平素何と

か言つて、今のところしようがありません、こう言われておる、こんなでたれめな計算はやり直せと言つておる。まるで農林大臣の認識は錯倒してゐる。この点をまず農林大臣に聞きたい。これは事務当局も悪い。大臣もあの地域へ行かれればわかるのですから、大臣は認識を改めていただきたい。

○河野國務大臣 その点は私も全く同感であります。同感でございますが、こういう問題を運営して参りますには、いやくも各方面に支障があつてはなりませんから、そこで支障のないように、将来に問題を残さぬようにすべて解決して参りたいという考えからお答えを申し上げておるのであります。

伊瀬さんからそういう御発言がなければ私もあつた御答弁はいたさぬのであります。でありますから、すべてどういふ点についても支障があるといふことはいいけませんから、その支障についてはすべての問題を解決して参りたいということでお答え申し上げたいのでございまして、どうかその点は誤解がないようにお願いしたいと思ひます。

○伊瀬委員 今朝読まれた了解事項ですが、あれが完全に守られればわれわれはよいのであります。電力会社の副社長がこういう発言をするからには、これに對してまだ了解ができていないとわれわれは考えるのですから、この点をばつきりしておけば、私はこの点に對しては了解ができると思ふので

です。

○河野國務大臣 ただいま申し上げました通りに、了解事項に對しては、また希望事項もあるようでありましから、私といたしましては、それぞれの問題については具体的にこれが解決に當つて、将来に支障のないように善処して参りたい、こういう考えであります。

○伊瀬委員 次に事業計画の内容について簡単に質問するのであります。六月二十二日付の計画の内容によりますと、関係各部内の経済効果については、関係者と十分協議の上作成されたものであると考えますが、この点どうでありますか。

○渡部(伍)政府委員 関係各省と十分協議をしておりました。ただし申し上げますがこれは概算でありますから、この概算に基きまして設計を進めていって、最後の締めは、工事ができてから、振り返つてはつきりした数字になる、こういうことになります。

○伊瀬委員 大体今の御答弁で協議の上作成されているということでございますが、たとえば電力部門においても計画通りの経済効果は期待できないやうに聞いているのでございまして、どの程度に協議をされて作成されているのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 これはダムの貯流、放流、それによる使用状況といふものをもとにしまして公益事業局と十分打ち合せをいたしておるのであります。

○伊瀬委員 説明された事項については大體了承できるのでございますが、経済効果にそこを来たすようなことが

あれば本計画の遂行上支障を来たすと思はれるので、さらに十分関係部内で協議の上了解を得られて実施されるやうに期待をするものであります。この点に關して重ねて御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 申すまでもなく計画を実施に移す場合にはしつちゅう関係各省を計画の進度に応じて協議を進めなければいけないのであります。この点は法律にも、関係各省の大臣の同意を得なければならぬということになっておりますので、これは當然のことでございます。

○伊瀬委員 その点は大体それで承知いたしますが、最後に一つ聞いておきたいことは、この事業遂行に當りまして、地元が強力な反対をしているやうでございます。現に今日もこういう請願書をわれわれに配付されたのでございまして、この間現地を調査された議員各位の意見を聞いてみましても、地元長野県においての水没地帯あるいはその他の問題に對して強力な反対があるやうでございます。そこでそういう反対があつてまだ十分了解できていないにもかかわらず、この計画をその了解がなくても強行される意思があるのかどうか、これを聞きたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 ただいまの点は先般来大臣からしばしば御答弁申し上げました通りであります。

○伊瀬委員 それではその反対が十分了解できるまではやれないのですか。

○渡部(伍)政府委員 誠意を持って地元の御納得を得るやうに努めた上で実施するつもりであります。

○松平委員 閣下して、誠意を持って

地元の水没地帯の農村に對して折衝をするといふやうな御答でございました。これは大臣から御答弁願ひたいのであります。大体どういふやうな具體的の考え方地元との折衝に當られるのか。従来の佐久間などにおける地元の水没家屋に對する補償の問題でも

そうですが、大體事業費の一割から一割五分程度が補償に回つておるといふのが今までの例であつたように思ひます。従つてこの三百四億の中に補償料としてあるものは、ここにあります。幾

費といふやうなものを合計して三十億でございますが、そういうものを充てるつもりであるのか、あるいは別にこの補償料の額をきめておられるのか、この点がポイントだと思ひます。

誠意といふものは、ただ精神的の誠意だけではなくて、やはり地元民を納得せしめるためには相当物質的な補償といふものがなければ満足できないと思ひます。この点が本事業の遂行に當つての難点であると思ひますが、この点について大臣のお考えを一つ明確にしたいと思ひます。

○河野國務大臣 ごもつともな御質問でございます。この点については、私どもとしては先ほどお答え申し上げましたが、近接の例で佐久間ダムの先例もありまして、その他全国のそれらに關連するいろいろな先例もござい

ますので、これらを十分考慮勘案いたしまして、物質的にも地元の諸君の御納得を得て事業を遂行するやうにしたい。それから精神的の面においても、これら各関係の方々の御納得を得ていくことに最善の努力を払つて参るという

ことでございまして、もちろんその間次の當農等に支障のないやうに、それ

らにつきましても同時に処置していき、別個に最善の計画を立てて、そうして将来にわたって十分なる安心感を与えるように努力して参りたいというように考えております。

○松平委員 今大臣の御答弁で、誠意を持って地元と折衝するというお話でありました。大体あれらの地区を見ますのに、もともと耕地面積が比較的少いのでありまして、その少い耕地面積が水没するということになりますと、その営農形態が非常に違った方向にいかねければならないと思うのであります。すなわち主として国有林の地帯にありまして、山をもつて生活しなければならぬことになるのじゃないかと思うのであります。しかもあの木曾川流域は全般的に耕地面積が少いということから、全般において山に生活の基礎を求めていくということになるのであります。その具体的措置としては結局水没者並びにその残存部落が学校を維持し、あるいは役場を維持していき、普通の部落と同じような生活程度を維持していくためには、きわめて自治体として困難な立場にあるので、それらを勘案して見ると、どうしてもこれは国有林の払い下げというところになるのではないかと思うのであります。従つてこれは農地局だけでやれる問題ではなくて、結局林野庁の協力を得なければならぬと思うのであります。従つてこれを林野庁側にどういうふうな一体農地局は話をされておられるのか、農林大臣としてはそれをどう把握しておられるのか、林野庁はこれに對して、国有林の払い下げ等について確約しておるのかどうか、私はそれがポイントであると思うのであります。その

点の一つお聞かせ願いたいと考えます。

○河野國務大臣 直ちにどの程度の国有林の払い下げをするかという具体的なことについては、よく取り調べをいたしますが、大体におきまして国有林の利用を最大限にいたすことに配慮をいたしたい。今お話しのように田畑の非常に少いところでございますから、これの犠牲に對しましては、將來にわたつて残存されまする方々には、営農の基礎の立ちますように十分努力いたしますとともに、またそれによつて水没なさる方々も、他に転出される方々につきましても、優先的に他の方面において入植その他の点について考える必要があるというふうな考えでおります。

○松平委員 その点に關連して現地調査の際に、国有林の操車場があるけれども、この操車場はぜひつぶさないでほしいという陳情が営林局長からあつたわけでありまして、八百八十メートルということになりまして、少し上流の方に土砂がたまるといふことになれば、この操車場の操作が困難になるのではないかと、こういうふうな考えです。で、それを八百五十メートル程度に下げるといふことを聞いておりますけれども、その点と、もう一つは操車場を中心とした材木の搬出について、従来通り上松町を中心としたところの搬出方法をとられるように私は聞いておるのでありますけれども、それには相当莫大な費用もかかる。しかしあえてその莫大な軌道のつけかえをしても既定の計画をやつていかれる。そうして地元民の生活の維持について農林省はあくまで協力していく、そういう方針

をとつておられるかどうかということ、念のためにお聞きしたいのであります。

○河野國務大臣 具体的なことにつきましては局長から答弁させますが、總括的には先ほどお答え申し上げました通りに、よつて起る被害、影響につきましましては、これに對する補償もしくは対策につきましましては万遺憾なきを期するように努力するつもりであります。具体的には局長より答弁させます。

○渡部(色)政府委員 ただいま森林軌道の操車場並びに軌道のつけかえの問題の御質問であります。操車場は八百八十メートルのところにあるのであります。従いまして水位は八百八十メートルでありまして、三メートルの余裕がありまして、これが洪水時、あるいは風の強いときに波等の危険がありますので、護岸——防壁を作ることについてお聞きします。さらに軌道のつけかえにつきましましては約十四キロになります。これは運搬を停止することなくつけかえを完了して、従来の森林軌道の運営と何らの変りのないようにいたすことにいたしてあります。

○久保田(農)委員 この際農林大臣に二、三お聞きをいたしたいと思ひます。

その第一点は、今回の愛知用水に連関いたしまして、木曾川水系の総合的な利用計画について、農林省の考え方のうちに、二、三多少十分な点がありはしないか、もう一度再検討を必要とするのではないかと、こういう点であります。これは上流部については治山治水その他によつて問題が解決するような条件があります。しかし問題は下流の農業用水、工業用水その他がこのダ

ムによつて、今回の計画によつて直接ではありませんが、実は非常に危険な状態が出ております。と申しますのは、さつきも局長の述べましたもののうちに、問題が今渡部のい

わゆる放水量といふ点で、常時放水量が一番問題であります。大体今渡部の取水の規模によりますと、常時百トンの水を保証しなければならぬことになつておる。実際にはこれが七十六トンしかないという常流量の計算になつておる。ところが現在下流におきまして四つの用水があります。これは大臣は御承知がないと思ひます。これは木津とか、宮田あるいは羽鳥とか、あるいは佐屋川、こういう四つの用水の許可水量が六十一トンであります。それに工業用水が大体において三トン幾らかあります。そうすると六十トン、八トンになります。実際に七十トンからの過水期においては、これがその直接の影響はないとしても、私は相当不安になると思ひます。しかも上流に今度の電力会社のダムができましたために、要するに河床がどんどん沈下をいたしまして、それから河心が變つてきておる、こういうことで四つの用水ともに、これはもう許可量の取水ができなくなつておる。この問題は非常に大きな問題で、約二万町歩に及ぶ問題であります。これを合同してやろうという計画もあります。これも考えなければならぬ。さらに同時に岐阜県側に約三千町歩ばかりの新しく水を必要とするところがあります。木曾川の最末端に、いわゆる地盤沈下地帯に約千五百町歩の落水利用の地帯があります。これらもやはり将来においては水をやらなければならぬ。将来名古屋近辺を

中心とする工業の発展、今度の愛知用水によるところの工業用水、こういうものと連関してみますと、私はここにもう一度基本的な大きな再検討が必要であらうと思ひます。特に農林省としてはこの点については詳細な検討が必要のうちに私は思ひます。特に現在のところでは、愛知用水によつて直接下流の用水關係に被害は及ぼさない。影響は及ぼさないという、そういう計画になつております。一応私はこの技術的な計画を信用いたしますが、將來におきまして上流地帯の集水量や何かが相當變つてきますと、その場合においては、せつかくこれで三万三千町歩を生かしたと思つても、片方において、下流一帯の二万数千町歩を殺すということになつては、これは問題になりません。この点について農林省としてはもう一歩突っ込んで——この愛知用水の計画を變更しろというのではございません。これはこれでけっこうだと私は考えますが、この点についてはもう一度根本的な再検討をして、そうして四用水の方向なり何なりというものを基本的に総合的に検討いたしませんと、この解決は大きな困難だと思ひます。が、この点について大臣はどんなふうにお考えになつておりますか。まず第一点にお伺ひしたい。

○河野國務大臣 御承知の通り今回の愛知用水の計画は、木曾川の流域の開発に對する一部のものでございまして、御指摘のように將來にわたつて全木曾川の流域の利用発展のために考究しなければならぬことは御意見の通りと私は考えます。従いまして、この愛知用水の問題が順次解決いたし、

またそれに伴うて、流域が水位が低下するとうようなことのために、御指摘のような、現在の用水関係に支障を来たすようなことがありませんか、これに對して対応する補強措置、もしくは改善策を遅滞なく講じなければならぬと考えております。あわせて岐阜県内におきます水の利用を必要といたして、おきます地区に對する問題について、改めてこれに對して具體的な計画を立てて、機会あればこれが実施することが適切だと考えておる次第であります。

○久保田(豊)委員 もう一点、今度の愛知用水の農業開発計画の重点は、知多半島を中心とする約三万三千町歩、畑地が約一万六千町歩、水田が大体一万六千町歩、両方合せて三万三千町歩であります。水田の開墾はそうめんではないと思ひますが、地形を見て特に問題と思ひのは畑地灌漑であります。これは大臣に聞いても少し無理かと思ひますが、この地帯に行つてみますと、大体小さな丘陵地帯であります。しかもこの畑地灌漑をやるといふことは日本では初めてのことです。小規模の十町歩や十五町歩の畑地灌漑は、農林省でも技術的にも経済的にも自信があると思ひます。しかしながら一万六千町歩に及ぶ畑地灌漑を、あの地形でどういふふうにして開墾と合せてやるかという点、農林省は計画ができておられると思ひます。まず第一に考えられることは、農林省の計画を見ますと、畑地灌漑に要する水量は、大体において水田の三分の一程度を見ているようです。しかしながらあの地帯の畑地灌漑は、従来日本で考えられておつたやうな開墾

灌ではとてもだめだと思ひます。そうすれば、あの地形の中において、果して新しい畑地灌漑なり何なりをやるといふことの自信がなくなりませんか。

同時にこれは、農林省の従来の言葉で言へば、土地の区画整理を大規模にやらなければ、あの地帯では畑地灌漑の効率は上つて参りません。これらについての具體的方針なり自信があるかどうか。同時にこのことはきよう農林省からもらひました資料によりますと、大体一万二千七百円の負担になつております。これについてはあとで詳しく触れようと思ひますが、これは区画整理を十分にやつて、しかもやうな開墾灌漑でない新しい形態の——どういふ形態で適當かとは別問題であります。この畑地灌漑を全般的にやろうとすれば、畑地開墾についての経費は莫大なものである。これらの点から見て、農林省から出した計画については私はまだこれは確定しておられないと思ひます。が、農林省としては、従来のやうなただ国会を通さうというので、三万三千町歩の受益面積があつて、そこから四十九億円の年所得があるというやうな、机上のでたらめな計画では、百姓は満足しません。この点について農林省は十分徹底した調査研究、実施をしてみたい。農林省が今度世銀から借りて持つてくる機械を見まして、開墾の機械はありますが、畑地灌漑についての機械は一つもないことを見て、どうしてやるんですか。あの地帯においてうね開墾なんてことをやつたら、畑はだめになりますよ。作る土は全部流れてしまふ。この点については大臣に質問するのは無理ですから、大臣にもかういふ問題がある

ということを頭にに入れておいていただいて、事務局から聴取したいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の通りこの地帯の畑地灌漑には、われわれも非常な苦心しておるのではありません。原則論は緩傾斜の所はうね開墾といふことを考へております。また急傾斜の所はこれはある程度の段階においてならしまして、スプリングラーでやろうといふ計画で進んでおります。このことにつきましては、私の方で二人の技術者を外国に派遣いたしまして、畑地灌漑の例を調べさせておきます。現に世銀から畑地灌漑のエキスパートが来て、先般われわれが行つたのと前後して、さらに詳細に示唆をしていただいております。なおよく検討を加えた上で、遺憾のないようにしたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 もう一ぺん畑地灌漑あるいは開田開畑について確かめておきたい点は、大体これによりまして、約五千町歩の開田開畑をする。この五千町歩は新しく開田開畑をする。かういふ計画になつておる。これはおそれくまとまつた土地はこういふのだらうと思ひます。この土地は政府が未墾地を買上げてやるのか、それとも他人の土地を持つていつて政府がやるのか。これはおそれく自力で開墾ができません。と思ひます。そのためにこそ新しい開墾機械か何かを入れて計画をされておる。かういふ点について政府の方針はどうなつておるか。今後の開墾予定地は全部買ひ上げてやるのか、あるいはまたまつた所だけ買ひ上げて、ばらばらな小さな所は個人にやらせようといふのか。それで畑地灌漑というのが果して

うまくいくかどうか。かういふ点も、畑地の区画整理と連関してどういふふうにか考へておるか、この点を聞いておきたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 開墾は従来の例によりまして、原則として政府が買ひ上げまして、これに公団で開墾をさせ、かういふふうな考へをいたしております。

○久保田(豊)委員 今度の計画で私どもが一番大きな関心を持つておることは、増産効果もさることながら、この地帯の農民がこれによつて生活が非常に楽になるか、農業が進歩するかという点であります。ぎりぎり結算の点はどこにあるかという点の一点は、負担能力、償還能力と實際の償還額との関係であります。私どもが当初一番心配しておりましたのは、この点であります。農林省でもらひましたこの資料を見ますと、平均二千五百八十円ということになつておる。ところがこれには隠しがあります。この裏にただし書きが書いてあります。農民負担が反当三千七百円と書いてある。両方合算すると五千六百五十円になります。反当です。いいですか。反当の負担が五千六百五十円です。公団負担といふのは農民負担でこれだけになる。これは国の補助費を差し引いたものだ、そう理解しておられます。ところがこれよりほかにあります。これはあとでお聞きしますが、要するに公団の水利管理はある段階まで、末端は土地改良区によるやうになつておる。土地改良区の水利用も相当かかります。少くともあの辺で聞きますと、どうしても反当三百円は見なければならぬ。そうしますと大体反当六千円、こ

ういう大きな負担が、ここに現れた程度の増産効果によつてできるかどうか、これが一番根本であります。これは無理だらうと思ひます。なぜむりであらうと言ふかと申しますと、農林省の二十七年年度の全国平均にしまして、農民の経済余力はわずかであり、大体において五反歩未満では、全国で一番いい条件でしようが、約九千円あります。一町歩以下のものは一万五千円あります。いいですか、一戸当りです。さらに今度は災害地の高率補助を適用する場合の農民の負担能力は幾らかという、一戸当り五千八百円です。これは一町一反の農家であります。かういふことになつておる。ところがこの地帯は、大体聞いてみますと、田畑合算しては七反から八反の平均であります。そのうちで六千円の負担をするといひますと、一万八千円あるいは二万円ということになる。この負担ができるかどうかという点が一番根本の問題であります。私どもの判断では、水が来て耕地はよくなる、しかしとれたものの値段がどうなるかわかりません。もう一つの点は、この地帯の農家に聞いてみますと、畑地灌漑をして一番何を欲するかという、陸稲を作つて自家飯米を確保したいといふのが根本であります。そういたしますと、なるほど陸稲はとれて、大きな意味においては経済収入になりましようが、しかしながら現金収入にはなりません。かういふ状態の中で、私は反当六千円になるやうな負担といふものはなかなか困難だと考へる。なるほどこれは十五年間であり、最初の十年間、あとの五年間は、その半分になるといたしまして、こ

これは非常に無理な計画であると思う。この突進が明らかになりまして、特に開墾計画が、さつき言いましたように五十年間で完全にはできないということになれば、個々の農家の方は負担はますます増してきます。こういうことになりまして、このほかに増産による税金の負担が反当五百円になります。公団経費、これは常年度になったら大体二億何がしというものは公団経費として農民が負担しなければならぬ。これを見ますと、これが反当七百円になります。こういう負担がこういう地帯の農民にできるかどうか。私はまず農林大臣に、あなたはこういう事実をお考えになって、その上に立つてこの計画をお進めになっているのかどうか、この点をはつきりお伺いいたしておきたい、こう思うのであります。

○河野國務大臣 今お示しになりました数字は、もちろんそういう場合も出て参ります。たとえば自力で開墾を進めます分を、今言うようなことでやります場合は、そういう負担をしなければならぬようになりますが、一方において、それをやることによって、収益の増をそこにお示しいたしてありますように九千何百円ということになりますので、その差額内において負担が可能であるというふうに考えているわけでありまして。

○久保田(豊)委員 これはどうも驚き入った御答弁です。なるほど計算づらでは、これによりまして、反当平均七千二百円の収益増になります。しかしこれはただじゃありませんよ。肥料もかかっているし、農機具もかかっている。それだけのものをやるには、農民も自分でも食わなければならぬ。ただ

じゃない。七千二百円に対して、なるほど最初の十カ年には違いありませんが、六千円以上の負担がどうしてもかかる。税金やその他のものを入れれば、私はもっとよいになると思う。この事実から見ても、私は少くとも一戸当たり二万円ないし三万円という負担はとうていできないものと思う。これを平均して七千二百円の収益増があるから、その中から六千円は十年に返せるのだというところは、百姓の暮しを何も知らない者の言う言葉である。農林大臣の言う言葉じゃありません。そんなべらぼうなことはありません。なお七千二百円というのはいわゆる原価計算して、経費を差引いて、これだけ純益が残るというのではありません。これは純収益となつておりますけれども、私はそういう答弁では不十分だと思ひますが、もう一度はつきり伺いたい。

○河野國務大臣 今申しましたように、三千円の負担を加える場合は、その収益は九千四百円となつております。あなたののおっしゃる通りに、支出の方では一番多い数字をおとりになりまして、収益の方では平均した収益で比較になりますれば、七千二百円ということになりまして、七千二百円は平均の収益の増でございます。今私が申しますように三千円の開墾費を分割払いをするという場合には、九千四百円という数字に一応しているわけでございます。これは今御指摘のような点も十分考慮いたさなければならぬと思ひますけれども、總括して、私はこの計画は、これらの注意すべき点はいろいろあると思ひますけれども、なるべく支出の面においてこれを節約するようにいたしまして、そうして農

家の負担を軽減するように努力をいたさなければならぬことはもちろんでございます。しかしいづれにいたしましても、この事業を遂行することによりまして食糧の増産に寄与する面も非常に多いし、ないしはまたこの地帯が非常に有利な地域になるということは御了承いただけたと思ひますので、問題は、これが運営に當つて地元民の負担の軽減になるように、あらゆる角度から御指摘になりました点を考慮いたしまして、十分努力する必要があるというところは、私も同感でございます。

○久保田(豊)委員 私は今の農林大臣の御答弁では満足できません。かりに九千四百円増収があったとしても、それから六千円以上引かれて、そうしてその償還をするということは、農民の暮しの実態とおよそかけ離れた暴論であります。しかしこれ以上申し上げてもしょうがないと思ひます。ただ問題の経費を節約するといつても、そう大したことはありません。そこで私は、この農民負担を一番少くする基本的な要素が二つあると思ふ。その一つはさつき問題になりました電力と農業との負担区分なり何なりをどうするかという根本の問題であります。これは半前中に私申し上げましたので、詳しくあとでもって事務局からお聞き取りいただきたいと思います。今あるいわゆる電源開発によるアロケーション、これは要するに電力会社がもうかるようなアロケーションです。ここでは実態はそうでない。さつきから私が申し上げておりますが、今度牧尾橋ダムによつて、大体において三千四百立米近くのの水が出る。その水は大部分電力が

利用するのであります。そうすると今の九千七百万キロワット・アワーといふ発電量といいますが、特に下流発電所の発電量が六千七百万キロワット・アワーというようなばかなことは、どうしてもしようかと考えては出てきません。これをもう一度検討し直す必要がある。もう一つは、負担区分のきめ方が逆であります。大体において現在の売電単価なり、あるいは水道の売水単価を土台にして、そうしてやつてやってくる。そうしてそれを今の利潤率から逆算して、そうしてそれから専用施設の経費を差引いてやる。その結果はどうなるかというところ、たとえば水路についても九〇%から九五%が農業負担であります。ダムについてはどうかというところ、八〇%以上がいわゆる農業負担であつて、ダムの貯水を一番活用するところの電力会社は非常に少い。その結果農民は、結論としてトーンについて、さつきも申しましたように六十二円以上の水を使わされる。電力会社は四円幾ら、水道が十八円幾ら、こういうばかな点を、今の規定にとらわれずに、農林省としては根本的にこの三つの関係を再検討されて、農民の負担を合理化することが第一点と考えます。こういう点は日本の農業の発展という点の根本的な問題にならうと思ふ。ですから真剣に一つこれを再検討をお願いしたい。この点から経費の負担減を考えていくことが第一点と考えるが、これに対する大臣の御意見はどうか。

もう一点は、今度のような大きな計画に対して、農林省の国庫補助は従来通りの基準によつております。従来通りの基準でもって、何らこれに対して

特別の措置を講じておりません。これでは無理だ。このような大きな、しかも利益の帰するところ、大部分は国家的な仕事におきまして、少くとも私はダムやあるいは幹線水路、こういうものの建設費は全額国庫負担をいたして、支線とかそれ以下のものについてこそ従来通りの基準でやる。特に水田、畑地なら畑地の灌漑に対して、新しい施設をすれば、相当金はかかると思ふ。これらについても新しい補助を当然考えるべき段階に来ていると思ふ。百十七億という国家の補助は、単に従来規定をそのまま援用しているであつて、それ以外の経費はほとんど大部分が、電力会社も水道も何も負担せずに、農民が負担していかなければならぬ。その結果が今申しましたように、総合しますと年間六千円以上の負担になる。これは償還能力をはるかにこえたものであります。私はこの二点について国庫補助というものを、少くともダムの建設費やあるいは主要幹線の建設費、あるいは今問題の出ております王滝村その他の補償関係の経費——これも相当ばかにならぬものだらうと思ひますが、これをこの事業の原価計算に入れるということは間違ひだ。これはぜひ農林省として思ひを新たにしまして、この点は国家の全額補助に切りかえるべきものだと思ひます。そうしなければ日本の農業というものも今度の計画の意図するような近代化の方向へ進むことはどうして困難だ。末端の農民は必ずでき上つてからあとで泣くという結果になると思ひます。この二点について大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○河野國務大臣 お答えいたします。

第一の点につきましては、私は決して、農業関係の負担を重くして工業関係に薄くしようという考えは持つておりませんが、御承知の通りすでにこれは過去の法令によりまして負担分がきまつておりますものを、今これによって採用してやるということでございます。御指摘のような点については今後十分考慮しなければならぬことは私も同感でございます。しかし今一応計画を立てるに当りましては、過去の法令に従つてこの案を立てるといふよりほかに仕方がありませんので、現在そういうふうなやつております。しかし少くともこれがいよいよ具体的に効果を上げるといふときまでには十分に検討をしてみる必要があると思つております。

第二の点につきましては、御承知の通り全国各地におきまして国営開墾その他実施いたしておりますが、これらと同率の補助以上のことをやれということでございますけれども、今日の国家財政の現状におきましては、この地区の開墾に対して土地利用の点について特別に厚くして他の方に優先するといふことは、これに関連するところもなかなか多くございまして、一挙にそこまでやるということは困難だと私は考えます。他の利用すべき土地は全部利用が終りまして、そうしてこういうところに手をつけて地元負担に耐えかねるところでも国家的見地に立つて必要上やむを得ずやるといふことであるれば、その段階に至りました際はともかくといたしまして、今日の段階は、久保田委員の御指摘になりますように、一挙に踏み切ることがなかなか困難ではないかと思つております。た

だしこの事業を遂行いたしましたして、将来におきましては所期の収益を上げることができないとか、地元の負担が収支に比べて非常に過重であるとかいふような場合には、あらためて考慮せられる問題だと私は思つてございまして、事業の当初に當つて御指摘のようにして参るといふことは、なかなか事情が許さぬのではなからうかと思つてあります。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから最後にもう一点だけ……。今の御答弁ではまだ十分ではありません。農林省としても特にこの二点は十分まじめに御研究を願いたいと思つております。

もう一点は公団の運営なり機構の問題であります。この公団が約三万三千町歩の農業の土地、並びに農民の生活に持ちまする力というものは莫大であつて、水の管理の権利を根本から全部持つておる。それから災害その他のあつた場合におきまして災害復旧の権利をみな持つておる。開墾の権利も持つておる。そのほかあらゆる権利を持つておる。しかも事業負担はほとんど取り立てるといふことになっておりまして、しかもその任免はほとんど農林大臣の一存でいくつになつております。總裁、副總裁、並びに理事五名、監事二名、こういう組織になつております。しかも公団の管理は末端には届きません。農林省から出されましては六、七幾つかの支線がでます。村別になつて、結局これを使つて実際の仕事をすはるには、こういう仕組みになつております。しかもこの公団が起業い

たしますところの負担は、公団の経費二億何千万といふものを含めまして——建設費は四億何千万、反当に約七百万、これを含めてやると。しかも公団の人事から給与からほとんど總裁と農林大臣が握ることになつておる。特に私の心配するのは、この水の配分、管理の問題、これは農民にとつてこの際最も基本線でありまして、これが官僚機構によつて動かされた場合に

公団自体も困難をするだらうし、農民自体も非常に困る。そこで私はこの二つの關係をどう調整するお考えか、少くとも今日のような形において總裁は農林大臣が任命する、副總裁以下は總裁が農林大臣の許可を受けて任命する、この形態でいかもしれない。しかし私はこの理事、役員の中に末端の農民の代表、つまり連関土地改良区の代表が少くとも半分近く入つておらないことには、この公団の運用というものはうまくいかないと思つて。またそうすることによつて初めてこの公団から官僚性というものをある程度拭拭して、農民とほんとうに血のつながる組織になつて私は思うが、あなたはこれに對してどういふふうな考えを持つておられるか。少くともこの条文に現れた範圍においては——私は口を悪いから大臣はおきらいになりまして、これは全くアメリカ資本に結びついた一部の勢力が、官僚機構のもとで

がつちり三万三千町歩、四万何千人の農民の上にあらをかくといふ結果になる。こういうことでは私は意味がなかつたと思つて。この弊害を除く道は、どうしても職員機構の上においてある程度

民主的な運営をする。その土台として、最低限の必要として責任職員の中に土地改良区から選出された者を何らかの形において任命することを法律で持つて保証することがぜひ必要だと考へるが、この点について大臣はどう考へか伺いたい。

○河野國務大臣 私は今の久保田さんのお話とは所見を異にいたしました。職員に最も必要な人事が適當であつて、運用、管理につきましてはもちろん地元の意見を十分尊重しなければなりません。そのために農林大臣としてこの公団の監督を十分して参るといふこと

でございます。官債が云々といふようなことは絶対にさせないようにするつもりでございます。大體職員等につきましては、事業を遂行する上に必要な最小限度でやつて参ることが適當であつて、地元

の代表者を入れて参つてやるといふ必要はないのではないか。しかもこれは御承知の通り五カ年間でありまして、一応事業が完遂いたしますれば地方の事業に縮小いたします。あとは地元の十分関連を持つていくのでございまして、今お話のようなことにはならないと考へております。職員は大體技術者を主にいたしまして、この事業の完遂に必要な人事をやつて参るといふふうに考へております。

○久保田(豊)委員 時間がありませんからもう一点だけ……。今農林大臣からする御意見を聞きましたが、どうも農林大臣はこういう土地改良区の農民のほんとうの生きた關係を御存じないのじゃないか。これは土地改良事業と特に今度の公団の持ちまする農民に對

する支配力、こういうものと連関して、ぜひ一つ法律をお考え直していただきたいと思つて。これ以上は議論になりまして多くは申しませんが、法律施行の過程においてもその後においても、この公団の農民に対する支配力は非常に大きな影響を持つものでありますので、この点は事務當局とも十分お打ち合せの上、もう一度再検討を願ひたい。これだけを申し上げまして私の質問を終ります。

○河野國務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、この事業の遂行につきましては、私の責任において役員を任命し、監督して参る。それについて遺憾がありますれば議會等において十分責任をとることにいたしますので、これらの地方の代表もしくは不平等につきまして、遺憾の点がありますれば、十分に議會から御監督願うということ

で足りるかと思つてございまして、その土地の農家の代表の方を役員に入れるという必要はないのではないかと

○川俣委員 川俣委員。第一点は、午前中の質問において企画局長から、このたびの計画は発電所の出力と農業用水とのどちらに主点を置いて計画をするのだ、またどういふ調整をするのだ、こういう質問をいたしましたに對しまして、まだ十分検討しておらない、こういう答弁であつたのであります。従ひましてその答弁がない限りにおきましては、本公団に

對する態度は保留するということを私は申し述べておるのであります。この際農林大臣から、どちらを主点にして、計画された用水をどのようになうに運用していくつもりであるか、この点をお尋ねしておきます。

○河野国務大臣 これは農林大臣所管におきまして役員の任命もいたします。農林大臣の監督下においてこの公団の運営もして参りますということ。御理解願えますように、土地改良もしくは増産ということに重点を置いてこの事業を遂行して参る、その副作用として電力でありますとか、工業用水でございましてか、かいうものが発生し、水道とかいうものを利用して参るといふことで御了解願えればよろしいのじやなからうか、あくまでも土地改良、増産ということに重点を置いてやって参る、他は余剰のものを利用するという事でお考え願いたいと思ひます。

○川俣委員 牧尾橋ダムへたまった水を利用するの、主として農業用水に使うというやうな御答弁であります。ところが関西電力がこの地区に事業を開始いたしましたのは終戦後、二十三年なのです。将来灌漑用水のダムができては困るといふところから、実はあつて作つた計画なのです。全く二十三年のどさくさまぎれに政府が許可したのです。従つて上流地帯の灌漑等を十分調査して、発電能力、発電出力を常時どのくらいにできるか、あるいはこのダム効率ほどの程度のものかといふやうな検討も何もせずによつておる。この上流地帯といふものは荒れておりまして、年々莫大な治山治水経費をかけなければ、完全な出力を現わすことができないやうな、ダム効率を現わ

すことができるやうな状態にはないわけですね。それはちやうどこの牧尾橋ダムに入るべきこの流水を半分以上独占したとして計画されたものです。日本で一番安定しておるのは三浦貯水池なのです。日本一の安定した貯水池です。早稲にもあわなないし、あるいは水害をもこうむらないといふ一番安定した貯水池です。これだけは非常に安全でありまして、この牧尾橋ダムは非常に不安定なものです。なぜかと申しますと、関西電力がこの沢目に入りまして発電所ダムを持っております。このダムはもう自然に土砂に埋もれて、ほとんど貯水能力を失つておる。貯水能力を失つたといふことで下流の土砂が低下してきた。このことは、ここにいわゆる堆積ができたといふことなのです。ここに堆積ができたから下流が低下した。もはやこのダムは土砂で満たしてしまつておる。そこで満水時は活用できないやうなものである。常時貯水能力を持たない。そこで満水時は関西電力で問題になつておる。これは無計画であつた。それはこのやうな上流を見きわめないでやつたための満水時にあつた。これはこのやうな上流における当然な障害なのです。これは牧尾橋ダムを作るとか作らないとかいふことによらない。牧尾橋ダムによつて恩恵を受けるとすれば、これは余徳なわけですね。余徳であるから負担が過重であつてもいいはずだし、また当然な負担をかけてもいいはずなのです。従来持つてゐるから既得権だといふやうな認め方をすることは間違ひじやないか。もう一つは、この計画全体からいいますと、先ほど申し上げたアメリカのやうなのは、水源地の方が電力会社が、トンナリ幾ら、農業用水は幾ら、工

業用水は幾ら、水道用水は幾ら、公共性の高いものほど、また収益率の悪いものほど安く売つておるといふやうな状態です。そのかわりに自分が水を常時流るのであるからして、流る方が治山治水をやつておる。今度の計画は国が別に治山治水の計画をやらなければ、牧尾橋ダムといふものは十年に一回も貯水能力を失ふやうな状態である。だからこの計画といふものは国の財政支出、いわゆる公団に対する財政支出、治山治水に対する財政支出、相持つた計画を立てなければこの能力といふものは発揮できなくなる。そこで一貫性を持った計画を今にして立てなければ、公団の運命といふものは瞬時にして能力を失つていく、これに對する所見を伺ひたい。

○河野国務大臣 御説の点十分今後検討いたします。そしてこれから関西電力との間にも十分なる調整を行なつて参りたいと思ひ次第であります。

○川俣委員 これは大臣、調整じやだめなものです。もし関西電力の出力を認めるといふことになると、ここに入つておる土砂を工事のときに下へ流されるのです。既得権だといふとその土砂を流すのです。これは一回流しておるのです。一回流した分が牧尾橋ダムで堆積になつておる。ですからここは土砂が全部埋まつてゐる。堆積、堆砂ができるわけである。能力をなくする。既得権がないのだといふことで能力をなくすれば砂防ダムである。関西電力のダムが貯水ダムでなく、砂防ダムであれば、牧尾橋ダムといふものは安全なものである。既得権を持つておるものだとおる。既得権を持つておるもの、あそこ

にたまつておる堆積を流すと、牧尾橋ダムは全部引き受けなければならぬ。だから既得権を認めることを強く言う。これは土砂を引き受けなければならぬ。土砂引き受けダムだといふことになる。金をかけて関西電力の持つておる土砂を引き受けるためのダムであるといふことになる。これは計画になりません。そこは調整の問題ではないのです。既得権を持つておるといふ考え方をするか、あるいはさきさきからいふたのであるからこれは既得権がないと見て、しかしながら関西電力は関西方面における公共用のものとしてあらためて認めていくかどうか。現に能力は失つておるのだから、これは航空写真で明らかにしておる。能力を失つておる。それを調べられないで能力があるなどと云うけれども、実際に満水時に心配しておるの、自分のダムが能力を失つておるから心配しておるのです。この点について伺ひたい。

○河野国務大臣 ただいま川俣委員の御指摘になりました点につきまして、十分調査いたしましてよく勉強します。

○川俣委員 まだ逐条的にお尋ねしなければならぬ点がありますが、これは明日に譲ることになりました。大臣に對する質問はもう一点で終ることにいたします。それは世銀から借ります。融資といふのは機械なんです。ところが愛知用水並びに機械公団に世銀から受ける機械の半分以上は、日本の工業能力からして十分作り得るものなんです。それをわざわざ世銀から借りられるのだからといふことで借りるといふことになる、日本の工業を圧迫す

る。日本の工業を發展させる基礎になつておるのは日本の農業です。農業が機械工業を發展させる以外に日本では機械工業の發展の余地はないわけですね。農業が大きいその機械工業の發展に役立っており、購買力になつておる。それを世銀からみな持つてくることになりまして、日本の工業の發展の基礎をなしている農業の購買力を失つてしまひます。これは日本の産業構造の上から非常に大きな打撃を与えるのではないかと申すのですが、その点はどうですか。

○河野国務大臣 必要なる機械につきましては、必要の最小限度を持つてくるつもりでございまして、こちらの方で間に合うものについては持つてくるつもりはないのでございまして。なお万々こちらでできるものであつても、最小限度さういふ場合があると思へば、耐久力等について多少考慮の余地がある場合にはあるかもしれませんが、私といたしましては、必要の最小限度持つてくることにかたきめております。

○芳賀委員 なお具体的に本法案を審議する関係上資料の要求をしておきます。第一は機械公団が世銀との借款によつて購入する機械の一覧表、それと国内で調達するものの種別と価格、機械公団でやるところの北海道の開墾の篠津地区、根釧地区、それから北上地区、この事業地区別の負担区分を明確にする資料、それから地区ごとに関連補助事業が当然あるわけですが、この関連補助事業として予想される工事別の補助率の一覧表、もう一つは先ほど開墾庁長官にお願いしておいた両大臣の覺書の内容を、文書にしてあすの朝

る。日本の工業を發展させる基礎になつておるのは日本の農業です。農業が機械工業を發展させる以外に日本では機械工業の發展の余地はないわけですね。農業が大きいその機械工業の發展に役立っており、購買力になつておる。それを世銀からみな持つてくることになりまして、日本の工業の發展の基礎をなしている農業の購買力を失つてしまひます。これは日本の産業構造の上から非常に大きな打撃を与えるのではないかと申すのですが、その点はどうですか。

までに提出してもらいたい。

○中村(時)委員 芳賀委員の資料要求に関連して、牧尾橋ダムの地質調査をやった経過並びに地質調査書を出してもらいたい。

○綱島委員長 ちょっと芳賀委員にお尋ねしますが、役所は今の資料をできるだけ作るでしょうが、あるいは十分に間に合わないものも多少はできてくるのじゃないかと思うのです。われわれが出張している留守中に、資料のことについてはだいたい御検討を願ったのだそうですから、できるだけやるということで……。

○芳賀委員 これはすぐできるはずの資料で、用意してあると思うのですけれども、できるだけお願いいたします。

○中村(時)委員 はくの資料もぜひともなければならぬ資料ですから……。

○綱島委員長 それでは愛知用水公団法案及び農地開発機械公団法案の質疑は今日はこれにて打ち切ります。

〔委員長退席、中馬委員長代理着席〕

○中馬委員長代理 次に昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案
昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十年六月及び七月に政令で定める地域内において生じた水害(以下「水害」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦(麦製品を除く。以下本条において同じ。)を生産する農家であつて、水害によりその生産に係る所有米麦が流失し、埋没し、腐敗した等のためその生産に係る残存米麦がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨又は水害による著しい減収のためその生産に係る米麦がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米麦の売渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として水害による損害又は減収の程度を参しやうとして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米麦を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米麦の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林

大臣が定める。

一 国内産米穀については玄米(三等)一石につき九、一二〇円(昭和三十年産の米穀については九、七五五円)

二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

三 大麦については普通小粒大麦(三等)五二・五キログラムにつき一、六二三円

四 はだか麦については普通はだか麦(三等)六〇キログラムにつき二、一五〇円

五 小麦については普通小麦(三等)六〇キログラムにつき二、〇五八円

六 麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○綱島委員長 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月に東北並びに北海道を襲いました水害によりまして、その保有している米麦が流失、埋没もしくは腐敗等により、あるいはまた水害による著しい減収により飯用食糧に事欠く農家が多数生じている状態であり、ますので、これら飯米不足の被害農家に對しまして、飯用食糧確保の方途を講じまして、安んじて生業に精励することができるようになす必要がございますので、昭和二十八年六月及び七

月の大水害、または同年並びに翌二十九年の冷害等の場合にとられました米麦の売り渡しの特別措置にならうとして、政府所有の米穀、麦及び麦製品を特別価格で売り渡し、もつて、被害農家の再生産確保に寄与いたす目的をもつた、本法案を提出いたす次第であります。

次に本法案の内容の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、この法律に基き米麦の売り渡しを受ける被害農家とは、本年六月及び七月の水害により、その生産にかかる所有米麦を流失、埋没もしくは腐敗し、または著しい減収のため、その農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとする。

次に政府は、その必要とする米麦を都道府県に売り渡し、都道府県は、市町村を通じて被害農家に米麦を売り渡すこととする間接的な方法をとりましたこと、及び政府の売り渡し価格は、被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に売り渡した場合の基本価格となるように定めましたことであります。

以上が本案の提出の理由並びに内容の概要でございます。慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〔中馬委員長代理退席、委員長着席〕

○綱島委員長 本日はこれにて散会いたします。明日は午前九時半より理事會、十時より委員會を開き、今日に継続いたしました、今日議題となりましたものの審議を進めることにいたします。

午後六時三十一分散会

昭和三十年八月二日印刷

昭和三十年八月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局